

## 広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増田修（企画編集責任者）・以下（共同研究者）

加藤高・紺谷浩司・矢野達雄

## 目次

- 一 はじめに
- 二 陪審公判始末簿から見た陪審裁判
  - 1 事件数とその概要
  - 2 年度別処理状況
  - 3 陪審公判始末簿
- 三 陪審説示集・問書集による事件の紹介
  - 1 ①事件（昭和四年二月二六日判決・尊属傷害致死被告事件）
  - 2 ②事件（昭和四年七月二八日判決・放火及放火未遂被告事件）
- 四 陪審法施行後の感想
  - 1 判事・検事の感想
  - 2 弁護士感想
- 五 おわりに

## 【資料一】予審終結決定書

【資料二】第一審判決書……………（以上、第三二卷第一号）

【資料三】上告審判決書……………（以下、第三二卷第一号）

- ②事件（昭和四年一〇月二九日判決・放火未遂上告事件）
- ⑨事件（昭和六年一月一〇日判決・尊属殺人上告事件）
- ⑩事件（昭和七年四月二三日判決・強盗殺人上告事件）
- ⑪事件（昭和八年七月八日判決・放火未遂上告事件）

## 【資料四】新聞報道に見る陪審公判

## 1 陪審法の実施に関する新聞報道

## 2 陪審公判に関する新聞報道

- ①事件（昭和四年二月二六日判決・尊属傷害致死被告事件）
- ②事件（昭和四年七月二八日判決・放火及放火未遂被告事件）
- ③事件（昭和四年一月一三日判決・強姦致傷被告事件）
- ④事件（昭和四年一月二一日判決・放火未遂被告事件）
- ⑤事件（昭和五年三月一九日判決・強盗強姦被告事件）
- ⑥事件（昭和五年五月一〇日判決・放火被告事件）
- ⑦事件（昭和五年二月二一日判決・殺人未遂被告事件）
- ⑧事件（昭和六年五月二八日判決・強盗殺人被告事件）
- ⑨事件（昭和六年七月二四日判決・尊属殺人被告事件）
- ⑩事件（昭和七年一月二〇日判決・強盗殺人被告事件）

⑪ 事件（昭和八年四月二一日判決・放火未遂被告事件）

⑫ 事件（昭和九年一〇月三二日判決・殺人教唆被告事件）

### 【資料五】陪審公判を担当した判検事・弁護士の関歴

- 1 判事
- 2 検事
- 3 弁護士

## 一 はじめに

本稿は、「広島における陪審裁判（二）（一）——昭和初期の芸術日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心として見る陪審裁判——」（『修道法字』第二九卷第二号・第三〇卷第一号、二〇〇七年二月・九月）に続き、「山口における陪審裁判」に関する資料について、山口地方裁判所・同地方検察庁および山口県立図書館などで調査した結果を紹介するものである。

山口地方裁判所が保存している、昭和初期に行われた陪審裁判に関する記録・帳簿の調査は、平成一九（二〇〇七）年一月二六日、山口地方裁判所において、本研究会員四名（加藤・紺谷・増田・矢野）が協同して行った。

山口地方裁判所には、陪審裁判に関しては、「陪審公判始末簿」（昭和三年～昭和十二年）と「予審終結決定書（贖本）」（昭和二年～昭和十七年、昭和十二年）の簿冊が保存されており、陪審の評議に付された事件が一一件確認できた。また、現存の「予審終結決定書」簿冊は、予審に付された全事件が綴込まれているわけではなく、その一部分でしかなかったが、陪審公判に付された「予審終結決定書」が、四件確認できた。

山口地方裁判所において陪審の評議に付された刑事判決原本については、平成二〇（二〇〇八）年三月一九日、山口地方検察庁において、本研究会員三名（加藤・紺谷・増田）が協同して、デジタルカメラによる撮影を行った。無罪判決二件は、保存期間が過ぎたのであろう、保存されておらず、有罪となった九件が保存されていた。

「防長新聞」・「関門日日新聞」に掲載された山口地方裁判所における陪審公判についての記事は、平成二〇（二〇〇八）年四月二二日・二五日、山口県立図書館において、本研究会員二名（加藤・増田）が協同して調査した。その結果、「陪審公判始末簿」において、公訴棄却と記録されている事件の中、一件が陪審の評議に付されていることが判明した。

山口地方裁判所および山口地方検察庁を始め、関係各位の御理解のもとに御高配を頂き、必要な資料の調査をすることができた。ここに深甚の謝意を表するものである。

（注1）広島地方裁判所には、「陪審公判始末簿」と「予審終結決定書」は残されていないので、「広島における陪審裁判」は新聞記事と刑事判決書とを中心に紹介した。なお、山口地方裁判所には、「第一審公判始末簿」（昭和二年～昭和十二年）も保存されている。（注2）「陪審公判始末簿」や地元紙の記事などにより、全国でも特に無罪が多かったといわれる仙台的陪審裁判の模様を紹介したものに、林正宏「仙台的陪審裁判について」（『判例タイムズ』第六三〇号、一九八七年五月）がある。本研究会は、林論文に導かれて、裁判所に保存されている陪審裁判に関する資料を調査することが出来た。

（注3）本稿においては、原資料の旧漢字は、氏名に用いられている場合を除き、原則として常用漢字を用いた。

## 二 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

1 事件数とその概要

山口地方裁判所において、昭和三（一九二八）年から昭和一九（一九四〇）年までの間に、陪審の評議に付せられた事件の終局結果は、「刑事統計年報」によると、有罪九件、無罪二件、合計一一件であるという（『我が国で行われた陪審裁判』、最高裁判所事務総局・一九九五年、一三六頁）。しかし、同裁判所に保存されている「陪審公判始末簿」には、その外に公訴棄却（通常は、被告人死亡による）が三件記録されているが、その中の一件は陪審の評議に付されているので、それを加えると一二件となる。それらの事件の概要は、次の通りである。

事件	判決日(昭和年月日)	被告人	公訴罪名	判決内容
①	4・2・16	K T 清吉	傷害致死	懲役2年(傷害)
②	4・7・18	M S 峰雄	放火及放火未遂	懲役4年(放火未遂)
③	4・11・13	H 勘一	強姦致傷	公訴棄却(猥褻)
④	4・11・21	Y U 鶴作	放火未遂	懲役2年6月
⑤	5・3・19	S I 久槌	強盗強姦	無罪
⑥	5・5・10	H D 哲雄	放火	懲役7年
⑦	5・12・11	S D 一雄	殺人未遂	懲役3年
⑧	6・5・28	Y Y 音松	強盗殺人	無罪
⑨	6・7・14	F M 勘一	殺人	懲役7年
⑩	7・1・20	A M 鶴千代	強盗殺人	無期

⑪	8・4・11	Y D 一藏	放火未遂	懲役3年
⑫	9・10・31	T B ハル	殺人教唆及死体遺棄教唆	懲役3年(未決120日通算)

(注1) 山口地方裁判所には、陪審公判始末簿は昭和一二年までしか保存されていないが、昭和九年一〇月の⑩事件以降は、陪審法が停止された昭和一八年四月一日までの間に、陪審に付された事件はないと思われる。山口地方検察庁でも、⑩事件以降、山口地方裁判所において陪審に付された事件は見あたらないという。

(注2) ①事件は、当時の刑法第二〇五条第二項(直系尊属傷害致死)により起訴されたが、傷害(刑法第二〇四条)と認定された(判決書)。

(注3) ②事件は、放火二件は「然らず」、放火未遂一件が「然り」と答申された(判決書)。

(注4) ③事件は、陪審員の答申が、強姦致傷については「然らず」、猥褻については「然り」であった(「防長新聞」昭和四・一一・一五)。猥褻罪は告訴を待って受理すべき事件なので、公訴棄却となった(刑事訴訟法第三六四条第五号)。

(注5) ④事件は、放火未遂が認められた(判決書)。  
 (注6) ⑩事件については、死体遺棄教唆(刑法第一九〇条・第六一条)は、請求陪審事件であるが陪審の請求がなく、昭和九年一〇月二二日、殺人教唆について陪審裁判が終わった後、同日、通常裁判により懲役三月(未決三〇日通算)の判決があった(「防長新聞」昭和九・一一・二、判決書)。殺人教唆については、殺人幫助と認定された。  
 なお、殺人・死体遺棄の実行犯であるU Y 強助は自白したので、通常裁判によって、昭和九年一月九日、懲役一〇年(未決一八〇日通算)の判決を受けた(第一審公判始末簿)。

(注7) ②③⑩⑫事件は、上告したが棄却された(上告審判決書)。

2 年度別処理状況

山口地方裁判所における、法定陪審事件の年度別処理状況は、次の通りである。

昭和	受理件数	自白	辞退	陪審判決	公訴棄却	備考
3	5	4	1			
4	25	13	8	3	1	公訴棄却は、強姦致傷陪審事件
5	26	8	15	3		
6	37	23	11	3		
7	34	25	9			
8	45	28	16	1		
9	45	38	5	1	1	公訴棄却は、放火事件
10	43	27	16			辞退中、1件は一部自白
11	48	36	11		1	公訴棄却は、殺人未遂事件
12	44	25	11			8件は、昭和12年内は未済

(注1) この表は、「陪審公判始末簿」に基づいて作製した。陪審判決は、判決が翌年の場合でも、事件が受理された年に記載した。

なお、「陪審公判始末簿」では、受理年度において未済の事件は、翌年の簿冊に既受事件として転記されている。なお、山口地方裁判所では、法定陪審事件のみで、請求陪審事件はなかった。

(注2) 昭和四年の公訴棄却となった強姦致傷陪審事件は、前掲③事件である。

(注3) 昭和九年の放火事件は、公判開始以前の昭和九年二月一日に、被告人が死亡したので(「関門日日新聞」昭和九・一一・一八、「防長新聞」昭和九・一二・一九)、決定で公訴棄却された(刑事訴訟法第三六五条第一項第二号)。

(注4) 昭和二年の殺人未遂事件は、公判開始以前の昭和二年六月一日に、被告人が死亡したので(「防長新聞」・「関門日日新聞」昭和二・六・三、「関門日日新聞」昭和二・六・四)、公訴の取消があり、決定で公訴棄却された(刑事訴訟法第三六五条第一項第一号)。

(注5) 仙台では、昭和二年から、自白より辞退の方が圧倒的に多くなるという。刑事統計年報は、昭和一五年まで、自白・辞退は人数で掲載されているが、山口では、昭和一三年(自白二名・辞退一名)、昭和一四年(自白七名・辞退二名)・昭和一五(自白七名・辞退一八名)である。

(注6) 岡原昌男「陪審法の停止に関する法律に就て」(『法曹会雑誌』第二巻第四号、一九四三年四月)には、昭和三年から昭和七年までの全国「年度別・法定請求陪審事件受理総数」と「処理状況」が掲載されている。陪審事件は、昭和一〇年一八件(内、更新三件)昭和一一年一九件(内、更新三件)、昭和一二年は一五件(内、更新二件)あったが、昭和一三年四件、昭和一四年四件(内、更新一件)、昭和一五年四件、昭和一六年一件、昭和一七年二件(内、更新一件)と、昭和一三年を境に激減する。「更新」は、陪審の答申を採択せず、他の陪審の評議に付すことである(陪審法第九五条)。

このように、昭和一三年から陪審公判が激減したのは、昭和一二年七月七日、蘆溝橋事件から始まった日中戦争(支那事変)の影響であろう。短期決戦を目指したものの、長期化する状況となり、陪審裁判どころではなくなっただけと思われる。

### 3 陪審公判始末簿

山口地方裁判所には、昭和三年から昭和一二年までの間の「陪審公判始末簿」が保存されている、表紙はB5サイズの厚紙で、中身はB4サイズの用紙を二つ折りして綴ったものからなる。そして、「陪審公判始末簿」は、同じ年の「第一審公判始末簿」や「民事事件簿」などと一緒に合冊されており、その背表紙には「事件簿」と書かれている。

すなわち、昭和三年から昭和一一年までのものは、各年「事件簿」と題する簿冊に、民

事は「第一審、第二審、申請、非訟、小作調停、上訴一覽簿（自大正七年至昭和三年）、抗告」、刑事は、「第一審、第二審、予審、共助」と、民事・刑事の事件簿が合綴されている。昭和一二年は、「民事第一審事件簿」と題しているが、内容は従来と同じで、「事件簿」と記載した表紙がつけられていない状態である。「事件簿」の厚さは、各年五・五糎乃至六・五糎である。

「陪審公判始末簿」は、最初の用紙裏の右端に「進行番号」、「接受ノ日」、「記録号」、「主任判事」、「主任検事」、「被告人ノ氏名」、「件名」、「勾留ノ日」、「保釈ノ日」、「責付ノ日」、「終局 年月日・要旨」、「上告 申立ノ日・完結ノ日・要旨」、「検事局への記録送付の日」、「備考」と印刷された各欄があり、その左方に、事件の進行番号順に、各欄に応じた内容を記入するように構成されている。

例えば、①事件が収録された「陪審公判始末簿」の表紙には、次のような記載がある。

昭和三年至昭和四年
登記済
陪審公判始末簿
る節
山口地方裁判所
刑事第八四号

（注）「登記済」は朱書、その他の記載は墨書である。

また、①事件に関する「陪審公判始末簿」の記載内容は、次の通りである。

「進行番号」欄は一、「接受ノ日」欄は一月七日、「記録号」欄は四年公一、「主任判事」欄は二、「主任検事」欄は相原、「被告人ノ氏名」欄は本籍島根県那賀郡□□村大字□□第□□□□番地、住居山口県厚狭郡□□□□村大字□□□□字□□□□瓦製造業、K T 清吉、明治三十二年十二月□日生、「件名」欄は傷害致死、「勾留ノ日」欄は三年十二月十一日、「保釈ノ日」欄および「責付ノ日」欄は空白、「終局」欄の「年月」は四年二月十六日（注、判決年月日）、「要旨」は懲役二年、「上告」欄の「申立ノ日」は四年二月二十日、「完結ノ日」は四年二月二十八日、「要旨」は上告取下、「検事局へ記録送付ノ日」欄は四年三月四日、「備考」欄には勾留更新、決定（二ノ九）と記載されている。

（注）「終局 年月日・要旨」欄の「要旨」の項には、事件処理の内容、すなわち自白・辞退・公訴棄却、あるいは陪審の評議に基づき判決された場合は、その結果（例えば、無罪、懲役□年など）が記入されている。

### 三 陪審説示集・問書集による事件の紹介

『陪審説示集』（司法省刑事局・一九二九年、三四六頁〜三七二頁）および「問書集」（『法曹会雑誌』第七卷第一〇号・一九二九年、四一九頁〜四二〇頁）によると、①②事件は、次のような事件であった。ただし、②事件は「問書集」には、収録されていないので、問書・答申は「防長新聞」・「関門日日新聞」の報道によった。

(1) 公訴事実の梗概

被告人ハ、実父K T力太カ常ニ酒ニ親ミテ家業タル瓦製造業ニ励マサル所ヨリ予テ同人トハ不仲ノ間柄ナリシ処偶々力太カ昭和三年十二月九日午後十一時頃居村ナルT S飲食店ヨリ酩酊帰宅シ酔狂シタル為被告人ハ力太ト口論シ立腹ノ余垂木ヲ以テ同人ノ頭部ヲ殴打シ因テ頭蓋腔内ノ右後硬脳膜動脈及左小脳実質ノ破裂ニ因ル出血ヲ起サシメテ力太ヲ死ニ致シタルモノナリ

(2) 説示案

本件に関し、既に事実の審理、証拠調並に検事・弁護人等の犯罪の構成要素に関する事実上及法律上の問題に付ての意見陳述終りたるに依り、本官は法律の規定により、各位に對し法律上並に事実上の論点及証拠關係に付、説示を為さんとす。

検事並に弁護人は、各本件は如何に判断すへきかに關し、各其意見を述べたるも、本官は、各位に對し、其判断に關する意見を述ふることは、法律の許さるるところなるに付、之を避くるを以て、各位は既に取調へたる被告人の供述、証人の証言及示されたる各証拠とに基き、公平なる意見を以て評議の末、答申せざる可からすと告げ、次て本件公訴事実として、予審決定書記載の事実を告げ、諭告の際注意せる如く、陪審員か本件犯罪事実の有無を判断するに付ては、当公判廷に於て取調たる証拠に拠てのみ判断す可きものにして、此証拠以外に公判廷外に於て見聞したること、其他の事柄は、判断の資料に加ふ可に非らざることを告げ、

右に關し、被告人は当公判廷に於て、昭和三年十二月九日、午後十一時頃山口県厚狭郡

□□□村なる自宅に於て、酩酊せる父力太と口論して、之と手にて殴合ひたること、並に同夜力太は外出し、自宅より約三丁許りを距りたるS H太郎宅前に到り倒れ居り、頭部其他に創傷を蒙り死亡したることは相違なき旨供述し、

而して、垂木を以て傷害したることなく、力太の死亡は傷害に因るや否は不明にして、被告の所為に基くものに非すと弁解せり。即ち、被告は、本件の公訴事実に関し傷害並に致死の点を認めざるものにして、公訴事実全部を否認するものなり。

本件を判断する証拠關係を、説明するに先ち、

本件に關する我刑法の規定を説明せんに、我刑法は不法に他人の身体を傷害するを傷害罪とし、傷害に因て人を死に致したるを傷害致死罪とす。

本件公訴事實は、尊属親に對する傷害致死罪に該當す。力太か被告の直系尊属たる父に該することは、何ら争なき事實にして、傷害したりや否、傷害と死か原因結果の關係ありや否の二点に最も注意するを要す。而して、傷害と死と原因結果の關係ありや否に付ては、傷害の為め死の結果を即時に生ずるを要せず。又、唯一の原因たるを要せず。傷害後多少の時間を経過するも、或は他に之を助勢する他の原因加はるも、苟も傷害か死の一原因たるに於ては、本罪を構成するものなることを、特に注意す可しと説明し、

本件公訴事實に關する証拠としては、

前刻読聞けたる被告人に對する第一回予審調書中の被告は、父と争論し、垂木にて三、四回、両手にて父の頭部を殴りしか、父か出て行きし後、座敷に血か落ち居りしに驚きし旨、父はS H太郎宅前に倒れ居り、右耳より顔に掛け血か流れ居り、自分か垂木にて殴りし為め傷付きしと思ひし旨、被告人の第三回予審調書中の親父か酒に酔ひ居る処を私か殴

りし為、死せしと思ふ旨の被告人の各供述記載、

本件公判準備書中、被告の供述として、父と争論の末、垂木を以て父の頭部を殴り、創傷出血せることは相違なく、妻か止めたるも三、四回殴りしやも知れすとの記載、

K Tフミエに対する予審訊問調書中、被告人は父力太とは、十二月九日の夜、自宅にて争論の末、殴合を為し、自分か止めしも、兩人は庭に下り揉み合ひを為し、父は外に出て行き、後に血か落ち居りしを見、父か傷付きしを知りたるか、亭主はア一迄遣るまいと思つたか、胸か持てんから遣つたと申し居りし旨、並に後に垂木に血か付き居りしを見、亭主か該垂木にて、父を殴りしと知りし旨の供述記載、

鑑定書中、K T力太の屍体には、第一乃至第八の創傷あり、

第一創傷は、右顱頂部の中央に前後に長さ五糎哆開横径〇・五糎の断裂挫創あり、創縁粗糙にして、深さ二・五糎骨膜に達す旨、

第六創、左耳殻の中央部に丁字形の耳輪骨貫通創あり、創縁鋭利ならず、深さ骨膜に達する創傷ある旨、

第七創、右肩胛部に長さ二糎、上下に幅一・五糎の打撲による皮下溢血ある旨、

第八創、右胸部の中央に上下(長さ)二・五糎、左右(幅)一・五糎の打撲による皮下溢血ある旨、

其他前頸部の咽頭下部と胸骨把柄部の上縁に半月形の爪痕ある旨、  
の各記載、

当公廷に於ける、証人T D來太郎のK T力太の屍体中の鑑定書第一創傷並に第六、七、八の創傷は、孰れも鈍体の襲撃に因るものにして、自傷とは認め得さりし旨、第二、三、

四創は、倒れたる為、自ら負傷せしものと認むる旨の各供述、  
等なりとす。

以上の各証拠か、被告人か垂木を以て、父力太を殴打し、其頭部、右肩胛部、右胸部等に打撲創傷を加へたるものなりや、否やを判断す可きものに属するものなり。

被告人は、父力太の身体を傷害したることなく、父力太は自ら躓きて土間に倒れ、瓦等に当りて負傷せるものならんと弁解せるを以て、果して然るや否やは、只今説明せる鑑定書の創傷状態並に証人T D來太郎の証言の創傷の性質等と参酌して慎重に考慮判断せざる可からず。

更に、進んで力太の死亡は、右蒙りたる創傷に基因するや否や、換言すれば死因は創傷に因るものなりや、即ち創傷と死因と原因結果の關係あるや否やの点は、本件を判断する重要な事項に属するを以て、最も慎重に証拠關係を参酌して考慮せざる可からず。  
之に関する証拠は、

前説明せる如く、鑑定書中の第一創傷の性質及脳部に生したる損傷、即ち右第一創傷の為、硬脳動脈の出血と小脳実質を破裂せしめ、遂に死に至りたるものなる旨の記載、

被告人の第三回予審調書中、親父か酒に酔ひ居る処を、私か殴りし為、死せしと思ふ旨の被告人の供述記載、証人T D來太郎は、当公廷に於て、右第一創傷か死の主因にして、他に病的等の死因と認む可きものなかりし旨の供述を為すところなり。右の各証拠並に被告の父力太か被告と争論し、外出し三丁許り距りしS H太郎宅前に至り倒れ居り、後遂に死亡せる事実を参酌考量し、創傷と死と原因結果の關係あるや否やを適当に解釈判断す可きものとす。爰に注意すべきは、鑑定書には本屍は、頭蓋腔内の血管破裂と貴要なる小脳

の破裂、滲溜せる血液の量多きにあり、数分を出てすして致命せしものと記載あるも、証人TD來太郎の証言に依れば、右出血滲溜までは、五分乃至十分を要し、其後数分時に於て死亡する意義にして、右は普通の場合なるも、力太の屍体を見るに身長十八貫余あり、稀に見る強壯体なりし故、受傷後三十分間位は生存し居りしやも知れずと供述し居れり、依て、右の諸点を参酌して、原因結果の關係の有無を判断す可きものとす。

若し創傷と死と原因結果の關係なしとせば、死因は何に因て来りたるかに付、慎重に考慮するの要あり。証人TD來太郎は、他に病的等の死因と認むべきものなかりし旨供述し、並に力太か平素強壯体なりしことは、被告人の供述するところなるを以て、此等の点には深く注意せざる可からず。

要は、以上説示したるTD來太郎の証言並に鑑定書、被告人に対する予審調書の記載等の証拠關係を総括して、創傷と死と原因結果の關係ありや否やを判断するを必要とす。

陪審員各位は、愛憎等の感情に捉はるゝか如きことなく、冷静公平に判断すべきものなり、と説示し、

主問・補問として、問書記載事實を示し、問書を陪審に交付し、且問書謄本の交付を請求し得る旨を告げ、

次て、陪審長互選及評議答申方法に付注意を与へ、評議室に退き、慎重審議し、公平に評議し、答申すべき旨を命したり。

(3) 問書・答申

主問

被告人ハ昭和三年十二月九日山口県厚狭郡□□村ナル自宅ニ於テ酩酊セル実父KT力太ト口論ノ末垂木(証第一号)ヲ以テ力太ノ頭部其ノ他ヲ殴打シ其ノ右硬脳動脈及小脳實質ノ破裂ニ因ル頭蓋腔内ノ出血ヲ起サシメ死ニ致シタルモノナリヤ

補問

被告人ハ昭和三年十二月九日山口県厚狭郡□□村ナル自宅ニ於テ酩酊セル実父KT力太ト口論ノ末垂木(証第一号)ヲ以テ力太ノ頭部其ノ他ヲ殴打シ其頭部其他ヲ傷害シタルモノナリヤ

答申

主問、然ラス

補問、然リ

2 ②事件(昭和四年七月八日判決・放火及放火未遂被告事件)

(1) 公訴事實の概要

被告人は

第一、被告人の伯父なる居村MT又一の住宅か、昭和三年三月三十日火災に罹りて全焼し、右火災は又一の妻イチ自らか放火せしものゝ如き噂立ち、同人は同年六月頃、警察署の取調を受くるに至りし処、右噂は居村MSフサノ及MS義作の母ヤナ等の放言に因るものなることを、イチに於て聞知し、同人大に怒りて其実否を糺すべくMSフサノ方へ赴き、同及MS義作の母ヤナ等と激論し居るを、被告人は密に目撃し、其論争の状況より、寧ろMTイチ主張の如く、フサノ等に於て斯る噂を立てたるものゝ如く思惟せら



れたるより、被告人は同人等の所業を惡み、爰に其住宅に放火して、フサノ等を懲しむる所あらんと決意し、

(イ) 昭和三年八月十一日午後九時前頃、MS義作の居宅に赴き、長さ三寸周囲三寸位の藁束に、線香二本及燐寸約十本と竹箸とを挿し、更に其の周囲をタオルの切にて巻き（証第一、二号）、該線香に点火して之を義作方の西北屋根裏に差込み放火したる処、通行のNO米松に発見せられ消火する所となりし為め、屋根裏の一部分を焼燬したるに止まり全焼に至らず、

(ロ) 昭和四年三月二十二日午後八時頃、ハンカチを裂ひて長さ四、五寸位の縄と為し、之に燐寸十四本位と婦人の結髪用のセルロイド製ピン十五、六本とを黒糸にて括付け（証第三号）、之を携へてMSフサノ方へ赴き、所持の燐寸にて右縄に点火し竹竿に挟んで、之をフサノ方の西横側の屋根裏に差込み放火せんとしたる所を、フサノに発見せられたる為め目的を遂けずして逃走し、

第二、被告人方は素一家を支ふるに足るべき先祖伝来の資産を有したる処、居村MS國雄方より養子に來りし被告人の祖父亡喜平か、生前に飲酒し財産を蕩尽したる為め、現在の如く他人の田地を小作すべき境遇に激変したる事實を、被告人の幼少の頃より、前年死亡せる祖母に教へられ訓戒激励せられたること屢々にして、其都度被告人は、祖父の生家なるMS國雄方を呪咀し居りしか、昭和四年一月の雪中、地主に納むべき小作米を実父幸四郎と運搬するに際し、偶々祖母より教へられたることを追憶して、家運の衰へたるを悲み、爰に益々MS國雄の家を呪ふに至り、遂に同家に放火して恨を霽さんことを決意し、同月十四日午後八時半頃、檻樓を長さ五寸位の縄と為し、其一端に燐寸軸木

約十本を括付け、其周囲を新聞紙にて巻き（証第十八号、第十九号）、右縄の先端に火を点し、之を携へてMS國雄方に赴き、同家西隅の屋根裏に差込み放火したる処、隣家のMS浦太郎の発見する所と為り、消火したる為め、屋根裏を周囲約一尺位焼燬したるに止まり、全焼に至らざりしものなり。

## (2) 説示案

公訴事実として、予審終結決定書記載の事實を告げ、

公訴事実第一に付、

被告人は、厚狭郡□□村大字□□字□□□叔父MT又一住家か、昭和三年三月三十日全焼し、右火災は又一の妻イチ自ら放火せし噂立ち、同年六月警察署の取調を受くるに至りたること、

MS義作方火災は、通行人NO米松に発見せられ、木造藁葺の住家屋根裏の一部を焼燬したるのみにて、消止められたること、

第二事実に付、

昭和四年一月降雪中に、地主MS壽介に納むべき小作米を、実父幸四郎と共に運搬したること、

MS國雄方に放火したる者ありたるか、隣人MS浦太郎に発見せられ、木造藁葺住家屋根裏周囲一尺位を焼燬したるのみにて、消止められたる事實あること、

は各被告人に於て認めて、争はざる所なりと告げ、  
而して、

第一事実に、

(イ) 事実

- (一) M Tイチカ、自分の家に自ら放火したと云ふ噂は、M Sフサノ及M S義作の母ヤナ等の放言に因るものなることを、イチに於て聞知し、大に怒りて其実否を糺すべく、フサノ方に赴き、同人及右ヤナと激論したること、
- (二) 被告人は、右激論を密に立聞きし、其論争の状況よりイチ主張の如く、フサノ等に於て、イチ自ら自家に放火したりとの噂を立てたるものゝ如く思惟し、同人等の所行を悪み、フサノ方及義作方住家に放火して、同人等を懲しめんと決意したること、
- (三) 被告人は、昭和三年八月十一日午後九時前頃、M S義作の居宅に赴き、長さ三寸周圍三寸位の藁束に、線香二本及燐寸軸木約十本と竹箸とを挿し、更に其周圍をタオル布片にて巻き、該線香に点火して、之を義作方木造藁葺住家西北屋根裏に差込み放火したること、

(ロ) 事実

- (四) 被告人は、昭和四年三月二十二日午後八時頃、ハンカチを裂きて長さ四、五寸位の繩と為し、之に燐寸軸木十四、五本位と婦人結髪用セルロイド製ピン十五、六本とを黒糸にて括付け、之を携へてM Sフサノ方に赴き、所持の燐寸にて右繩に添火し竹竿に挟んで、之をフサノ方木造藁葺四方垂尾瓦葺住家西横側の藁葺屋根に差込みとしたる所を、フサノに発見、誰何せられたる為、目的を遂げずして逃走したること、

第二事実中、

- (五) 被告人方は、素一家を支ふるに足るべき祖先伝来の資産を有し居たるか、居村M S國雄方より養子に來りたる祖父亡喜平か、生前飲酒し財産を蕩尽したる為、他人の田地を小作すへき境遇に激変したる事実を、被告人幼少の頃より、前年死亡せる祖母に教へられ訓戒激励せられたること屢にして、其都度祖父の生家なるM S國雄方を呪咀し居りたること、

- (六) 小作米運搬に際し、偶々祖母より教へられたることを追憶して、家運の衰へたるを悲しみ、爰に益々M S國雄の家を咀ふに至り、遂に同家に放火して恨みを霽さんと決意したること、

- (七) 昭和四年一月一四日午後八時半頃、檻樓を長さ約五寸の繩と為し、其一端に燐寸軸木約十本を括付け、其周圍を新聞紙にて巻き、右繩の一端に火を点し、之を携へて居村M S國雄方に赴き、木造藁葺住家西隅の屋根裏に差込み、放火したること、

右公訴事実に関する法律用語の意義

意思継続とは、同一罪名に触るゝ数個の犯罪か単一の決意に依りて行はるゝ意思の態容を謂ひ、同一罪名に触るゝとは、本件公訴事実を藉りて例示せば、第一の(イ)M S義作方の放火、(ロ)M Sフサノ方放火未遂の如く、孰れも放火罪なる如き場合を謂ふものにして、数個の犯罪か単一の意思に依りて行はるゝとは、右説明の如く数個の同一罪名に触るゝ犯罪ありて、其数個の犯罪を犯人決意の方面より觀察して、互に共通したる連絡のある意思の態容を指称するものなり。之を本件公訴事実を藉りて説明せば、第一の(イ)M S義作方放火と(ロ)M Sフサノ方放火未遂とは、フサノと義作の母ヤナとか、被告人の叔父M T又一の妻イチは、自ら自家に放火したりと云ふ噂を立てたるものと思惟し、同人等の所行を悪み、其住家に放火して同人等を懲しむる所あらんと決意したり、と云ふに在りて、此二個の放

火と放火未遂とは、之を為すの決心が共通して連絡ありと理解さるゝ場合を云ふなり。又第二のMS國雄方放火は、別個の原因より敢行せられたりと謂ふに在りて、第一の(イ)の事實とは、連絡関係なきものなり。要之意思継続、即ち連続犯とは数個の放火の決意が共通して連絡あることを、単一なる犯意又は意思継続と指称するものなり。而して、本件第一の(イ)の公訴事實は、右説明する連絡犯なりと謂ふ趣旨を包含し居るものなり。

進んで、住家焼燬とは、其儘に放任せば火か自然の勢にて住家を燃焼する程度に達したること、即ち火を放つに用する材料より、火か住家に燃へ移りて、打捨て置かは、自然の勢にて住家か燃焼する程度に達したるを謂ふものにして、住家か住家として用を為さる程度に焼けたることを必要とする意味にはあらず。又、住家か焼けて原形を存せざる程度に達することを必要とするものに非すと説明し、

尚、弁護人は、放火犯の予備なるものなく、従て第一の(ロ)のMSフサノ方の放火は、公判廷に顕はれたる証拠に依れば、仮にフサノ方放火は被告人の所為なりとするも、被告人は放火に用ゆる材料を携へてフサノ方住家西側に到り、燐寸にて其材料に点火したる際、フサノに発見せられて逃走したるものなることを認め得べきのみにして、放火材料に点火したる以上の行為に達したるものに非ざるを以て、予備行為なり、放火の予備行為を罰すへき規定なしと論すれども、放火の予備を罰することは、刑法第百十三条に規定する所にして、弁護人の此点に関する議論は誤謬なり。併し、本件に於ては、各位は放火未遂か、放火予備かと云ふ法律上の論議を為すを要せずして、後に提出せらるゝ事實問題の存否を決すれば足る故に、斯くの如き岐路に迷ひ入ることは、全く無用の事柄なり。

次に、検事並に弁護人は、各立場を異にせる関係上、其見解を異にせるは止むを得ざる所にして、熱心の余りか、互に被告人の性行に迄論及せられたるも、各位は被告人の性行を以て、公訴事實有無の判断の資料と為すは不可なり。又、検事並に弁護人は、各位に対して常識に依りて判断すへきものなることを、力説せられたり。若其意味にして法廷に於て取調へたる証拠を度外視して、各位の常識に依りて、本件公訴事實の有無を判断せよと云ふ趣旨なりとせば、大なる誤なるも、若し右様の意味にあらずして、公判廷に顕はれたる証拠を、各位の常識に依りて、取捨を判断せよと云ふ意味なりせば、正当の注意なるを以て、陪審員各位は此点に誤解なきことを、特に希望す。

陪審員各位本件の取調を始むるに先ち諭告したる如く、此事件に付、三日間に亘りて公判廷に於て、各位の面前にて親しく取調へたる被告人の申立、証人の申立、読聞けたる証拠書類、示したる証拠物件以外に、各位か新聞記事又は世間の風説噂話、又は其他に依りて知り得たる事柄は、一切各位の念頭より取去り、各位は全然素地と為りて、当公判廷に於て各位の面前にて取調へられたる被告人の陳述、証人の証言、読聞けられたる証拠書類、示して弁解を求めたる証拠物件のみに付、公訴事實の有無を判断せざる可からず。

被告人は、各位の聞かれたる如く、公訴事實の大部分を否認し居り。併し、公判第一日に読聞けたる被告人の第一回乃至第三回の予審調書に依れば、本件公訴事實を大体に於て認め居り。右予審の自白は其実なりや否やか、本件に関する主要の争点なりとす。此問題を決するには、各公訴事實に関連せる係争事実と其証拠関係を考察することに依りて、決せらるゝものなり。

先づ、第一の(ロ)、第一の(イ)、第二と云ふ順序に従ひ説明せんとす。

証拠関係

第一の(ロ)関係事実にては、

犯人は、二十歳以上三十歳以下の黒色の和服又は洋服を着し、足から上白く見へ、ズボン下を穿き居たりと思はれたるや、将又白ズボン下を穿き居たる松橋勇位の小男なりしやを決するの要あり。

此点にては、

MSフサノの予審に於ける犯人の服装は、和服か洋服か判らぬか、黒い色の物を着て、足から上一尺位白く見へたから、白ズボンを穿いて居たかと思ひますか、夜目の事故判然としたことは、判りませぬと供述し、及被告人の足を実験せられたる結果とに徴し、尚被告人か三月以上未決勾留に処せられる点も考量し、又MSフサノは当廷に於て、私方に火を放けんとした犯人は、白ズボンを穿いて居ましたか、被告人よりは背か低く見へ、松橋勇位の小男に見へたる旨供述し、証人KM幸八は、MSフサノ方に放火せんとしたる者は、三十歳以下の白きパンズを穿きたる男なりしとの事にて、夫れを目当に取押さへる積りにて、警戒に到りたる旨供述し、尚当裁判所検証調書に、MSフサノ方南隅は、一段高く石垣を築きて、道路より緩傾斜を以て邸内に入る通路を設けあるも、門、障壁等の設けなく、東側は何等囲ひなくして、通路を挟みて直ちに、隣家TH武雄方に対し、西側は道路より一段高く、自然に崖脚状を為して、相当年齢を経たる柏、椿、柿其他雑木繁茂し居りて、所謂藪状を為し、北側は西側より住家の三分の一に到る間は、小竹疎に生立し、西側より此部分は、粗雑なる竹垣を設けて、外囲ひとなしあり。住家は、右邸内稍西北に偏して建てられたる、南向の木造藁葺四方屋垂瓦葺の平家建なりとの記載あり。右状況よりして、犯行当夜月明りありとするも輒く識別し得るや、或は咄

嗟の驚きの間に服装其他を錯覚無くして観察し得るやは、各位か慎重に考慮さるべき問題なり。

MSフサノ方北方竹垣を破りて逃走せば、負傷するや否やは、予審の検証調書中フサノ方西北側の藪は四、五本の竹と小笹雑木か繁茂し、其間に枯枝や落葉か散在し居れるのみならず、外側には古き乍らも周囲四寸位の竹を横へ用ひて垣と為し居れる以上、此処を夜間に追はれて走り逃ぐるを急ぎて踏破せるものとせば、身支度の如何に依り直に断言するを得されとも、多分身体の何処かに負傷(但し創傷の類程度は勿論不明)ある可きを予想するに難からず。殊に、垣に用ひたる古竹一本と小指頭大の小笹一本か折れ、併も其の小笹の折り取られたるものは、未だ枯すして笹の色合ひに余り変化なく、垣竹の分も折れ口新しきは他に原因なき限りは、犯人逃走の際折れたるものたることを推定するに及び、右負傷の予想或は事実なるべきを思はしむとの記載ある旨、及当裁判所検証調書のフサノ方の右藪は、面積約二坪内外にして、最近に竹を切り取りたる跡所々に在り、又竹垣は小笹附着したる儘の竹及生立せる竹を其儘曲けて所々繩にて結びて作り居れり。若し、夜間追跡せられ右藪及竹垣を通過逃走し皮膚露出し居らば、身体何れの部分かに擦過傷又は突刺傷を蒙ることは、蓋し免れ難きことならんと思考せらるゝ旨の各記載あり。之を信するや否に依り決せらる。

尚又、本件に付、被告人か取調を受くるに当り、左下肢に十数個の負傷ありしことは、証人HS豊作の本年三月下旬、警察官に同行せられたる被告人の足を診たるに六個の傷あり、尚小さき創ありたるやも知れざる旨供述し、予審判事か左下肢の創に付作成せる被告人第一回予審調書の検証部分(創の部位、形状等は右検証部分の写を、手許に交付

しある通りなり)の記載あり。  
此を信するや否に依り決せらる。

又、昭和四年三月二十二日ONDセメント会社鉄工作業場にて、被告人か足背に負傷したるや否やは、弁護人提出のAngelと証人HK周一の被告人か当日Angelを足に落し負傷したる旨の供述、証人MJ元平は同日被告人の足にAngel落ちて負傷したることを聞知したる旨供述せり。

此点に付ては、数日前送付を受けたる当時、被告人か穿き居たりと云ふ足袋(証第二十号)か押収され居れるか、血痕の附着し居るや否、実験の上決せられ度し。

右各証拠の真否は、各位の判断に依り決せらるべきものなり。

又、被告人は、本年三月二十二日夜、宇部駅構内を横断する際、張金に引掛り倒れて負傷したりと弁解し居りて、此れか証拠としては、

被告人の其旨の供述と証人MT又一の被告人か駐在所附近の栄亭前に自分の俸清か居る旨告げたるに依り、被告人に見て来て呉れと頼みたる旨の供述、

其外証人KS五六は、火災当夜、被告人と共に夜警に出でたる際、同線路内を横断したる事実あるか、其際には転倒したるか如きことはなかりし旨供述し居れり。

以上の証拠を信するや否に依り決せられる。

当夜、被告人の負傷するや否やに關係ある被告人の服装は、洋服を着、地下足袋を穿き居たるや否や

は、被告人の同趣旨の供述と証人MSヤナ(被告母)、MS近一、KM孝八、KS五六の、被告人は当夜洋服を着し居たりと各供述せり。之れを信するや否に依り決せらる。

而して、右の如き服装にて、宇部駅構内に張りある張金に引掛りて転倒せば、右の如き負傷を生ずるや否に付ては、

当裁判所検証調書(各位の手許に交付しある第三回写参照のこと)の外囲ひ、即ち柵の高さは三尺五寸内外にして、柵の用材と用材との間隔は、大体二尺内外なり。而して、現に破損したる箇所所々ありて、右破損なくとも身体を屈すれば、自由に構内に侵入し得る關係にあり。而して、第一のシグナル線より(イ)の大動車(滑車)に亘り引張りある張金は、第一シグナルの処最も高くして地上より三尺一寸の隔りあり。夫れより、(イ)の大動車に至るに従ひ次第に低下し居れり。(イ)の大動車の処の張金(導線)は、地上より三寸余上方を通し居るに過ぎず。而して、(ロ)の各大動車及(ニ)の転撤双動機に亘り、引張りある導線及導管は、各地上より六寸内外上方を走り居れるを見る。第二シグナルより(ロ)の大動車に亘り引張りある導線は、一条の針金にして、其他の導線(張金)は、各針金四本を巻き合せて作りたるものにして、周囲約四分を算し、(ハ)の大動車の処を走り居る張金(導線)は、其数八本あり。而して、右八本の張金の上方二寸の処(地上より八寸)を、周囲二寸余の導管か右導線に沿ひて、遠方信号器に向ひ居れるを見る。而して、軌条は地盤より約一尺の地盛を為したる上に敷設しありて、其軌条の敷地及地盤には、指頭大のガラス及小さき砂利を一面に敷き、均し居れるを見る旨の記載あり。此等の状況よりして信否を決するの外なし。

昭和四年三月二十二日、被告人か□□町IUキク方にて、証第六号と同一のピン二十本、KT小間物店にて証第七号と同一のピン二十本を買求めたることは、

被告人の右両家にて、各ピン二十本を買ひたる旨の供述、証人IUキクは証第六号と同

一のピンを被告人と思ふ人に売却したる旨供述し、尚H F 確朗の予審調書には、証第七号と同一のピン二十本を被告人に売りたる旨の供述記載あり。之を信するや否に依り決せらる。

証拠品第三号ピンは、証第六号、第七号のピンと同一なるピンを用ひあるや否や、之は証拠品を實見して決定せらるべきものとす。

証第三号縋繩に燐寸軸木及ピンを結付けたるもの、証第四号（燐寸の発火したるもの）が現場にありたることは、

証人M K 嘉一及M S フサノが各其旨供述し居れる処、其信否に依り定るものとす。次に、被告人は、右購求めたるピンを遺失したるや否に付ては、

弁護人提出の外套隠囊は、綻ひ居れるか、右綻ひは其当時より綻ひ居たるや否やは、實見の上、適当に解釈せられたし。

尚、証人M S 近一は、被告人を認めたる時、被告人は自宅風呂場の前に立ちポカンとし居たる旨供述し、証人K M 幸八は、被告人を駐在所に至る畦道の処にて認めたる時、数度誰何したるか応答なく、追跡して愈く被告人なることを認めたり。其際被告は、平素とは違ひ快活を欠き、可笑しいなど後日感したりとの旨を供述し居れり、適当に信否を解せられ度し。

進んで、犯人は如何なる程度の行為を為したるやに付ては、

証人M S フサノ、本年三月二十二日午後八時頃、西側の尾垂下に在る薪を取りに、家の角の所迄到りしに、意外にも自宅西側床の後口の薪を置きたる所、自分より一間位離れたる所に、少し俯向様にして男子か立ち居りたる故誰何したるに、其男は北側の竹垣を

破りて北方に逃げ、其れより自宅西方の道に出てたる迄は足音を聞きたるも、其れか何れの方へ逃げたるやは見届けざりき、自分は直に男の立ち居りたる所に到り見たるに、自宅北の竹垣の所に在りたる竹竿を北より瓦三枚目に立掛け居り、薪、松枝の前に証拠品第三号に火を点けたる儘のものか、投棄しありたる旨の供述あり。尚、被告人の放火材料に点火したる際、発見せられたる旨の予審調書の供述記載あり。之れを信するや否に依りて決すべき問題なり。

第一の(イ)関係事実には、

証拠品第一、二号か、現場に存在し居たることは、

当審証人M K 嘉一、N O 米松、M S サヨの此点に関する供述あり。此れか信否に依り決すべきものとす。

証拠品第一号に用ひある箸は、被告人方より領置せられたる証第十七号箸と又証拠品第一号に用ひたる黒糸と被告人方より領置せる証第九号黒糸とか同種類なるや否やは、

各証拠品を實驗の上、決せられ度し。

証拠品第二号タオルに石油の臭ありたるや否やに付ては

証人N O 米松、M S サヨは石油の臭ありたる旨、証人H S 豊作は同タオルに油ありたる旨各供述せり。被告人方に石油を使用し居らざりしことに付ては、被告人及証人M S ヤナ（被告人母）の石油を使用せすとの旨を供述せる外、当裁判所の検証調書に被告人方に石油を發見せざる旨の記載あり。

被告人方に殺虫油一罐ありて、幾分石油の臭気あることは、同検証調書に記載しあり。殺虫油か果して石油の臭ひするや否やは、實驗則に照し適当に解釈せられ度し。証人M

Sサヨは、現場に在りしタオルの切れの臭ひは、殺虫油の夫れとは相違せる旨供述せり。以上を綜合考覈して、其信否を決せられ度し。

而して、被告人方東方裏口の柱及東側鶏舎の上、台所に吊しある竹竿等に纏縷又は古手拭掛けあることは（各位の手許に交付しある被告人方の見取図（第二図）参照のこと）、

右検証調書に同様記載あり、之れに依りて信否を決せられ度し。

火災当夜、被告人か自宅及T H松夫方に居たることは、被告人の同趣旨の供述、証人T H松夫の昨年八月十一日M S義作方火災当夜九時頃来り、十五分か二十分かして、火事と云ふ声して被告人は出て行きたる旨供述せり。之れを信するや否やに依り決せらる。

被告人方とM S義作方とT H松夫方なるT H駒之進方とは、近所なることは、当裁判所検証調書（各位の手許に交付しある第一図写参照のこと）の第一図の位置に依り決せられ度し。

被告人か予審に於て、本件の犯行を自白せることは、

公判第一日に読聞けたる、被告人の予審調書の記載に依り承知せられ度し。右自白の信否に付ては、他の関係事実等と対照の上、適当に解せられ度し。

被告人か火災現場に駆付け、消火に尽力したることは、証人N O米松、M Sサヨ及被告人の同趣旨の供述あり。

之を信するや否やに依り、右事実の存否決せらる。

第二事実に付、

証拠品第十八号、第十九号か放火現場にありたることに付ては、

証人M K嘉一、M S浦次郎、M Sナツの此点に関する供述あり。之か信否により決せらる。

放火現場にありし証第十九号新聞か、大阪毎日新聞の昭和三年十二月二十一日付なることは、

同証拠品に付て決せらるへく。

被告人方に大阪毎日新聞を購読し居りて、昭和三年十二月二十一日附の新聞中、饗宴の記事ある部分、即ち証第十九号に相当すべきもの欠け居たることは、

証人M Sヤナ（被告母）の先に供述の要旨を告げたる予審調書に、此点に符合する供述の記載あり。

尚、同証人の当公庭に於ける証言に、警官か初め大阪毎日新聞の購読の有無を尋ね、其次に昨年十二月二十一日付の新聞を求められ三枚出し、一枚不足するから探し置けと言はれて、娘か弁当包みに使用しあること判り、其後該新聞を警官に提出し、全部新聞は揃ひたる筈なりとの旨供述し、証人M K嘉一は、二度に新聞を受取りたることは相違なき旨供述せり。以上の信否に依り決せらる。

証第十八号に用ひあるして紐か、被告人方より提出しある証第十号乃至第十二号して紐と、又M S哲雄方より押収の証第八号して紐と符合まるや否やは、一々証拠品を實見して決せられ度し。

尚仮に、被告人宅より領置されたる物件は、現場に存する物件とか符合するか如く認めらるゝとするも、被告人宅のみに存する物件とは限らざるに付、此点も考究の要あり。

被告人か当夜□□部落到に居りたることは、

被告人の自認と証人T H松夫の当夜被告人と共に夜警に廻りたる旨の供述、尚MSヤナ（被告人母）は、被告人は当夜夜警に赴きたりと供述し居れり。尤も、当夜被告人か□□部落に居たる事実のみにては、直に以て被告人か放火したりと認められざるなり。深く探究して、其真否を決せられたし。

被告人か予審に於て、本件犯行を自白し居れることは、公判第一日に於て、読聞けたる被告人の予審調査記載の通り為るか、其真否は争点に対する証拠関係とを比較研究して、適当に決せられ度し。

次に、原因に関する証拠としては、第一事実に付、

MTイチか、自家に自ら放火したりと云ふ噂は、MSフサノ及義作の母MSヤナ等の放言に因るものなることを聞知し、大に怒りて其真否を糺すべく、フサノ方に赴き、同人及イチ、ヤナの三名か激論し居たる事実に付ては、

証人MTイチ、MSフサノの二名か、同趣旨の証言を為し居る外、公判第一日に読聞けたる被告人の予審調査には、激論の内容は知れる旨の供述記載あり。尚、被告人は、当公廷に於て激論の内容は知らぬか、会社より帰途フサノ方の前を通つた際、三人か大声で何事か激論して居たのは知れり、証人MTイチの証言に対する弁解として、被告人は祖母の看病を為す時、イチ来り右口論の顛末を話し居りし故、聞知したる旨供述し居れり。

此れか、右原因事実に関する証拠にして、其信否に依り決せらる。

次に、被告人は、右激論を密に立聞きし、其論争の状況よりイチ主張の如く、フサノ等に於てイチ自ら自家に放火したりとの噂を立てたるものゝ如く思惟し、同人等の所行を悪み、フサノ方及義作方住家に放火して、同人等を懲しめんと決意したる事実の有無に付ては、被告人は当公廷に於て、右様の事実なしと極力否認し居れるか、予審にては公判第一日に読聞けたる通り、自供したる旨の記載あり。右以外見るべき証拠なきものとす。

被告人の自白を信するや否に依り、決すべき問題なり。  
第二事実の原因に付、

被告人方は、素一家を支ふるに足るべき、祖先伝来の資産を有し居たる処、MS國雄方より養子に來りたる祖父亡喜平か、生前飲酒し財産を蕩尽したる為め、他人の田地を小作する境遇に激変したる事実の有無に付ては、

被告人は、予審に於ては公判第一日に読聞けたる通り、自白し居れるか、当廷に於ては祖父亡喜平か飲酒して財産を蕩尽したるか如き事実なしと否認し居れり。此点に付ては、証人MSヤナ（被告の母）は、被告人の当廷に於ける供述と同趣旨の証言を為し、尚同証人は財産か幾分減つたのは、証人の夫の弟か東京の学校に行き其学費に要したりものなり、其弟は遂に病死したる旨供述し居れり。

其他右原因事実に關しては、見るべき証拠なし。宜敷以上の証拠を綜合して、適正に判断せられ度し。

次に小作米運搬に際し、偶祖母より教へられたる祖父亡喜平の飲酒財産蕩尽の事実を追憶し、家運の衰へられたることを悲しみ、益々MS國雄方を咀ふに至り、遂に同家に放火して恨みを霽さんと決意したる事実の存否に付ては、

被告人は予審に於ては、読聞けたる調書記載の通り、自白し居れるか、当公廷にては大



いに争ひ居れる処なりとす。

此原因事実に関する証拠としては、

右被告人の供述の外、証人MS壽介の小作米を運搬し来りたるは、昭和四年一月十五日と思ふ、其後會て前例なき領収書を被告人の実父幸四郎の求めに因り交付したり、と供述し居れり。同人の証言を信するに於ては、MS國雄方の火災は、一月十四日なるを以て、原因事實は消却さるる事となるへし。深く考量すへきなり。

要之本件は、叙上説明したる各証拠の信憑すへきものなるや否や、及争と為れる關係事實の存否に考究判断せられて、公訴事實の有無を評決せられ度しと、説示し、

主問補問として、問書記載の事項を示し、且問書の趣旨を説明し、尚補問第二は未遂罪、

第三は予備行為に止まるや否やを問ふ趣旨なりと注意を与へ、

次て、陪審長互選及評議答申方法に付注意し、評議室に退き、慎重公平に審議し、評議の結果を答申すへき旨を命し、陪審に対し問書を交付したり。

(注) 判決書では、公訴事實第一(ロ) (MSフサノ方住家に対する放火未遂) は、有罪と認定されているが、公訴事實第一(イ) (MS義作方住家に対する放火)、および公訴事實第二 (MS國雄方住家に対する放火) は、無罪である。

### (3) 問書・答申

主問

第一 (公訴事實第一について) 被告人は、継続意思を以て、MS義作方住家及びMSフサノ方住家に放火したる事実ありや。

第二 (公訴事實第二について) 被告人は、MS國雄方住家を焼燬せんと決意し、其屋根裏を周囲一尺位を焼燬したるのみにして、消止められたる事実ありや。

補問

第一 (公訴事實第一(イ)について) 被告人は、MS義作方住家に放火した事実ありや。

第二 (公訴事實第一(ロ)について) 被告人は、MSフサノ方住家を焼燬せんと決意し、フサノ方に赴き、放火材料に点火して竹竿に挟み屋根裏に差込み放火せんとしたる所を、フサノに発見誰何せられて、逃亡したる事実ありや (放火未遂)。

第三 (公訴事實第一(ロ)について) 被告人は、MSフサノ方住家を焼燬せんと決意し、フサノ方に赴き、放火材料に点火したる際、フサノに発見誰何せられて、逃亡したる事実ありや (放火予備)。

答申

主問 第一「然らず」、第二「然らず」。

補問 第一「然らず」、第二「然り」。

(注) 主問・補問の復元は、「防長新聞」・「開門日日新聞」(昭和四・七・一八) および前記「説示」によるので、概略に止まる。

## 四 陪審法施行後の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第七卷第一〇号、一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。

また、陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号として発行された、『法曹公論』(第三五卷第九号、一九三一年一〇月・日本弁護士協会)には、全国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護

まから、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

ここでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された山口県の裁判官・検事の感想と、前掲『法曹公論』に掲載された、山口県の弁護士の感想を紹介しよう。

(注) 全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」『法学セミナー』第三六巻第八号、一九九一年八月)があるので、参照されたい。

## 1 判事・検事の感想

### ① 杉本時三郎(山口地方裁判所検事正)

陪審法実施後正に一周年となった。陪審裁判の成績は強ち不良でもないが、勿論好結果でもない。当庁法定陪審事件は、実施以来本年七月末迄に総計十六件である内、公判準備の取調に於て公訴事実を認めたもの十件、陪審を辞退したものの四件、陪審の評議に付したものの二件で、陪審の答申は二件共に先ず六分位の出来栄である。其の外に請求陪審事件は一件も無い。恐くは、全国の状態も同様であらう。陪審が、斯く予期以上に不人気でもあり、成績も良くないのは、陪審員の訓練が足らないのと、国民が陪審に余り多くを期待せぬからであらう。司法当局は勿論、国民一般は大に考慮せねばならぬと思ふ。試に陪審法実施後の感想を述べて見よう。

一 陪審法廷の権威 司法裁判の民衆化は、時代の要求であるけれども、何処までも法廷の権威を損してはならぬ。由来、権威ある法廷より、権威ある裁判が生れるのである。裁判長の態度、用語、検事の論告、弁護人の弁論等は、通常裁判の法廷と著しき軒軽があつてはならぬ。要は、唯素人の陪審員に解り易き口調を尊ぶのに過ぎないのであつて、徒

に敬語を濫発して、卑屈に流るゝことは慎まねばならぬ。

二 陪審裁判は、直接審理主義であるから、証人等の喚問が通常裁判に比し、自然多いことは勿論であるが、苟も予審制度の存する以上は、事案を判断する上に於て左程重要ならざる事実の立証に付ては、陪審法第七十五条の精神を活用して、成るべく予審調書に譲りて、相互に異議を唱へぬ法廷慣例を馴致したいと思ふ。陪審法廷を一の戦術と心得、猫も杓子も証人に喚問して、陪審員の脳裡を攪乱することは避け、陪審法廷には互に道義的観念を以て起たねばならぬことを、特に痛感する。

三 被告人は、陪審裁判を受くる為に、事実を否認せねばならぬ。従て、是迄の自白を取消す常套手段として、遑て司法警察官の人権蹂躪を誣る場合が多い。司法警察官こそ好い迷惑である。司法警察官は、他山の石として、大に反省すべきことは勿論であるが、謂はれなき被告人の誣言を轻信し、之を弁論の利刃とすることは、人格ある弁護人の避くべきことと思ふ。

### ② 矢崎憲明(山口地方裁判所長)

一 陪審員は其責務の重大なる自覚著し

呼出を受けし陪審員中一、二を除く外は、悉く出頭し、甚だしく定刻を遅くるゝ者なし。不出頭者は、相当の事由を疎明して届出を為す。無届不出頭者なし。審理に立会し、頗る熱心に傾聴注意し、評議に入りても証拠物を取寄せ実験する等、頗る緊張苟もせざる態度あるを見る。

就中、遠隔の地方よりは、出頭時刻を遅れざる為め、前夜に来泊する如き、宿舎に於ても静粛にして、酒を嗜む者も晩酌を為さざりし如き、孰れも責任の重大なる自覚著しく賞

賛に値す。

## 二 訊問、弁論、説示

以上の三者は、陪審裁判の中枢に属し、最も必要の事項に属す。

裁判長の訊問は、陪審をして、其要領を会得せしむるを必要とす。然るに、此点に意を致さざるを見る。

検事並に弁護人の第一次弁論に於て、各其範疇を逸脱し、論難するを見る。此場合には、裁判長の注意又は説示に於て、是正の要あるも、斯の如きは法廷の体面上、注意を要すべく、殊に両者共に陪審員に対し敬意を表するに過ぎ、時に諛辞を弄する感なきに非らず。

説示は、陪審の中枢中最も重要な事項に属す。自ら局に当りて、困難を感ずるのみならず、他の説示を傍聴するも遺憾を感じる点、少しとせず。是れ、一に法に意見を述ぶるを得ざる禁制あるに因る。大なる工夫と熟練とを要す。或程度迄は、進みて陪審の心証を喚起するに務むるの要あり。

## 三 答申

責任感を基本とし、常識と感情とを経緯とし、被告人の責任を重からしめんよりは、軽からしめんとする傾向あり。動もすれば、消極に流れんとする嫌ありと雖も、甚だしき失当を見ず。

元来、法律素養並に経験なき常人に対し、裁判官同様の判断を要求するは、誤まれり。之に依て悉く事実の真相に適する裁判を為さんと期待するは、不能を求むるに近し。甚だしき失当の場合には、再陪審も已むなきも、其他は之を採択し、刑の裁量等によりて、適当に調制すべき乎。

## 四 陪審の真価

陪審実施後日浅く、其価値如何を断言し難きも、普通裁判に比して優れりとの声を聞かざるのみならず、我等亦敬意を表し得ざるを遺憾とす。巨額の準備費と毎件数百円の費用を要す。国民司法権参与の代償とせば、欧州先進国の血を以て得たるに比し、或は廉なるべきも、物質上の費用は兎に角、是に依て裁判の威信と国民思想の上に及ぼす影響、果して如何、深甚の考慮を要す。国民が司法権に参与する美名の外、陪審の価値幾許ぞ、如何にせば其真価を發揮し得ん。只、陪審実施の爲め、著しく国民の裁判に関する了解を増進し得たるは、争ふ可からざる事実なり。是蓋し陪審価値の一なりと謂ふを得可き乎。

## 五 新聞紙弁護人其他の者の注意

陪審員は、感情に駆られず、予断を懐かず、白紙状態にて公平に判断するを必要とす。然るに、陪審事件の開廷に直面し、新聞紙等に事件の犯情其他被告人の性行等に関し、詳細の記事を掲載し、弁護人は必ず無罪なるべしと等の意見を公表し、或は司法関係の職員が被告が自白を翻したる弁解は信ずるに足らず、若くは何々の陪審の答申は不当なり等の意見を公表する如きは、孰れも陪審員の心裡に一抔の暗影を投ずる虞あり、大に注意を望む。

## 六 陪審法廷と普通法廷

両者其設備に甚しき懸隔あり。普通法廷も其設備を完備し、大差なからしむを要す。証人台使用に就ては説あるも、余は之を使用する可なるを信ず。普通訟廷にも之を設くるを可とす。

## ③ 相原守正 (山口地方裁判所検事)

## 陪審立会の偶感十則

- 一 陪審員心の底から敬すべし、百姓町人氣分は失敗の基。
- 二 陪審に遠慮気兼は無用なり、言ふべき事は何処までも。
- 三 折角の忌避権行使せよ、附近縁故の陪審員直ぐ判る。
- 四 検事の質問時に必要、都合善き証言重ねて言はせ。
- 五 弁護士の違法弁論氣に懸けな、後で甘く扱ぎ下せ。
- 六 警察の人権蹂躪極り文句、よく陪審員に説き知らせ。
- 七 最初の論告八分に止め、相手の長舌残りの二分で打ち壊せ。
- 八 議論弁駁上品に、泥試合は検事の負と思へ。
- 九 陪審は検事と弁護士との信用競べ、雄弁長説末と悟れ。
- 十 陪審員の答申罵るな、然り然らずは検事の責任と知れ。

## 2 弁護士の感想

### ① 兼崎理藏（下関）

現行法は、失敗である、改正しなければならぬと思ひます。

### ② 弘重定一（下関）

西洋の陪審法は、歴史的社会的要求に應じて、必然的に生まれたものだが、我国のは、斯る要求なくして出来た故に、恐らく其効果を挙げ得ないであらう。寧ろ廃止して、裁判所職員優遇の途を講ずるに如かず。

### ③ 中村了詮（山口）

現時行はるゝ裁判長の説示を聴くに、概ね自己の意中に画きたる心証を暗にほのめかして、陪審員を誘導すべく、巧に示唆するを以て能事とするものゝ如し。為めに、陪審員を木偶視して、陪審裁判の根本精神を滅却し居ることが、同法施行後一般不人氣の最大の原因なりと思ふ。故に、（イ）裁判長の説示は、検事と弁護人の論旨を公平に対比して其争点を簡明に摘示するに止め、冗長なる説示をやめること。（ロ）検事及弁護人は、裁判長の説示に対しても、反駁意見を述べるを得ることに、規定を改正するの要ありと思ふ。

### ④ 吉田助（下関）

陪審事件の成績は（私の知る範囲に於ては）、概して良好なることを、疑はぬのであります。唯其の運用には、猶多くの論ずべき点があると思ひますが、そも今後の習熟と立法技術とに依つて、充分所期の成果を挙げ得ることゝ信じます。

### ⑤ 弘中武一（山口）

陪審法が、我国情に適せず、屹度失敗に終ることは、其実施前貴誌に陳べたることあり。施行後の実績は、果然適中、余は今更与論なるものゝ価値を疑ふ。要するに、陪審法は、床に飾りて眺むべく、用ゆべきものにあらざるを思ふ。

## 五 おわりに

本稿は、平成一九二〇〇七年一月一日（午後一時〜三時三〇分）、広島修道大学図書館会議室において開催された「広島修道大学『明治期の法と裁判』研究会」第四回研究会において、増田修が報告した「山口における陪審裁判——予審終結決定書および陪審公判始末簿から見る——」の原

稿に、その後実施した、山口地方検察庁における刑事判決書の調査、および山口県立図書館における陪審公判に関する報道記事の調査により収集した、資料を増補したものである。

ところで、我国で行われた陪審裁判における最大の問題点は、裁判長による説示と陪審員による評議・答申、それに伴う再陪審であろう。

広島弁護士秦良一は、裁判長の説示（陪審法第七七条）の廃止と、再陪審（陪審法第九五条）の廃止などを主張しているが（「法律新聞」昭和六・八・三）、裁判長の説示・問書の交付に続く、陪審員の評議を経た答申は、「被告人の責任を重からしめんよりは、軽からしめんとする傾向あり、動もすれば、消極に流れんとする嫌ありと雖も、…甚だしき失当の場合には、再陪審も已むなきも、其他は之を採択し刑の裁量等によりて、適当に調制すべき乎。（矢崎憲明山口地方裁判所長）」という状況にあった。

弁護士達は、陪審裁判が実際に行われて、説示と再陪審が被告人にとって不利益であると、見て取ったのである。すなわち、陪審員の答申は、通常裁判に比べて罪名は軽くなることはあるが、量刑は裁判官によって調整されて変わらず、また、弁護人が無罪と思っても、検察官の論告のみならず、裁判官の説示により有罪の答申に誘導されることがあり、そして無罪であっても再陪審があると思うと、陪審に付されるのを辞退するのは自然であったのである。

（注1）この研究会には、廣田聰広島高等裁判所判事、小西秀宣広島地方裁判所長、佐藤洋志広島地方検察庁総務部長、石本俊憲広島県立文書館長をはじめ、弁護士、大学教員、一六名が参加した。

（注2）この資料紹介のうち、予審終結決定書・刑事判決書・新聞記事のファイル作成および本稿の校正は、紺谷浩司、矢野達雄、増

田修が協同して行った。なお、本稿の編集は増田が行い、文責は増田が負うものである。

（注3）秦良一（広島弁護士会所属弁護士）による、説示の廃止と再陪審に付さぬ等の法改正に付いての主張は、「広島における陪審裁判」（『修道法学』第二九卷第二号、一九〇〇七年、四七六頁）に収録しておいたので参照されたい。

秦は、「専門家から見た判断と、或る時には相違を来たすことがあるかも知れぬ。…それを、専門的に見て不安なりとして、説示によって陪審員を指導し、陪審員の頭を整理せしめんとすることは、間違ひであつて、いらざるお節介である。」「お上の申さるゝことに、嘘や間違ひのあらう筈なし、忽ち評議一決「然り」と答申せられ、それで控訴審を奪はるゝ虞を予見しては、進んで誰が陪審を希望せうぞ、こゝに、陪審不振の最大原因があると思ふ。」という。

（注4）『法曹公論』第四〇巻第四号（日本弁護士協会録事・一九三六年四月）の「裁判長面談」というコラムには、次のような陪審裁判に関する記事が紹介されているが、当時の陪審員の程度を示すものである。

山梨県北巨摩郡〇村の農家Y M元春が、昭和九年十一月十九日姑を殺した尊属殺人事件の陪審裁判は、甲府地方裁判所で開廷されたが、野村裁判長の問書に対し、陪審員は、

主問「殺人罪なりや」、答申「然り」。補問「傷害致死罪なりや」、答申「然り」。別問「正当防衛なりや」、答申「然り」。との答弁を為し、殺人罪を承認しながら、被告の行為を正当防衛と見ているので、裁判長は右答申を不審と認め、再陪審に付することになった。

（注5）裁判員制度では、説示は評議の中で行われると思われるので、判決の総ては密室の評議で決定され、判決の合意が形成されたプロセス・内容は秘密とされる。捜査でさえ、透明性が要求される時代において、判決における評議の秘密だけが、絶対的なものとされる理由はない。国民の司法参加が、真に行われているのかを検証するためには、説示・評議の議事録が作成され、公開される必要があるのではないか。それは、裁判員制度の施行三年後に制度の見直しをする資料としても、その成功・失敗を判断するに当たり、最も必要とされるものであろう。

## 【資料一】予審終結決定書

陪審の評議に付された事件中、その予審終結決定書謄本が、山口地方裁判所に保存されていたのは、⑤⑦⑩⑫事件の四件である。

山口地方裁判所に保存されている、予審終結決定書謄本は、①自昭和二年至昭和八年の分が「予審終結決定謄本綴」、②自昭和九年至昭和十一年の分、および③昭和十二年分は各「予審終結決定綴」、④自昭和十三年至昭和十四年分は「予審終局決定綴」、⑤昭和十五年分は「予審終結決定書綴」、⑥昭和十六年分、⑦昭和十七年分、および⑧昭和二十一年分は各「予審始末簿」と題する簿冊に合綴されている。

予審終結決定綴の表紙は、B5サイズの厚紙である。例えば、⑤⑦⑨事件が綴られている簿冊には、次のような記載がある。

自昭和二年 一月  
至昭和八年十二月

### 予審終結決定謄本綴

山口地方裁判所  
豫審掛

(注) 表紙の文字は、総て墨書である。

綴られている予審終結決定書には、B4サイズの半紙を二つ折りした用紙が用いられている。各簿冊の厚さは、①八・五糎、②六・五糎、③二・五糎、④四糎、⑤三・五糎、⑥〇・二糎、⑦〇・二糎、⑧〇・三糎である。

(注1) ⑤⑦⑩事件は、「自昭和二年一月至昭和八年十二月」の①簿冊に綴られている。

(注2) ⑫事件は、「自昭和九年一月至昭和十一年十二月」の②簿冊に綴られている。

## ⑤事件 (昭和五年三月一九日判決・強盗強姦被告事件)

### 予審終結決定

本籍 山口県阿武郡□□村□□□番屋敷

住居 同県同郡□□町株式会社TS銀行SS支店内

銀行員

S I 久 槌

明治三十九年一月□□日生

右ノ者ニ対スル強盗強姦被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ山口地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人八肩書居町株式会社TS銀行SS支店ニ行員トシテ勤務中薄給ナルニ拘ラズ遊興ニ

耽り昭和四年十月二十五日給料約二十八円ヲ受取り同町其他ニ於テ遊興ヲ為シ翌二十六日午前二時頃帰宅シタルカ其間ニ於テ所持金全部ヲ紛失シ小遣錢ニサヘ窮スルニ至リタルヨリ茲ニ金円奪取ノ意思ヲ生シ同日午前四時頃同町字□□町呉服雜貨商Y N德治郎居室ニ階裏手ノ板戸ヲ開キテ屋内ニ忍入り金円搜索中同家離座敷ニ右德治郎ノ養女Y N藤子（明治四十一年生）ノ臥寐シ居ルヲ見テ同人ヲ強姦シ且金円ヲ強奪センコトヲ決意シテ西洋手拭ニテ頰冠リヲ為シ流シ場ニ在リタル出刃包丁ヲ手ニシテ其離座敷ニ赴キ其包丁ヲ右藤子ニ示シテ同人ヲ脅迫シタル上姦淫ヲ遂ケ更ニ其包丁ヲ突付ケテ金ヲ出セト脅迫シタルモ同人力之ニ応セサリシ為金円強取ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

以上ノ事實ハ公判ニ付スルニ足ルヘキ嫌疑アリテ之ヲ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百三十条第二百四十一条前段ニ該当スル犯罪ナリト思料シ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ

主文ノ如ク決定ス

昭和五年一月七日

山口地方裁判所

予審判事

柳田躬則

右臈本也

前同日於同庁

裁判所書記

三原萬吉

⑦事件（昭和五年二月二日判決・殺人未遂被告事件）

予審終結決定

本籍並住居

山口県吉敷郡□□村□□□□百□□□番地  
漁業

S D 一 雄

明治二十六年十二月□□日生

右之者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主文

本件ヲ山口地方裁判所ノ公判ニ付ス

理由

被告人ハ大正八年中山口県吉敷郡□□村F I繁治郎ト養子縁組ヲ為シ同人ノ娘固ト夫婦ニ為リタルモ性来酒癖悪シク素行修ラサル為遂ニ大正十三年中養家ヨリ離縁セラレ且固ト離婚スルニ至リタルカ実家ノ戸主タル兄稔シズカノ仕送リノミニ依リテハ到底経済上満足ナル生活ヲ為ス能ハス且固トノ間ニハ子サヘアル仲ナレハ心密力ニ復縁ヲ希望シ其機ヲ待チ居タルモF I一家ニ於テ全然其意思ナキ為復縁ノ見込ナキコトヲ知りテ自暴自棄ト為リ爾来一時慎ミ居タル飲酒ニ耽リ初メ曩ニ被告人カ尼ヶ崎市ニ於テ労働ニ従事中瀕死ノ大火傷ヲ負ヒ遂ニ左手不具ノ身ト為リタル際ノ如キモ其頃ハ未タF I家ニ在籍中ナリシニ拘ラス其一家ノ者カ恬トシテ顧ミサリシ当時ノ無情冷淡ナル仕打ヲモ想ヒ起シF I繁治郎夫婦及固ヲ深ク恨ミ寧口右三名ヲ殺害シテ鬱憤ヲ霽ラサンコトヲ決意シ昭和五年八月二日午前一時頃前記繁治郎居室ニ到リ表入口ヨリ屋内ニ侵入シ同家六畳寢室ニ於テ所携ノ被告人所有手斧（証第一号）ヲ以テ右繁治郎ノ頭部顔面、左肩部等及同人ノ妻、F Iナホノ頭部等ニ斬付

ケタルモ同人等ノ為ニ其凶器ヲ取上ケラレタル為メ右兩名ノ前記ノ部位ニ夫々全治二週間  
位ヲ要スル創傷ヲ与ヘタルニ止マリ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

以上ノ事案ハ公判ニ付スルニ足ルヘキ嫌疑アリテ之ヲ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第  
百三十条、第九十九条、第二百三条、第五十五条、第五十四条第一項後段、第十条ニ該  
当スル犯罪ナリト思料シ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和五年十月十一日

山口地方裁判所

予審判事 柳 田 躬 則

右臚本也

前同日於前同庁

裁判所書記

⑩事件 (昭和七年一月二〇日判決・強盜殺人被告事件)

予審終結決定

本籍並住居

山口県美祢郡□□町大字□佐□□□百□□番地

精米業

A M 鶴千代

明治十四年十二月□日生

右ノ者ニ対スル強盜殺人被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ山口地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ大正十三年二月頃ヨリ美弥郡□□町ニ於テ精米業ヲ営ミ居タルモノナル処近時同  
業者ノ増加ト財界ノ不況ニ従ヒ収支相償ハス営業困難トナリ自然各所ヘ不義理ノ借財相嵩  
ミ昭和二年以来電力料金不払ノ為精米機用ノ送電ヲ停止セラレ本年二月中旬頃ヨリ事実上  
営業ヲ廃止スルノ已ムナキニ至リタル為家計益々困難ニ陥リ居タル折柄同郡□□村HD庄  
一ヨリ金四十円余ノ貸金債権ニ付自宅ニ備付ケアル精米機ノ差押ヲ受ケ其競売期日ヲ同年  
五月一日ト指定セラレタルモノナルカ万一之カ競売等ノコトアランカ各債権者ハ之ヲ聞知  
シテ一時ニ蜂起シ被告人ニ対シ貸金ノ弁済方ヲ請求スヘク果テハ被告人一家ハ他所ニ流転  
セサルヲ得サル窮状ニ陥ル虞アルヲ以テ被告人ハHD庄一ニ懇請シ同月十五日迄延期方取  
計ヲ受ケタルモ金策出来サリシ為更ニHDニ懇願シタル結果同月二十五日迄ニ金円支払ヲ  
為スヘキ約ノ下ニ同月三十一日迄延期スルコト、ナリ競売期日ハ同年六月一日ト変更セラ  
レタルヲ以テ之カ金策方百方奔走シタルモ遂ニ意ヲ得ス金策ノ途ナキニ至リタルヨリ予テ  
居町近隣ニ居住シ白米商ヲ営ミ居ル被告人ノ養母ノ弟YD伊三郎(七十歳)カ相当金円ヲ  
貯ヘ居ル処ヨリ同人ニ懇願シテ金円ヲ借受ケ其窮地ヲ脱セムモノト思惟シタルモ予テ同人  
ヨリモ金円ヲ借受ケ未タ之カ弁済ヲ為シ居ラサル關係モアリ殊ニYD伊三郎ハ輒ク金銭ノ  
融通ヲ為シ呉レサル人柄ナルコトヲ熟知セル被告人ハ如何ニセンカト躊躇シ居タル折柄偶  
同年五月二十一日午後九時過頃右YD伊三郎カ入浴ノ帰途被告人宅前道路ヲ通行スルヲ認  
メタルヨリ被告人ハ伊三郎ノ後ヲ追ヒ同人ト共ニ伊三郎方ニ赴キ同家奥三畳ノ間ニ於テ同



人ニ対シ右ノ窮状ヲ訴ヘ金借方ヲ懇願シタルモ同人ハ之ヲ素気ナク拒絶シテ戸棚ヨリ寝具ヲ取出シ寝ニ就カントシタルヨリ尚其枕元ニ坐シテ更ニ再三金借方哀訴歎願シタルモ伊三郎ハ之ヲ承諾セサルノミナラス却テ被告人ヲ悪罵シタル為被告人ハ痛ク其無情ナル態度ニ憤激スルト共ニ伊三郎ヨリ金円ヲ得ルニアラサレハ焦眉ノ窮状ヲ脱スル能ハサルコトヲ想到シ茲ニ於テ寧ロ伊三郎ヲ殺害シテ金円ヲ奪取センコトヲ決意シ傍ニ在リタル西洋式手拭ヲ以テ仰臥セル伊三郎ノ隙ヲ窺ヒ同人ノ頸部ニ之ヲ巻付ケ力ヲ極メテ之ヲ引絞メテ同人ヲ殺害シタル後同三疊ノ間箆筒内ニ納メアリタル伊三郎所有ノ現金六十四円二十銭ヲ強取シタルモノナリ

以上ノ事實ハ之ヲ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑充分ニシテ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四十条ニ該当スルヲ以テ同法条ヲ適用シ処断スヘキ犯罪ナリト思料ス

仍テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和六年九月二十二日

山口地方裁判所

予審判事 西 卷 芳二郎

右臆本也

前同日於同庁

裁判所書記

⑫事件 (昭和九年二月二日判決・殺人教唆及死体遺棄教唆被告事件)

予審終結決定

本籍並住居

山口県阿武郡□□村字□□第□□百□□番地

農

T B ハ ル

明治六年十月□日生

本籍並住居

同県萩市大字□□字□□第□□百□□番地

U Y 強 助

明治三十四年四月□日生

右ハルニ対スル殺人教唆、死体遺棄教唆及強助ニ対スル殺人、死体遺棄各被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定ヲナスコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ山口地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

第一、 被告人TBハルハ

一、肩書居部落ニ於テ中流以上ノ生計ヲ営ミ居ル者ナルトコロ其二男戸主TB邦春(明治三十四年十一月□日生)カ数年来高利貸ヲ為シテ家業タル農業ヲ顧ミス性極メテ貪婪且冷酷ナル為メ親戚部落民等ヨリ甚タシク嫌忌セラレ被告人等カ説諭勧告スルモ絶ヘテ其言ニ耳ヲ藉サントセサルノミナラス却ツテ之ニ反抗シ昭和六年頃以来同人ノ為メTB一家ノ者ハ他ノ部落民ヨリ殆ント交際ヲ断タレ居ル状態ナルニヨリ被告人ノ心勞一方ナラサリシ

カ一方邦春カ数度娶リタル妻女ハ何レモ被告人トノ不和ノ為メ離縁ト為リ殊ニ最後ノ妻ニシテ昭和六年頃実家ニ逃ケ歸リタルHTN孝子ハ邦春カ之ヲ萩市内ニ別ニ居ヲ構ヘシムルノ已ムナキニ至リタリ右ノ如キ事情ノ下ニ被告人ト邦春トノ間ニハ數年來常ニ喧嘩口論ノ絶間ナク被告人ハ其煩勞ト心痛ニ堪エサル余リ邦春ヲ殺害スルノ外ナシト思惟スルニ至リ昭和八年夏頃當時被告人方ニ家事ノ手伝ニ來居タル甥IN一元ニ対シ右事情ヲ訴ヘテ邦春殺害方ヲ依頼シタルモ峻拒セラレタルヲ以テ其後間モナク當時邦春ト山林立木売買ノ事ニ付確執ヲ生シ居タル甥UY強助カ被告人ノ肩書居宅ニ來リ邦春ノ処置ノ不法ヲ訴ヘテ其調停方依頼スルヤ更ニ同人ニ対シ邦春ノ為メ自己カ心勞シ居ル事情ヲ陳ヘ邦春ハ到底他人ノ調停勸告ヲ聞キ入ル、者ニ非サル故寧ロ同人ヲ殺害シ呉レ度ク其報酬トシテ金五十円ヲ供与スヘキ旨申シ向ケテ邦春殺害方ヲ依頼教唆シ其後數回強助ニ其決行方ヲ慫慂督励シ依テ強助ヲシテ該教唆ニ応シ同年十二月二十三日其肩書居宅ニ於テ邦春ヲ殺害セシメ

二、次テ同年十二月二十五日強助カ被告人宅ニ來リテ邦春殺害ノ目的ヲ遂ケ其死体ハ自宅裏山中ニ埋匿シ置キタル旨告クルヤ埋メ置キテハ単ニ邦春ノ行衛不明ト云フニ過キサレハ戸主タル同人ヲ戸籍面ヨリ除クコト能ハサル故人ノ賭易キ場所ニ首ヲ吊リ自殺シタル如ク装ヒ死体ヲ遺棄シ置クヘキ旨教唆シ依テ強助ヲシテ該教唆ニ応シ同月二十九日午前二時頃右裏山ニ埋メアル邦春ノ死体ヲ掘リ出シテ之ヲ約二十町距リ居ル萩市大字□□字□□間□□山林中ニ遺棄セシメ

## 第二、被告人UY強助ハ

一、昭和七年初頃前記TB邦春ニ対スル金七十円ノ借入金債務ノ担保トシテ自己所有ノ山林立木（価格約二百五六十円）ヲ買戻ノ特約ヲ附シテ同人ニ売渡シ置キタルカ同年秋

頃該債務弁済ノ資金ヲ得ル為メ右立木ノ一部ヲ同人ニ無断ニテ他ニ売却シタルトコロ其後邦春ハ右売買ノ契約書ニ買戻約款ノ書入レアラサリシヲ奇貨トシ立木ハ全部自己ノ買取リタルモノニシテ買戻ノ約ヲ為シタルコトナク被告人カ其一部ヲ他ニ売却シタルハ二重売買ナルヲ以テ告訴スヘシト威嚇スルコト屢々ナルニヨリ憤懣ノ念ニ堪エサル折柄昭和八年八月頃被告人ハル方ニ赴キ同人ニ対シ右事情ヲ訴ヘテ其調停方ヲ依頼シタルニ前記第一ノ一ノ如ク同人ヨリ金五十円ヲ供与スヘキニヨリ邦春ヲ殺害シ呉レ度キ旨依頼セラレ其後屢々其決行方ヲ慫慂督励セラレタルニヨリ遂ニ其意ヲ決シ時機ヲ窺ヒ居ル内同年十二月二十一日邦春カ前記立木売買ノ事ニ付被告人ノ肩書居宅ヲ訪レ來リタルヲ以テ此期ヲ逸スヘカラスト為シ其滞在中ナル同月二十三日午前八時頃家人不在ニシテ邦春カ居宅台所囲炉裡傍ニ胡座シ居ル隙ニ乗シ附近ニ有合セタル唐鍬（証第一号）ヲ揮ツテ後方ヨリ同人ノ右顳顬部ヲ強打シ同人カ内庭土間ニ転落スルヤ続イテ更ニ右鍬ニテ其左顳顬部及前頭部ヲ毆打シ因テ同人ヲシテ頭蓋骨複雑骨折及腦髓出血ノ為メ即死セシメ

二、次テ同月二十五日右ハル方ニ赴キ同人ニ対シ邦春殺害ノ目的ヲ遂ケタル旨報告シテ約定ノ報酬金ヲ受取り死体ハ自宅裏山ニ埋メ置キタル旨告ケタルトコロ前記第一ノ二ノ如クハルヨリ該死体ヲ人目ニ付キ易キ場所ニ遺棄スヘキ旨命セラレタルヲ以テ同月二十九日午前二時頃家人ノ熟睡中ヲ窺ヒ密カニ右埋匿シアル死体ヲ掘リ出シ約二十町距リ居ル萩市大字□□字□□間□□山林中ニ運搬投棄シ以テ之ヲ遺棄シタルモノナリ

右ノ事案ハ之ヲ公判ニ付スルニ足ルヘキ嫌疑十分ニシテ被告人ハルノ所為ハ刑法第百九十九條第六十一條、第百九十九條第六十一條ニ被告人強助ノ所為ハ刑法第百九十九條第百九十九條第百九十九條第百九十九條ニ各該当スルモノト思料ス

仍テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和九年六月六日

山口地方裁判所

予審判事 吉田正之

右臈本也

同日於同庁

裁判所書記

### 【資料二】第一審判決書

山口地方裁判所で行われた陪審裁判の判決原本は、山口地方検察庁に保存されている。ただし、公訴棄却となった③事件（昭和四年一月二三日判決・強姦致傷被告事件）、ならびに無罪となった⑤事件（昭和五年三月一九日・強盗強姦被告事件）および⑧事件（昭和六年五月二八日判決・強盗殺人被告事件）は、保存期間が「永久」ではなかったためか、現在は保存されていない。

#### ①事件（昭和四年二月二六日判決・尊属傷害致死被告事件）

昭和四年二月十六日宣告

裁判所書記 田村久熊<sup>㊞</sup>

判決

本籍 島根県那賀郡□□村大字□□第□□□□番地

住居 山口県厚狭郡□□村大字□□□□字□□

瓦製造販売業

K T 清 吉

明治三十二年十月□日生

右傷害致死被告事件ニ付当裁判所ハ検事杉本時三郎関与ノ上審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

押収ニ係ル垂木（証第一号）ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ被告ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和三年十二月九日山口県厚狭郡□□村ナル自宅ニ於テ酩酊セル実父KT力太ト口論ノ末垂木（証第一号）ヲ以テ力太ノ頭部其他ヲ殴打シ其頭部其他ヲ傷害シタルモノナリ右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第二百四条ニ該当シ同条所定ノ懲役刑ヲ選択ノ上其刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定処断シ証第一号ノ垂木カ被告人ノ所有ナルコトハ被告人ノ当公廷ニ於ケル其旨ノ供述ニ依リ之ヲ認メ右垂木ノ没収ニ付テハ刑法第十九条ニ則リ又タ訴訟費用ノ負担ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和四年二月十六日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 矢島 憲明 <sup>㊞</sup>

判事 小玉平太郎 ㊞  
判事 木村 幾太 ㊞

②事件 (昭和四年七月一日判決・放火及放火未遂被告事件)

昭和四年七月十八日宣告

裁判所書記 田村久熊 ㊞

判決

山口県厚狭郡□□村大字□□字□□□□

鍛冶職

M S 峰 雄

明治三十四年十一月□□□□日生

右放火及放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告ヲ懲役四年ニ処ス

訴訟費用中予審ニ於テ証人MTイチ、MSヤナ(儀作母)、MSフサノ、KM孝八、KS五六、MS近一、MK嘉一、MT又一ニ対シ又当審ニ於テ証人MK嘉一、NOユキ、MSフサノ、MSヤナ(儀作母)、MTイチ、IUキク、MS近一、KS五六、KM孝八、MT又一、MS亥作、MSヤスノ、MT元平、HK周一、HS豊作、UR常義、YD仙ニ対シ支給シタル部分ハ被告ノ負担トス

被告カ厚狭郡□□村大字□□字□□□□MS國雄方住家ヲ焼燬セント決意シ昭和四年一月

十四日午後八時半頃縋縷ヲ長サ約五寸ノ縄ト為シ其一端ニ燐寸軸木約十本ヲ括リ付ケ其周囲ヲ新聞紙ニテ巻キ(証第十八、十九号)右縄ノ一端ニ火ヲ点シ之ヲ携ヘテ右國雄方ニ趣キ同家木造藁葺平家建住家西側ノ屋根裏ニ差込ミ放火シタルモ隣人MS浦太郎ニ発見セラレ其屋根裏周囲一尺位ヲ焼燬シタルノミニテ消止メラレタリトノ公訴事実ニ付テハ被告ハ無罪

理 由

被告ハ山口県厚狭郡□□村大字□□字□□□□MSフサノ方住家ヲ焼燬セント決意シ昭和四年三月二十二日午後八時頃「ハンカチ」ヲ裂ヒテ長サ四・五寸位ノ縄ト為シ之ニ燐寸軸木十四・五本ト婦人結髪用セルロイド製ピン十五・六本トヲ黒糸ニテ括リ付ケ(証第三号)之ヲ携ヘテフサノ方木造藁葺四方尾垂瓦葺平家建住家ノ西側ニ赴キ所携ノ燐寸ニテ点火シ竹竿ニ挟ミテ之ヲ西横側ノ藁葺屋根裏ニ差込マントシタルトコロヲフサノニ発見誰何セラレテ逃亡シ住家焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告ノ右所為ハ刑法第百十二条第百八条ニ該当シ有期懲役ヲ選択シ未遂ニ係ルヲ以テ同法第四十三条前段第六十八条ニ依リ其刑ヲ減輕シタル刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定処断シ公訴訴訟費用中主文第二項記載ノ部分ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ依リ負担ヲ定メ(イ)主文第三項記載ノ公訴事実及(ロ)被告カ山口県厚狭郡□□□□村大字□□字□□□□MS儀作方住家ヲ焼燬セント決意シ昭和三年八月十一日午後九時前頃同人方北側道路ニ到リ長サ三寸周囲三寸位ノ藁束ニ線香二本及燐寸軸木約十本ト竹箸トヲ挿シ更ニ其周囲ヲ「タオル」布片ニテ巻キ(証第一、二号)該線香ニ点火シテ同人方木造藁葺平家建

住家西北屋根裏ニ差込ミ放火シタルモ通行人N O米松ニ発見セラレ屋根裏ノ一部ヲ焼燬シタルノミニテ消止メラレタリトノ公訴事実ハ孰レモ陪審ノ然ラストノ答申ニヨリ其事実ヲ認め難シ而シテ(ロ)ノ公訴事実ハ判示事実ト連続關係アルモノトシテ公訴アリタルモノナルヲ以テ特ニ主文ニ於テ無罪ノ言渡ヲ為スヘカラサルモ(イ)ノ主文第三項記載ノ公訴事実ニ付テハ陪審法第九十七条第三項前段ニ則リ無罪ノ言渡ヲ為スヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

検事相原守正本件公判ニ関与ス

昭和四年七月十八日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事

小玉平太郎

㊞

判事

木村 幾太

㊞

判事

和田仁四郎

㊞

④事件 (昭和四年二月二日判決・放火被告事件)

昭和四年十一月二十一日宣告

裁判所書記

山本重一 ㊞

判決

本籍 山梨県北巨摩郡□□村□□割□□番地

住居 下関市□□町□□

写真業

Y U 鶴作

明治三十四年十一月□□日生

右放火被告事件ニ付当裁判所ハ審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役貳年六月ニ処ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和四年八月二十八日午後七時頃下関市□□町□番NM框ノ所有ニ係リMD重盛及其家族ノ居住セル同市□□町□□通り□□番地所在家屋ヲ燃燬センコトヲ企テ同家屋階下写真用暗室ノ片隅ニ放置シアリタル檻樓(証第一号)ニ放火シタルモ右MD重盛ニ発見セラレ消止メラレタルタメ右燃燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム  
法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第四百十二条第八条ニ該当スルトコロ所定刑中ノ有期懲役刑ヲ選択シ尚ホ同法第四十三条前段第六十八条ニ依リ未遂減輕ヲ施シタル刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定処断シ訴訟費用ノ負担ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

検事杉本時三郎関与ス

昭和四年十一月二十一日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事

矢崎 憲明

㊞

⑥事件 (昭和五年五月一日判決・放火被告事件)

昭和五年五月十日宣告

裁判所書記 田村久熊(印)

判決

本籍 福岡市□町□□番地

住居 下関市□□町□番地

医師

H D 哲雄

明治十七年七月□日生

判事 武内 勇平 (印)  
判事 木村 幾太 (印)

右ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事田口環関与ノ上審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役七年ニ処ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和四年十二月二十二日午前三時頃下関市□□町□番地A Y 三郎方居宅裏側軒下ニ放火シ因テ同家ヲ燃燬シタルモノナリ

右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム  
法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第百八条ニ該当スルトコロ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定処断シ訴訟費用ノ負担ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和五年五月十日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 竹内 勇平 (印)

判事 木村 幾太 (印)

判事 和田仁四郎 (印)

⑦事件 (昭和五年二月二日判決・殺人未遂被告事件)

昭和五年十二月十一日宣告

裁判所書記 山本重一(印)

判決

本籍 山口県吉敷郡□□村□□百□□番地

住居 同上

漁業

S D 一雄

明治二十六年十二月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事滝石政治郎関与審理判決スルコト左

ノ如シ

主 文

被告人一雄ヲ懲役三年ニ処ス  
押収ニ係ル手斧一挺（証第一号）ハ之ヲ没収ス  
訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和五年八月二日午前一時頃山口県吉敷郡□村F I 繁治郎方六畳寢室ニ於テ殺害ノ目的ヲ以テ犯意継続ノ上相次テ右繁治郎妻ナオノ頭部及繁治郎ノ頭部顔面左肩部等ニ被告人所有ノ手斧ヲ以テ斬リ付ケタルモ右兩名ニ阻止セラレ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム  
法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第九十九条第二百三条第五十五条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範囲内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定処断シ押収ニ係ル手斧一挺（証第一号）ハ本件犯罪ノ用ニ供シタル物件ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ刑法第十九条ニ依リ之ヲ没収スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年十二月十一日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 矢崎 憲明 ㊟

判事 竹内 勇平 ㊟  
判事 星野 武雄 ㊟

㊟事件（昭和六年七月一四日判決・尊属殺人被告事件）

昭和六年七月十四日宣告

裁判所書記 山本重一 ㊟

判 決

本籍並住居

山口県厚狭郡□□村第□□□番屋敷

無職

F M 勘 一

明治二十三年四月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事松野甚之助関与審理ヲ遂ケ判決ヲ為スコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役七年ニ処ス

押収ノ古帯一筋（証第一号）ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和六年四月二十日午前十一時頃山口県厚狭郡□□村第□□□番屋敷被告人

宅附近ノ墓地ニ於テ殺意ヲ以テ被告人着用ノ木綿古帯（証第一号）ニテ実父勘五郎ノ頸部ヲ絞扼シ因テ同人ヲシテ窒息ノ結果死亡セシメタルモノナリ  
右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認メタリ  
法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百条ニ該当スルヲ以テ所定刑中無期懲役刑ヲ選  
択処断スヘキトコロ犯罪ノ情状憫諒スヘキモノアルモノト認ムルヲ以テ同法第六十六条第  
六十八条ヲ適用シテ右刑ヲ減輕シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役七年ニ処スヘク押収  
ノ古帯一筋（証第一号）ハ判示犯行ニ供シタル被告人ノ所有物ナルヲ以テ同法第十九条ニ  
則リテ之ヲ没収シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ從ヒ被告人ノ負担タルヘキモノ  
トス

仍テ主文ノ如ク判決シタリ

昭和六年七月十四日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 竹内 勇平 ㊞

判事 吉田 正之 ㊞

判事 由井健之助 ㊞

⑩事件（昭和七年一月二〇日判決・強盜殺人被告事件）

昭和七年一月二十日宣告

裁判所書記 山本重一 ㊞

判決

本籍並住居

山口県美禰郡□□町大字□□四□□百□□番地

精米業

A M 鶴千代

明治十四年十二月□日生

右ノ者ニ対スル強盜殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事加藤成正関与審理ヲ遂ケ判決ヲ為ス  
コト左ノ如シ

主文

被告人ヲ無期懲役ニ処ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大正十三年頃ヨリ肩書居町ニ於テ精米業ヲ営ミ居タルモ近時營業困難トナリテ諸  
所ニ負債ヲ生シ昭和六年二月中旬頃ヨリハ料金不払ノ為メ精米機用ノ送電ヲ停止セラレテ  
事実上營業ヲ廃止スルノ已ムナキニ至リタル結果益々生計ニ窮シタルノミナラス同年四月  
債権者H D 庄一ヨリ金四十円余ノ債権ニ基キ前記精米機ノ差押ヲ受ケ其競売期日ヲ再度延  
期シ貫ヒタル末同年六月一日卜定メラレタルヲ以テ之カ金策方ヲ百方奔走シタルモ其意ヲ  
得ス苦慮ヲ重ネ居タル折柄偶々同年五月二十一日午後九時頃居町内近隣ニ住居セル被告人  
ノ養母ノ弟Y D 伊三郎（当時七十年）カ入浴ノ帰途被告人宅前道路ヲ通行スルヲ認メタル  
ヲ以テ直チニ同人ノ跡ヲ追ヒテ同人宅ニ赴キ同人ニ対シ右窮状ヲ訴ヘテ金借方ヲ懇願シタ  
ルモ同人ハ之ヲ峻拒シ同家三疊ノ間ノ戸棚ヨリ寢具ヲ取出シテ寢ニ就カントシタルヨリ更



ニ重ネテ其枕下ニ坐シテ再三哀訴歎願スルモ伊三郎ヨリ之カ承諾ヲ得サルノミナラス却テ悪罵ヲ加ヘラレタル為メ太ク其無情ナル態度ニ憤激スルト共ニ伊三郎ヨリ金円ヲ得ルニ非サレハ他ニ焦眉ノ窮状ヲ脱スルノ途ナキコトニ想到シ寧ロ同人ヲ殺害シテ金円ヲ奪取センコトヲ決意シ直チニ傍ニ在リタル西洋手拭ヲ伊三郎ノ頸部ニ卷付ケカヲ極メテ之ヲ引絞メテ同人ヲ絞殺シタル上右三疊ノ間箆筒内ヨリ伊三郎所有ノ現金六十四円二十銭ヲ強取シタルモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認メタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四十条後段ニ該当スルヲ以テ所定刑中無期懲役刑ヲ選択シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトシ主文ノ如ク判決ス

昭和七年一月二十日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 竹内 勇平 ㊞

判事 吉田 正之 ㊞

判事 由井健之助 ㊞

㊞事件（昭和八年四月二日判決・放火未遂被告事件）

昭和八年四月十一日宣告

裁判所書記 林 隆弼 ㊞

判決

本籍並住居

山口県玖珂郡□□村大字□□第□□□□番地

農業

Y D 一 藏

当六十歳

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事松野甚之助関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和七年十一月二十三日午後四時三十分頃予テ不仲トナリ居タル山口県玖珂郡□□村大字□□字畑ノY D長稔ノ住家ヲ焼燬センコトヲ決意シ右長稔方住家ニ延焼セシムル目的ヲ以テ同家ニ長稔方納屋及S D甲一方住家ヲ隔テテ隣接スル右甲一方納屋ノ壁際ニ古俵黍殻麦藁等ヲ重ネ其ノ上ニ板ヲ置キ所携ノ檻襖切ニ燐寸ヲ以テ点火シ之ヲ右黍殻ノ中ニ差込ミ放火シタルモ右甲一方納屋ヘ燃ヘ移ル前同家家人ニ発見セラレ消止メラレタル為メ焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八十八条第一百十二条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ同法第四十三条本文第六十八条ニ則リ未遂減輕ヲ為シ其ノ刑期範圍内ニ於

テ被告人ヲ懲役三年ニ処断シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ從ヒ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年四月十一日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事

山崎 勝喜 ㊞

判事

辻 富太郎 ㊞

判事

由井健之助 ㊞

⑫事件 (昭和九年一〇月二日判決・殺人教唆被告事件)

昭和九年十月三十一日宣告

裁判所書記 林 隆式 ㊞

判決

本籍並住居

山口県阿武郡□□村字□□第□□百□□番地

農

T B ハ ル

明治六年十月□日生

右ノ者ニ対スル殺人教唆被告事件ニ付当裁判所ハ検事榎原芳夫関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

未決勾留日数中百二十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ其ノ二男ニシテTB家ノ戸主タルTB邦春カ数年来高利貸ヲ為シテ家業タル農ヲ顧ミサルノミナラス資性貪婪且冷酷ナルカ為親戚部落民等ヨリ嫌忌セラレ昭和六年頃以來TB一家ノ者ハ同人ノ為他ノ部落民ヨリ殆ト交際ヲ絶タレ居ル状態ト為リ被告人等ニ於テ極力説諭勸告ニ努ムルモ更ニ改悛ノ情ナク却テ之ニ反抗シ来リシカハ被告人ノ心勞一方ナラサリシカ他方邦春カ数度娶リタル妻ハ何レモ被告人トノ不和ノ為離縁ト為リ邦春ニ於テハ已ムナク最後ノ妻タルHTN孝子ヲ萩市内ニ別居セシメタル如キ事情アリテ被告人ト邦春トノ間ニハ常ニ喧嘩口論ノ絶間ナカリシヨリ被告人ハ其ノ煩勞心痛ニ堪ヘサル余リ昭和八年八月頃ヨリ同年十月頃迄ノ間被告人ノ肩書居宅其ノ他ニ於テ當時既ニTB邦春殺害ノ意ヲ決シ居リタルUY強助ニ対シ其ノ情ヲ知リテ邦春ヲ強助方ニ遣ルヘキ旨ヲ告クル等其ノ意思ノ実行方ヲ懲憑シテ其ノ決意ヲ強固ナラシメ以テUY強助カ同年十二月二十三日萩市大字□□字□□第□□番地ナル自宅ニ於テ右邦春ヲ殺害シタル行為ニ付精神的幫助ヲ与ヘタルモノナリ

右ノ事実ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第六十二条第九十九条ニ該当スルヲ以テ所定ノ有期懲役刑ヲ選択シ同法第六十三条第六十八条ニ從ヒ減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告

人ヲ懲役三年ニ処スヘク尚同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中百二十日ヲ右本刑ニ算入  
スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セ  
シムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年十月三十一日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 江本 清平 ⑩

判事 石丸友二郎 ⑩

判事 由井健之助 ⑩

⑫事件 (昭和九年一〇月三十一日判決・死体遺棄教唆被告事件)

昭和九年十月三十一日宣告

裁判所書記 林 隆弼 ⑩

判決

本籍並住居

山口県阿武郡□□村字□□第□□百□□番地

農

T B ハ ル

明治六年十月□日生

右ノ者ニ対スル死体遺棄教唆被告事件ニ付当裁判所ハ検事榊原芳夫関与審理ヲ遂ケ判決ス

ルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三月ニ処ス

未決勾留日数中三十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和八年十二月二十五日肩書居宅ニ於テU Y強助ヨリ同人力殺害シタルTB邦春  
ノ死体ヲ山口県萩市大字□□字□□第□□番地ナル強助宅ノ裏山中ニ埋匿シ置キタ  
ルコトヲ聞知スルヤ強助ニ対シ人ノ見易キ場所ニ首ヲ吊リテ自殺シタルカ或ハ高所ヨリ転  
落シタル如ク装ヒテ其ノ死体ヲ遺棄シ置クヘキ旨教唆シ因テ強助ヲシテ該教唆ニ応シ同月  
二十九日午前二時頃右裏山ニ埋メアル邦春ノ死体ヲ掘り出シ之ヲ同所ヨリ約二十町ヲ距ル  
同市大字同字同□□山林中ニ遺棄セシメタルモノナリ

右ノ事実ハ被告人ノ当公廷ニ於ケル判示同趣旨ノ供述及予審ニ於ケル共同被告人U Y強助  
ニ対スル予審訊問調書中判示ニ照応スル同人ノ供述記載ニ依リ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十条第六十一条第一項ニ該当スルヲ以テ其ノ  
所定期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役三月ニ処スヘク尚同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数  
中三十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ全部  
被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年十月三十一日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 江本 清平 ㊞  
判事 石丸友二郎 ㊞  
判事 由井健之助 ㊞

【資料三】上告審判決書

②（第一審・昭和四年七月一八日判決・放火及放火未遂被告事件）⑨（第一審・昭和六年七月一四日判決・殺人被告事件）⑩（第一審・昭和七年一月二〇日判決・強盗殺人被告事件）⑪（第一審・昭和八年四月一日判決・放火未遂被告事件）の四事件は、上告したが、いずれも上告を棄却された。上告審判決書謄本は、第一審判決原本と共に、山口地方検察庁に保存されている。

②事件（大審院昭和四・一〇・二九判決）は、『大審院刑事判例集』第八卷第一一〇号（五四四頁）、および『法律新聞』昭和五年五月二三日（二〇頁。後に、稲葉慶和編『資料で見る陪審法判例集成』、学術選書・二〇〇〇年、四一頁に収録）、⑩事件（大審院昭和七・四・二三判決）は、『大審院刑事判例集』第一一巻第八号（五二二頁）、および『法律新聞』昭和七年七月三日（一五頁。後に、前掲『資料で見る陪審法判例集成』、七八頁に収録）、⑪事件（大審院昭和八・七・八判決）は、『大審院刑事判決集』第一二巻第一四号（二〇四頁）に、それぞれ収録されている。

（注）②⑩⑪事件の判決要旨は、次の通りである。なお、『大審院刑事判例集』には、「判決要旨」に対応する判決部分は集録されていないが、判決全文は集録されていない。

②事件の判決要旨

一 補充陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人証人鑑定人等ヲ訊問スルコトヲ得

二 法律上犯罪ノ成立ヲ阻却スヘキ事実上ノ主張ハ陪審答申後ノ弁論ニ於テハ之ヲ為スコトヲ得ス

⑩事件の判決要旨

陪審力主問ヲ肯定スル場合ニ在リテハ補問ニ於ケル文言ノ瑕瑾ハ陪審ノ評議ニ影響ヲ及ホスコトナキモノトス

⑪事件の判決要旨

相隣接セル四棟ノ建造物ノ一端ナル人ノ住居ニ使用スル建造物ニ延焼セシムル目的ヲ以テ他ノ一端ナル人ノ住居ニ使用セザル建造物ニ放火シタルトキハ後者ヲ焼燬スルニ至ラサルモ刑法第百八条ノ放火未遂罪ヲ構成ス

上告理由としては、裁判長の説示に関するものが多い。②事件では陪審法第一〇四条第五号違反（説示が法律に違反）、⑨⑩事件では陪審法第七七条但書違反（証拠の真否及罪責の有無に関し意見を表明）を主張している。広島においても、②事件では陪審法第一〇四条第七号（不当の説示）、⑪事件では陪審法第七七条但書違反を主張している。

すなわち、弁護人は無罪を信じて弁護しても、裁判長の説示は、陪審員に対して巧みに有罪を示唆しているというのである（山口における陪審裁判（一）一六二頁上段）。

その上、「陪審の席に列する者は、検事の主張に無条件の共鳴をなす者多く、自信をもって事に当るほど、堅実な信念あるものは、極めて少ないだらうという差支へない」（『中国新聞』昭和二年六月五日夕刊）というような状況であった。

そして、岡原昌男は、陪審辞退の理由の一つに、「陪審の評議に付しても、被告人等が期待した程に、さほど多くの無罪判決が言渡されなかったと謂ふ事実」（岡原昌男『陪審法』ノ停

止ニ関スル法律」・『法曹会雑誌』第二卷第四号、一九四三年四月）を挙げる。

それらは、控訴の出来ない陪審裁判から、弁護士を遠ざけた大きな要因であったと考えられる。

（注）利谷信義は、「日本の陪審法が、きわめて重大な欠陥をもっていたことは明らかである。にもかかわらず、人権擁護のために一定の役割を果たしたことは認めてよいであろう。一四年半の実績は、陪審裁判の総件数にして四八三件、陪審裁判を受けた人員にして総計六一一名、そのうち無罪九四名（二五・四％）であり、無罪率は同時期の一般刑事事件の無罪率が一・二〇三・七％であったことと比較すると格段に高い」（最高裁判所事務総局編『明治以降裁判統計要覧』一九七〇年。一四八、一五〇、一五一頁）という（利谷信義「日本の陪審法」・『自由と正義』第三五卷第一三号、一九八四年一二月）。

しかし、佐伯千仞は、「陪審裁判の無罪率と職業裁判官のみによる通常の刑事事件の無罪率とを比較して論ぜられることが多いが、これには注意が必要である。それは、陪審事件の無罪率は、被告人が始めから公訴事実を否認している刑事事件のみの無罪率であつて、自白事件は含んでいないのであるから（法七条）、被告人が公訴事実を否認して争っている事件と、それを争わず認めている自白事件との双方を含んでいる通常の刑事裁判（職業裁判官のみによつて裁判される）の無罪率とは同一の標準で比較することはできない…。その両者を合わせた通常の刑事裁判の無罪率が低いのは、当然だからである。」と指摘している（佐伯千仞『陪審裁判の復活』、第一法規出版・一九九六年七月、一四頁）。

そして、自白・辞退を含めた陪審事件の総受理件数に対する、陪審裁判に付された事件の無罪率は、一般刑事事件と同様に極めて低かつたのである（昭和治三年二・六一％、同四年一・二〇％、同五年〇・一八％、同六年一・一一％、同七年〇・六〇％、以下〇・何％台。前掲『明治以降裁判統計要覧』に掲載された「陪審既済事件の終局区分別人員」表、一五〇頁・一五一頁による）。

山口においては、昭和四年は、受理件数二五件中、陪審裁判四件（二件有罪・一件一部無罪、一件公訴棄却）、昭和五年は、受理件数二六件中、陪審裁判三件（二件有罪・一件無罪）、昭和六年は、受理件数三七件中、陪審裁判三件（二件有罪、一件無罪）、昭和七年は二・七〇％、昭和八年は〇％である。

しかし、陪審事件の総受理件数の中には、辞退して通常裁判を受けたものがあるが、その無罪率は判らないので、正確な比較は出来ない。

## ②事件（昭和四年一〇月二九日判決・放火未遂上告事件）

昭和四年十月廿九日宣告

裁判所書記 根岸龜太郎

昭和四年（れ）第一〇三九号

判決書

本籍並住居 山口県厚狭郡□□村大字□□字□□□□

鍛冶職

M S 峰 雄

明治三十四年十一月□□□□日生

右放火未遂被告事件ニ付昭和四年七月十八日山口地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人山田善之助中村了詮上告趣意書第一点原審ニ於ケル陪審公判調書ヲ査閲スルニ第一回公判期日ニ於テ先ツ裁判長ハ出頭シタル陪審員中ヨリ初メニ当籤シタル中田音松外十一名ヲ正陪審員ニ次ニ当籤シタル藤本槌作外一名ヲ補充陪審員ト定ムル旨ヲ宣シ右十四名全員ニ対シ宣誓ヲ命シ各自其ノ宣誓書ニ署名捺印セシメラレタリ而シテ該審理進行中右補充員藤本槌作ニ許可シテ被告人ヲ訊問セシメタルノミナラス第三回公判期日ニ於テ裁判長ハ前記列席陪審員一同(十四名)ニ対シ本件公訴事実並証拠ノ要領ヲ説示シテ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ該問書ヲ交付シタル上評議ヲ為サシムル為メ右一同ヲ評議室ニ退カシメ訴訟關係人ヲモ一時退廷セシメ尋テ裁判長ハ陪審ヨリ答申ヲ提出ヲ受ケタリトテ訴訟關係人及陪審員一同ヲ入廷着席セシメタル上立會書記ヲシテ問及之ニ対スル陪審ノ答申ヲ朗読セシメ以上ノ手續終了シタル後陪審員一同ヲ退席セシメラレタリ叙上ノ事迹ニ徴スレハ原審ニ於テハ所謂補充陪審員ヲ以テ陪審ヲ構成スヘキ陪審員ト全然同一視シ来リ陪審ヲ構成スヘキ陪審員中疾病其ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル者生セサルニ拘ラス直ニ構成陪審員ノ職務トシテ為スヘキ被告人ノ訊問ヲ為サシメ又構成陪審員ノミニ対シテ為スヘキ問ヲ發シテ其ノ答申ノ評議ニ参与セシメ最後ニ至ルマテ構成陪審員ト共ニ列席セシムルカ如キハ実ニ違法ノ甚タシキモノト謂ハサル可ラス左レハ原判決ハ此ノ点ニ於テ陪審法第百四条第一号ニ該当スヘキ不法アリ破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ陪審法第三十条ニハ陪審ハ檢事被告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記陪審ノ答申ヲ朗読スル迄同一ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ要ストアリ同法第三十一条第一項ニ裁判長ハ事件二日以上引續キ開廷ヲ要スト思料スルトキハ十二人ノ陪審員ノ外一人又ハ数人ノ補充陪審員ヲ公判ニ立會ハシムルコトヲ得同第二項ニハ補充陪審員ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他

ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ之ニ代ルモノトストアルヲ以テ法カ補充陪審員ヲ設ケタルハ叙上ノ事由發生シタル場合ニ同陪審員ヲシテ即時陪審構成員ニ代ラシメ公判手續ノ進行ニ支障ヲ生スルコトナキヲ期スルニ在ルコト明ナリ故ニ補充陪審員ハ他ノ陪審員ト共ニ宣誓ヲ為シ公判ニ立會フハ勿論裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人其ノ他陪審法第七十条第二項所定ノ人々ヲ訊問スルコトヲ得ヘシ但シ裁判長ノ交付シタル問書ニ対スル答申ハ陪審構成員ニ限り之ヲ為スコトヲ得ルモノニシテ補充陪審員ト雖裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議室ニ入ルコトヲ得サルモノトス原審公判調書ヲ査閲スルニ所論藤本槌作ハ補充陪審員ニ充テラレ宣誓ヲ為シ公判ニ立會ヒ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問シタルコト明ナルモ是レ固ヨリ適法ノ行為ニシテ之ニ対シ批議ヲ容サス而シテ右槌作力他ノ陪審員ト共ニ評議室ニ入り答申ノ評議ニ參與シタルカ如キ事蹟ハ同調書ニ依リテハ之ヲ認め難キヲ以テ斯ル事蹟ノ存スルモノト解シ原判決ヲ批難スル論旨ハ当ラス論旨ハ總テ理由ナシ第二点原審公判準備調書ニ依レハ「裁判長ハ合議ノ上…：HF 確朗…：証人トシ陪審公判期日ニ喚問ス」トノ決定ヲ言渡サレタルニ拘ラス其ノ後陪審公判調書ヲ査スルニ前記証人ヲ訊問セラレタル事迹ナキノミナラス該証拠決定ヲ取消サレタルコト亦絶テ之ナキ儘審理ヲ了リタルコト明ナリ左レハ原判決ハ此ノ点ニ於テ陪審法第百三条刑事訴訟法第四百十條第十三号ニ該当スヘキ違法アリト信スト云フニ在レトモ原審公判準備調書ニ依レハ裁判長ハHF 確朗ヲ証人トシテ陪審公判期日ニ喚問スル旨ヲ宣言シタルコト洵ニ所論ノ如クナルモ同人ノ妻HF 龜代ヨリ原審ニ提出シタル書面ニ依レハ確朗ハ當時朝鮮支那方面ニ旅行中ニシテ召喚ニ応シ難キ事情アリタルコト明カナレハ同人ニ対スル前示喚問決定ハ施行不能ニ終リタルモノト解シ得ヘク此ノ場合ニ於テ特ニ同決定ヲ取消ササルモ違法ニアラサ

ルヲ以テ論旨ハ理由ナシ

第三点原審三回公判調書ニ於ケル裁判長ノ陪審員ニ對スル説示中「次ニ檢事並ニ弁護人ハ各立場ヲ異ニセル關係上其見解ヲ異ニセルハ止ムヲ得サル処ニシテ熱心ノ余リカ互ニ被告人ノ性行ニ追論及セラレタルモ各位ハ被告人ノ性行ヲ以テ公訴事實有無判断ノ資料ト為スハ不可ナリ」ト断定的ニ説示セラレタルコトノ記載アリ然レトモ被告人カ本件ノ如キ放火ノ犯行ヲ為シタルモノナリヤ否ヤニ付証拠上諸多ノ疑点アリテ輒ク其ノ眞実ヲ推断シ難キ案件ニ對シテ考究思索スルニ當リ被告人平素ノ性行ハ果シテ其ノ犯行ヲ敢テスヘキ傾向アリヤ否ヤノ情況ヲ明カニシ以テ心証判断ノ一資料ト為スカ如キハ当然ノ事ニシテ法理上並常識上毫モ不可ナルコトナシ然ルニ原審裁判長ハ凡ヘテ犯行ノ有無ヲ考究スヘキ資料トシテ其ノ人ノ性行如何ヲ考慮スルハ絶対不可ナリトスル一己ノ見解ヲ以テ漫ニ採証上ノ原則ナルカ如キ趣旨ニ断定説示セラレタルハ反テ採証ノ法則ニ違背セル不法ノ説示ナリト謂ハサルヲ得ス左レハ此ノ点ニ於テ陪審法第四百五条第五号ニ該當スヘキ違法アリ從テ原判決ハ当然破毀セラルヘキモノト信スト云フニ在レトモ原審公判調書中檢事及弁護人ノ意見陳述記載ノ部ヲ查スルニ檢事ハ被告人ノ性行ハ面白カラサル人物ナル旨ヲ主張シ弁護人ハ被告人ノ性行及他ノ利益ナル証拠ヲ引用シテ檢事ノ意見ニ反駁ヲ加ヘタル旨ノ記載アリ而シテ原審裁判長カ所論ノ如ク説示シタル趣旨ハ叙上檢事及弁護人ノ性行ニ關スル抽象的ノ陳述ハ公訴事實有無判断ノ資料ト為スニ足ラスト云フニ歸シ犯行ノ有無ヲ考究スヘキ資料トシテ其ノ人ノ性行如何ヲ考慮スルハ絶対ニ不可ナリトスル所論ノ如キ趣旨ニ非サルモノト解スルヲ相当トナスニ依リ論旨ハ理由ナシ

第四点原審ニ於テ弁護人中村了詮ハ昭和四年七月八日付ヲ以テ証拠調申立書ニ証第七号ト

シテ被告人ノ軍隊手帖ヲ添附提出シ該軍隊手帖ノ内容文書ニ依リ被告人ノ性行ノ精勤善良ナルコトヲ証シ以テ本件犯行ヲ敢テスルカ如キ人物ニアラサルコトノ証拠資料ト為スヘキ旨ヲ申立テタリ然ルニ原審陪審公廷ニ於テハ右提出証拠ニ付何等取調ヲ為スコトナク之ヲ陪審員及訴訟關係人ニモ示サ、ル俟て弁護人ニ還付セラレタリ（第一回公判調書二五〇丁ニ「其他弁護人提出ノ書証ハ之ヲ弁護人ニ還付シタリ」トノ記事参照）然レトモ軍隊手帖ナルモノハ陸軍当局カ職務ヲ以テ作成シテ軍人ニ交付シ隨時其ノ軍人ノ身上ニ係ル賞罰事項ヲ証明記入セラレタル文書ニシテ陪審法第七十二条第三号ニ該當セル書類ニ属スルヲ以テ当然証拠ト為スコトヲ得ヘキモノナリ故ニ被告人利益ノ証拠トシテ之ヲ提出シタル以上ハ必スヤ公廷ニ於テ相当取調ヲ為シ以テ弁護權行使ノ資料タラシメサル可ラス然ルニ原審裁判長ハ漫然右提出証拠ノ取調ヲ為サスシテ弁護人ニ還付シ終ニ之ヲ被告人ノ為ニ利益ナル証拠トシテ援用スル能ハサルニ至ラシメタルハ畢竟法律ニ依リ公判ニ於テ取調フヘキ証拠ノ取調ヲ為サ、リシ不法アルト同時ニ不法ニ弁護權ノ行使ヲ制限シタルモノニシテ乃チ陪審法第三百三条刑事訴訟法第四百十条第十一号及第十三号ニ該當スヘキ違法アルヲ免レスト云フニ在リ仍テ記録ヲ查スルニ所論軍隊手帖ハ弁護人中村了詮ヨリ公判期日前原審ニ提出シタルモノナルモ原審裁判長ハ公廷ニ於テ之ヲ弁護人ニ還付シ弁護人ハ異議ナク之ヲ受領シ他ノ訴訟關係人モ亦異議ナカリシコトヲ認メ得ヘキヲ以テ原審ニ於テ同書類ノ取調ヲ為ササルモノヲ以テ所論ノ如キ違法アリト論スルヲ得ス論旨ハ理由ナシ

第五点原判決ノ判示事實ヲ閱スルニ「被告ハ山口県厚狭郡□□村大字□□字□□□MSフサノ方住家ヲ焼燬セント決意シ昭和四年三月二十二日午後八時頃ハンカチヲ裂ヒテ長サ四五寸位ノ繩ト為シ之ニ燐寸軸木十四五本ト婦人結髪用セルロイド製ピン十五六本トヲ黒糸

ニテ括リ付ケ（証第三号）之ヲ携ヘテフサノ方木造藁葺四方尾垂瓦葺平家建住家ノ西側ニ赴キ所携ノ燐寸ニテ点火シ竹竿ニ挟ミテ之ヲ西横側ノ藁葺屋根裏ニ差込マントシタルトコロヲサノニ発見誰何セラレテ逃亡シ住家焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム」ト説示セラレタリ右判示事実並ニ之ニ符合スル本件補問第二ニ対スル陪審ノ答申書ニ認メタル事実ニ依レハ被告人ハMSフサノニ対シ何等怨恨憎悪等ノ原因ナキニ拘ラス突如トシテフサノ方住家ヲ焼燬セント決意シ叙上ノ犯行ニ及ヒタルモフサノニ発見セラレテ其ノ目的ヲ遂ケサリシモノトノ事実ヲ認定セラレタルモノナルコトハ本件陪審ノ答申書ニ主問第一及ヒ補問第一ヲ共ニ否定シタルニ対照シテ極メテ明ナリ果シテ然ラハ仮令判示事実ノ如クナリトスルモ被告人ノ行為ハ全ク夢遊病者又ハ狂人ノ行為ニ同シク何等ノ原因ナクシテ責任弁別ノ意思能力ヲ欠如シタル精神状態ニ於ケル発作的行為ニ出テタルモノト認ムルノ外ナキ筋合ナリトス從テ被告人ノ本件行為ニ対シテハ刑法第三十九条第一項ヲ適用セラル、カ若ハ少クトモ同条第二項ヲ適用セラルヘキ原由タル事実アリト謂ハサル可ラス故ニ原審第三回公判ノ最終ノ弁論ニ於テ弁護人ハ特ニ此ノ事由ヲ述ヘテ刑ノ減免アルヘキモノナル旨ヲ主張シタリ（原審第三回公判調書末尾参照）左レハ原判決ニ於テハ右弁護人ノ刑ノ減免ノ原由タル事実上ノ主張ニ対シ相当ノ判斷ヲ示スヘキ要アルコト陪審法第九十七条第二項後段ノ規定ニ依リ明力ナルニ拘ラス此ノ点ニ付何等ノ判斷ヲ示サ、リシハ即チ前記法条ノ規定ニ違背スルモノニシテ陪審法第三百三条刑事訴訟法第四百十條第二十号ニ該當スヘキ違法アリ当然破毀セラルヘキモノト信スト云フニ在レトモ原審公判調書中弁護人ノ陳述シタル意見ヲ記載シタル部分ヲ查スルニ「本件公訴事実ノ有無ニ付テハ陪審ノ答申ヲ採択セラレタルモノナル故遺憾ナルモ致方ナシ併

シナカラ右認定セラレタル通り事実ナリトセハ被告人ノ本件所為ハ夢遊病者又ハ狂人ノ行為トモ評スヘキ程ノモノニシテ重ク罰スルノ要ナキヲ以テ刑ノ減免アリタシ云々」トアリテ其ノ趣旨ハ被告人ハ本件犯行ノ當時心神ヲ喪失シタル者ナリト云フニ歸スルモノトススル法律上犯罪ノ成立ヲ阻却スヘキ事実上ノ主張ハ陪審ノ答申後ノ弁論ニ於テ之ヲ為スコトヲ得サルヲ以テ之ニ対シ判斷ヲ与フルノ要ナシ論旨ハ理由ナシ

第六点原判決理由ヲ閲スルニ「被告ハ……MSフサノ方住家ヲ焼燬セント決意シ昭和四年三月二十二日午後八時頃……（証第三号）之ヲ携ヘテフサノ方木造藁葺四方尾垂瓦葺平家建住家ノ西側ニ赴キ所携ノ燐寸ニテ点火シ竹竿ニ挟ミテ之ヲ西横側ノ藁葺屋根裏ニ差込マントシタルトコロヲフサノニ発見誰何セラレテ逃亡シ住家焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム」ト判示セラレタリ然ルニ右判示被告人行為ノ程度ハ(i)証第三号ノ放火材料ヲ携ヘテフサノ方住家ノ西側ニ赴キ所携ノ燐寸ニテ点火シ（之ヲ西横側ノ藁葺屋根裏ニ差込マントスルノ意図ヲ以テシ）タルトコロヲフサノニ発見誰何セラレテ逃亡シタルト認メタルモノナリヤ(ii)右放火材料ニ所携ノ燐寸ニテ点火シ尚進ンテ其ノ点火セシ材料ヲ竹竿ニ挟ミ之ヲ西横側ノ藁葺屋根裏ニ差込マントスル行為ヲ実行シタルトコロヲフサノニ発見誰何セラレテ逃亡シタルト認メタルモノナリヤ其ノ文意ニ様ニ解セラレ疑議ニ渉ルノ嫌アリ而シテ若シ前者(i)ノ意義ナリトセハ被告人ノ行為ノ程度ハ放火予備犯タルニ止マルヘク若シ又後者(ii)ノ意義ナリトセハ被告人ノ行為ノ程度ハ放火未遂犯タル域ニ達シタルモノトナルヘシ仍テ此ノ点ニ関シ陪審答申ノ基礎トナリタルモノト認メラルヘキ原審公廷ニ現ハレタル証拠關係ヲ查スルニ原審第三回公判調書ニ於ケル裁判長説示中「証拠關係」ト標示シ「第一ノ(ii)ノ關係事実ニ付テハ云々」ト説示セラ



レタル下ニ「進ンテ犯人ハ如何ナル程度ノ行為ヲ為シタルヤニ付テハ証人MSフサノノ本年三月二十二日午後八時頃西側ノ尾垂下ニ在ル薪ヲ取りニ家ノ角ノ処迄至リシニ意外ニモ自宅西側床ノ後ロノ薪ヲ置キタル所自分ヨリ一間位離レタル処ニ少シ俯向様ニシテ男子カ立チ居リタル故誰何シタルニ其ノ男ハ北側ノ竹垣ヲ破リテ北方ニ逃ケソレヨリ自宅西方ノ道ニ出テタル迄ハ足音ヲ聞キタルモソレカ何レノ方ヘ逃ケタルヤハ見届ケサリキ自分ハ直ニ男ノ立チ居リタル所ニ到リ見タルニ自宅北ノ竹垣ノ所ニ在リタル竹竿ヲ北ヨリ瓦三枚目ニ立掛ケ居リ薪松枝ノ前ニ証拠品第三号ニ火ヲ点ケタル儘ノモノカ投棄シアリタル旨ノ供述アリ尚被告人ノ放火材料ニ点火シタル際発見セラレタル旨ノ予審調書ノ供述記載アリ之ヲ信スルヤ否ニ依リ決スヘキ問題ナリ」ト説示セラレタルコトノ記載アリ乃チ右被告人ノ為シタル行為ノ程度ヲ認ムヘキ証拠トナルヘキモノトシテハ前記裁判長ノ説示ニ準示セラレタル証人MSフサノノ供述ト被告人予審調書ノ供述記載以外ニハ絶テ存在セサルナリ左レハ右証拠ヲ措信スヘキモノトシテ之ニ基ク陪審答申ニ認メタル前記事実ノ内容ハ証第三号ノ放火材料ヲ携ヘテフサノ方住家ノ西側ニ赴キ所携ノ燐寸ニ点火シ之ヲ西横側ノ藁屋根裏ニ差込マントスル意図ヲ以テシタルトコロヲフサノニ発見誰何セラレテ逃亡シタルモノト認メタル趣旨ニ外ナラサルコト前記各証拠ノ内容ト対照シテ洵ニ明ナリトス果シテ然ラハ右被告人ノ行為ニ対シテハ須ラク刑法第百十三条ヲ適用シ二年以下ノ懲役又ハ情状ニ因リ其ノ刑ヲ免除セラルヘキ筋合ナルニ拘ラス原判決カ放火未遂犯ノ法条ヲ適用處断シタルハ擬律錯誤ノ不法アリト信スト云フニ在レトモ原判決ハ所論ノ如ク犯罪事実ヲ説示セルヲ以テ被告人ノ行為ハ放火未遂ノ程度ニ達セルコト洵ニ明瞭ナリ然レハ同判決ニ於テ刑法第百十二条第百八条ヲ適用シタルハ正当ニシテ論旨理由ナシ

第七点原判決認定ノ事実ニ依レハ被告人ハ何等ノ理由ナクシテ発作的ニフサノ方住家ニ放火センコトヲ決意シ判示犯行ヲ為シタルモ即時フサノニ発見セラレ毫末モ実害ヲ生スルニ至ラスシテ止ミタルモノナレハ其ノ罪状極メテ輕微ナリ左レハ仮令放火未遂犯ヲ以テ論スヘキモノトスルモ其ノ罪状ノ輕微ナル点ト被告人ノ性行極メテ善良ニシテ曾テ軍隊現役中ハ屢々精勤賞並善行賞ヲ附与セラレ除隊帰宅後ハ居村青年会副会長ニ推選セラレ模範青年トシテ称讚セラレ且多年ONセメント株式会社工場ニ勤務スルヤ約二千名ノ職中模範職工トシテ推称セラレ居ル情状ヲ斟酌シ法定刑期ノ範圍内ニ於テ最モ輕キ刑ヲ科セラル、ヲ相当ナリト信ス然ルニ原判決茲ニ出テスシテ被告人ニ対シ懲役四年ヲ科シタルハ刑ノ量定甚シク重キニ過キタル不法アリ希クハ諸般ノ情状ヲ斟酌セラレ放火未遂犯ノ最低刑タル懲役二年六月ニ尚酌量減刑ノ上懲役二年以下ニ處シ且刑ノ執行猶予ヲ与ヘラレンコトヲ切望スル所ナリト云フニ在レトモ記録ヲ查シ諸般ノ情状ヲ考察スルニ原判決ノ量刑ニ付甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ナシ論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事溝渕孝雄関与

昭和四年十月二十九日

大審院第四刑事部

裁判長判事 島田 鐵吉

判事 西郷 陽

判事 中尾 芳助

判事 鈴木 秀人

右臚本也

判事 齋藤 三郎

昭和四年十一月三十日

大審院第四刑事部

裁判所書記 根岸龜太郎 ㊦

⑨事件 (昭和六年一月二〇日判決・尊屬殺人上告事件)

昭和六年十一月十日宣告

裁判所書記 根岸龜太郎

昭和六年(れ)第一一六〇号

判決書

本籍並住居 山口県厚狭郡□□村第□□□番屋敷

無職

F M 勘 一

明治二十三年四月□□日生

右尊屬殺人被告事件ニ付昭和六年七月十四日山口地方裁判所カ陪審ノ答申ヲ採扱シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ原審弁護人小河虎彦ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人森下良三上告趣意書第一点陪審法第七十七条ニヨレハ説示ニ際シ(一)証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得サルコト極メテ明瞭ナリ蓋シ裁判長ノ説示ノ態様ハ陪審ノ判断ニ影響ヲ来タシ其ノ自主的独立ヲ害セラルル惧レアルヲ以テナリ然ルニ原審裁判長ハ本件ニ付説示スルニ当リ前記法条ニ反シ不法不当ニ説示シタル違法アリ即裁判長ハ先ツ事實及殺人罪ト傷害致死罪並過失殺罪トノ法律上ノ立前解釈ヲ詳述シ更ニ証拠關係ニ進ミ詳細ニ述ヘタル上「云々被告人ハ殺意ナカリシコトニ付色々々弁解シマスカ夫レハ本當テアルカ又ハ其ノ場限りノ遁辞テアルカ単ナル言草ニ過キサカハ」ト前提シ(記録五五二丁以下)次ニ(イ)蘇生セシメントシテ活ヲ入レル程ナラハ一刻モ争ハサルヘカラサルニ事茲ニ出テサリシコト(ロ)被告人カ絞扼シタル後ニトリタル態度(ハ)被害者ヲ始末シタル処置等ヲ挙ケ説示シタリ是等ハ単ナル証拠關係ノ要領ノ域ヲ超エ自己ノ意見ヲ表示シタルモノニシテ不法不当ノ説示タルヲ免カレスト信ス調書上明カナルカ如ク前述ノ説示ハ犯罪ヲ肯定セシムヘク暗示ヲ与フルニ充分ニシテ如斯ハ陪審員ノ腦裡ニ裁判長ノ意思事件ニ対スル判断カ反映シ陪審ノ評議ニ重大ナル影響ヲ来スヘク是陪審法ニ於テ嚴禁シタル所以ナリ殊ニ本件ハ被告人カ故意ニ実父殺ヲ敢テセシヤ過失ノ結果死ニ至ラシメタルモノナリヤ紙一枚ノ差タル真ニ微妙ナル關係ヲ有スル事實ナレハ裁判長カ単ナル事實及証拠説明其ノ他法律上許サレタル説示ノ域ヲ超エ一步ニテモ犯罪肯定ヲ暗示スルカ如キ意見ヲ表示センカ重大ナル結果ヲ惹起スルニ至ルハ論ヲ俟タサル所ナリト思料ス(ニ)又原審裁判長ハ説示ノ終リニ於テ「予審調書ハ刑事事件ノ現在証拠ノ根幹ヲ為スモノテアリ他ニ根拠アル理由アリテ之ヲ覆ヘス証拠アル場合ハ兎ニ角何等ノ理由ナク之ヲ否認シ之ヲ採ルニ足ラヌト即断シ得ルヤ否ヤ云々」ト説示セリ是レ全ク陪審評議ニ対スル一種ノ威嚇ヲ与ヘタルモノナリ蓋シ

本件ハ公判前即予審ニ於テハ故意ニ殺害シタル事実ヲ自白シ居ルモ公判準備調期日以後ニ於テハ殺ス意思ハ全然ナク唯威ス心算ニテ判示ノ物件ヲ以テ頸部ヲ絞扼シタル旨ヲ陳述スルニ至リシ事案ナリ從テ前記ノ如ク恰モ予審調書ノミ証拠力アリテ公判調書ハ証拠力ナキカ如ク説示シタルハ不法ナリ公判手續コソ手續上ノ中樞ヲ為スモノニシテ予審調書ノミカ証拠ノ根幹ヲ為スモノニアラサルナリ陪審法七十三條第二号ニヨレハ本件ノ公判調書亦証拠ヲ得ルナリ然ルニ此ノ点ヲ開示セスシテ前記ノ如ク予審調書ノ証拠力ノミ力説シタルハ証拠關係ノ説明ヲ為ササルカ又ハ不当ノ説示タルヲ免カレスト信ス(三)次ニ裁判長ハ被告人カ孝順ニシテ勤勉被害者タル実父ハ素行甚タ修ラス性質兇暴近隣ノ憎マレ者ナリシ点ヲ挙示セシ後(五五四丁)「事情ハ事情トシテ刑ヲ量定スル際幾ラテモ酌量シ得ルモノナルヲ以テ云々」之ニ捕ハレス評決スヘキコトヲ説示セリ然レ共裁判長ハ本件カ尊屬殺人罪トシテ俎上ニアルニ不拘其ノ罪ノ刑期其ノ性質等ノ説示ヲ為サス唯単ニ前示ノ如ク酌量減刑ハ何程ニテモ為シ得ルカ如ク説示シタルハ恰モ故意殺人ト肯定シテモヨシ酌量ハ裁判所ニ於テ加減スル」トノ意思言外ニ現ハレタルモノニアラサルヤノ疑念ヲ生セシムル説示タルヲ免カレス如斯ハ陪審法ニ所謂罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタルニ帰シ不法ナリト信スト云フニ在レトモ所論説示ハ単ニ本件ニ付問題ト為ルヘキ殺人傷害致死及過失殺ノ事実ニ関シ証拠ノ要領ヲ解シ其ノ信否ニ付陪審ノ判断ヲ求メ且之カ判断ヲ為スニ付テノ参考トシテ抽象的ニ予審調書ノ証拠力ニ付説明シ更ニ公平ナル判断ヲ為スヘキコトヲ諭告シタルニ過キス原審裁判長ノ説示全体ヲ通シテ觀察スルモ該説示ニハ所論ノ如キ違法アルコトナク論旨ハ其ノ理由ナシ

同第二点本件ハ陪審ノ評議ニ関シ正当陪審員以外ノ者ヲモ裁判長ノ許可ナク評議室ニ入ラシメ評議シタルノ違法アリト思料ス陪審ヲ構成スヘキ陪審員ハ十二人ナルコトハ法ノ明定スル所ニシテ評議モ亦十二人ヨリ為サレサルヘカラス然ルニ本件記録ヲ閱スルニ公判廷ニ立会シタル陪審員ハ補充共十四名ナルコト調書上明ニシテ裁判長カ評議ヲ為サシムル為陪審員ヲ評議室ニ退カシメタルコトモ亦自ラ明瞭ナリ然ラハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員以外ノ陪審員ヲ評議室ニ入ラシメタルモノニシテ如斯場合ハ裁判長ノ許可ヲ受クルヲ要スルコト陪審法第八十三條第二項ノ示ストコロナリ本件ニ於テハ許可シタル旨ノ記載更ニナシ是レ明ニ不法ニシテ評議ニ付意見ヲ述ヘタルニアラサルヤノ疑念ヲ生セシメ陪審ニ對スル根本的信用ヲ破壊スルモノナリ若シ裁判長カ許可シタルモノナランカ調書ニ何等カ見ルヘキモノナカラサルヘカラサルニ無之結局本件ニ付テハ内山山太平秋山傳市ノ兩名ヲ評議室ニ入ラシメタルハ陪審ノ構成ニ付不法アルニアラスヤト思料スト云フニ在レトモ所論ノ如ク補充陪審員ト雖裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議室ニ入ルコトヲ得サルモノナルヲ以テ原審公判調書ニ所論補充陪審員カ裁判長ノ許可ヲ得テ評議室ニ入りタル旨ノ記載ナキ以上該評議室ニ於ケル評議ハ陪審構成員ノミニ依リ適法ニ為サレタルモノト認ムヘク其ノ他同調書ニ依レハ所論補充陪審員カ評議ニ参与シタル如キ事蹟ヲ認め難キヲ以テ斯ル事蹟ノ存スルモノト解シ原判決ヲ批難スル論旨ハ當ラス論旨ハ其ノ理由ナシ

同第三点原判決ハ刑ヲ量定スルニ當リ「法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百條ニ該當スルヲ以テ所定刑中無期懲役刑ヲ選択処断スヘキトコロ犯罪ノ情状憫諒スヘキモノアルモノト認ムルヲ以テ同法第六十六條第六十八條ヲ適用シテ云々」ト判示シ被告人ヲ懲役七年ニ処シタリ然レ共本件ハ被告人カ自首シタル事実存スルコトハ極メテ明瞭ナリ然ラハ法律上ノ減刑ヲ為シ(刑法四十二條)更ニ進ンテ犯罪ノ原因犯人ノ性状行動等憫諒スヘキ

事實存スルヲ以テ酌量減刑ヲ行フヘキモノニアラサリシヤ原審ノ刑ノ量定重キニ失スルノ憾アリ蓋シ本件ハ証人等ノ凡テノ陳述ノ如ク被害者カ性質無賴素行修ラス酒ヲ吞ンテ暴行シ賭博ヲ好ンテ家庭ヲ顧ミス常ニ被告人並其ノ親族ヲ悩マシ世間ヨリ指弾セラレ居リタルモノナリ又兇行当日モ被害者ハ暴行雜言ノ挙ニ出テタル為思案ニ余リ茲ニ被告人カ本件ヲ犯スニ至リシモノニシテ全ク身ヲ犠牲ニシ一家一統ヲ救ハントシタルニ基因ス單純ナル動機ノミナラハ誰レカ自己ノ血縁タル父ヲ殺害セン我國民ハ幼少ヨリ父母ノ恩ハ山ヨリモ高シトシテ薰育セラレ孝順ハ人ノ道トシテ育マレ来リタルモノナリ本件ノ挙ハヨク々々ノコトト推察セサルヲ得ス況ンヤ本件被告人ハヨク勉勵シテ業務ニ従事シ被害者ニ對シテモヨク仕ヘタルコトハ警察官ノ素行調査(記録八十二丁)等ニヨリテモ之ヲ見ルコトヲ得然ラハ原裁判所ハ本件ヲ律スルニ法律上ノ減刑ヲ為シ更ニ酌量減刑ヲ為スヘキヲ事茲ニ出テサリシハ不当ナリト思料ス(イ)証人F M マサF M 直次郎K G キヨ被告人妻以上証人訊問調査(ロ)素行調査(ハ)原審並公判準備期日及公判期日ニ於ケル被告人ノ訊問調査ノ証拠ニヨル)ト云フニ在レトモ記録ヲ精査シ犯情其ノ他諸般ノ情狀ニ鑑ミルニ原審カ被告人ニ對シ酌量減輕ノ外自首減輕ヲ為ササリシヲ目シテ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト云フヲ得ス論旨ハ其ノ理由ナシ

弁護人桑原高治上告趣意書原審判決ハ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノト被存候(一)小野田警察署司法警察官警部補素行調査ニ依レハ被告F M 勘一ハ中等教育モ受ケ職務ニ勉勵シ世評ヨク惡評ヲ耳ニシタルコトナク相当信用ヲ有シ居ル旨及最謹慎ノ意ヲ表シ居ル旨記載有之又予審終結決定書ニヨルモ被告カ父F M 勘五郎ト同居シ克ク之二事ヘ未タ嘗テ孝順ヲ欠ケルカ如キ事ナク反之父勘五郎ハ資性兇暴素行修ラス曩ニ出刃

包丁ヲ以テ同部落K G 三右衛門ヲ斬リ付ケシ為懲役十ヶ月執行猶予ノ判決ヲ受ケ當時謹慎中ノ身ナルニ拘ラス賭博ニ耽リ被告人夫婦之ヲ諫止スルモ毫モ耳ヲ仮ササルコトモ明白ニ候(二)而シテ犯罪前後ノ事情ニ之ヲ顧レハ被害者勘五郎カ賭博ニ耽リ多大ノ損失ヲ蒙リ之レカ為被告人及親族F M 直次郎夫婦ニ對シ金策ヲ強要シ之ヲ拒絶セラルルヤ同人等ヲ怨ミ犯罪當日直次郎ノ妻マサノカ被告ノ宅ヲ訪問スルヤ僅カ五円ノ蕙代ノ請求ニ藉口シ日頃ノ鬱憤ヲ洩シ暴行ヲ為シタルコトニ端ヲ發シタル事ハ予審終結決定書及公判調査ヲ通シ明白ニ候(三)然ルニ被告ハ孫ニ言寄セ哀願スルモ命旦夕ニ迫ル祖母ヲ指シ反省ヲ求ムルモ其ノ他百方手ヲ尽シテ父勘五郎ヲ諫止スレトモ兇暴ナル父ハ頑トシテ聞キ入レス加之被告夫婦及F M 直次郎夫婦及K G 三右衛門ヲ殺シテ放火スルト揚言シ其ノ企圖ヲ遂行スルカ如ク激情ニ驅ラレ居ルコトモ前掲予審終結決定書及公判調査ニヨリ亦明白ニ候(四)以上ノ如キ事情ノ許ニ被告ハ父勘五郎一旦言ヒ出シタル以上如何ナル乱暴モ必スヤル個性ニ鑑ミ父激怒ニ對シ益々恐怖心ヲ抱キF M 夫婦及K G 三右衛門及被告等夫婦ノ身辺ニ對シ必然的予想セラルル危険ヲ予感シ其ノ恐ルヘキ圧迫的苦悶ヲ脱センカ為敢テ為シタル衝動的犯行ナルコトモ亦明白ニ候斯ノ如キ環境ニ於テ被告ノ心理ヲ誰レカ單ナル被害妄想ト論断スルヲ得ンヤ(五)茲ニ於テ原審判決モ犯罪ノ情狀憫諒スヘキモノアルト認メラレ懲役七年ヲ以テ処断セラレ候ヘ共未タ如上ノ情狀ニ對シ必スシモ其ノ量刑相当ナラスト被存候(1)何ントナレハ本件被告ハ直チニ自首シ悔悟謹慎ヲ致シ居リ常ニ良心可責ニ堪エサル旨公判調査ニ明ニ有之遷善改過ヲ以テ科刑ノ要諦トセハ既ニ科刑ノ必要ヲ認メサル者ニ候(2)唯一般予防ノ意味ニ於テ刑法上人倫ヲ匡正シ風教ヲ維持スル為相当ノ科刑ヲ免レスト存シ候ヘ共被告ノ犯行ナカリセハ其慘害ノ波及スル処未タ知ルヘカラス本件ハ世上一般ノ殺人事件ト異ナリ誠ニ憫諒スヘ

キモノニ候然ルニ之ニ対シ七年ノ重刑ヲ科セラルルニ於テハ其ノ出獄スルヤ年齒既ニ五十ニ垂ントシ仮令壯健ナリトスモ離散セル一家ヲ収集シ困惑セル家計ヲ挽回スルコト到底望ミナカルヘク此ノ際七ヶ年ノ懲役ヲ課セラルルハ前途人生ノ希望ト光明トハ拋棄スルコトヲ余儀ナクセラレタルト同断ニ有之從テ前途光明ナシトセハ精神的ニ無期懲役ヲ課セラレタルト亦択リ処ナシト被存候依テ被告人ヲ飽迄社会的ニ葬ラントナラハ即チ止ム然ラサル限リ其ノ量刑不当ナルヤ多ク言フ俟タスト被存候蓋シ身体刑ハ犯罪予防ナル一般目的ト犯人ヲ社会ト隔離シ置ク必要ヲ認メタル結果ニ有之本件ノ如ク其ノ犯行ノ動機モ反社会性ヲ有スル父ノ為必然的ニ来ルヘク予想セラレタル親族其ノ他ノ危害ヲ防止セントノ憫ムヘキ心情ニ基キ加之被告ノ個性犯行態度即直ニ自首シ悔悟謹慎致シ居ル者ニ対シ幽囚ノ身トシテ鉄窓ニ投セラルルコト夫レ身体力予防ノ実ヲ挙クルニ充分ニシテ其ノ七ヶ年ノ長期刑ハ必要トセサルモノト被存候何卒特別御詮議ヲ以テ減刑ノ御寛典賜リ度此ノ段謹テ上告趣意開陳仕リ候也ト云フニ在レトモ記録ヲ精査シ犯情其ノ他諸般ノ情状ニ鑑ミルニ原審ノ被告人ニ対スル刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由ヲ發見セス論旨ハ其ノ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス  
検事溝渕孝雄関与

昭和六年十一月十日

大審院第四刑事部

裁判長判事 島田 鐵吉  
判事 遠藤 誠

判事 齋藤 三郎  
判事 沼 義雄  
判事 岸 達也

右臆本也

昭和六年十一月十日

大審院第四刑事部

裁判所書記 根岸龜太郎 ㊞

㊞事件 (昭和七年四月三日判決・強盜殺人上告事件)

昭和七年四月廿二日宣告

裁判所書記 根岸龜太郎

昭和七年(れ)第二二四号

判決書

本籍並住居 山口県美祢郡□□町大字□□四□□百□□番地  
精米業

A M 鶴千代

明治十四年十二月□日生

右強盜殺人被告事件ニ付昭和七年一月二十日山口地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書要旨被告人ハ予審最初ノ訊問ハ警察官ノ取調ナリト誤信シ其ノ前警察官ノ压制ニ因リ無実ノ自白ヲナシタル儘ヲ申立テタリ而カモ其ノ調書ハ読聞モナク勝手ニ作成セラレタルモノニシテ被告人ハ其ノコトヲ公判ニ於テ陳述シ該調書ノ間違ヒナルコト判明シ居ルニ拘ラス裁判長ハ該調書ヲ援用シ予審第一回ノ自白ト説示セルハ寔ニ不当ナリ裁判長ハ叔父ノ湯ヨリ帰リヲ追掛ケ行キ口論ノ末絞殺シテ帰宅シ眠ラレヌ内隣家B乙方ノ者ノ帰宅シタルヲ知ルカ如ク説示シタルハ事實ヲ曲クルモノナリ又裁判長ハ被告人ハ斯ノ如ク身体強壯ニシテ叔父カ如何ニ壯健ナリトモ七十歳ト云フ年モ違フノテアルカラト説明シ被告人ヲ罪惡ノ者ト人身攻撃ヲモ附加説示シテ陪審員ノ真意ヲ惑ハシタリ實際ニ於テ被告人ハ叔父ヨリ年少ナリト雖同人程健康ナラス説示事實ト相反ス加之原審ニ於テ裁判長ハ被告人ノ陳弁ヲ遮リ証人調モ亦被告人ニ有利ノ供述ハ之ヲ抑制シ尚証人ノ大部分ハ事件ニ關係ナキ被告人ト相反目スル者ヲ選ヒ殊更ニ斯ノ如キ惡手段ヲ以テ陪審員ヲ被告人ノ不利益ニ誘導シタリ被告人ハ寔ニ残念ニ堪ヘサル余リ上告スルモノナリト云フニ在レトモ所論予審訊問調書ハ所論ノ如キ違法ノ手續ニ依リ作成セラレタルモノ又ハ之ヲ信憑スヘキニ非サルモノト認ムヘキ何等ノ事跡存セス而カモ被告人ノ本件犯罪事實ノ自白ノ記載アルヲ以テ原審裁判長カ右調書ニ付所論ノ如キ説示ヲ為スハ毫モ不法ニ非サルノミナラス記録ニ徴スルニ原審裁判長カ所論ノ如ク事實ヲ曲解シテ陪審員ニ對シ説示セリト認ムヘキ点ナク又被告人並証人訊問手續ニ於テ所論ノ如キ不当ノ廉アリトハ認メ得ラレサルカ故ニ論旨ハ其ノ理由ナシ

弁護人沼井秀男上告趣意書第一点原審ニ於ケル陪審ニ對スル裁判長ノ説示ハ勿論其ノ推問ニ於テ苟モ陪審員ノ純真ナルヘキ心情ヲ左右スヘキ換言スレハ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点ニ於テ不知不識ノ裡ニ拘束セラルルカ如キ説示又ハ推問ヲ許ササルコトハ陪審法ニ於ケル不文ノ大原則ナルト共ニ御院判例（昭和五年<sup>レ</sup>）第一七三号事件刑事第三部判決）ノ示ストコロナリトス原審ニ於ケル裁判長ノ為シタル推問ノ部ヲ閱スルニ其ノ補問ニ於テ「省略ナル殺意ヲ以テ同人ヲ絞殺シタル上即時同家箆筒内ニ在リタル現金六十四円二十錢ヲ「強取」シタルモノナリヤ（一一八〇頁）トアリ本件事案ニ於テハ結局所犯ノ罪強盜殺人ナルヤ殺人及竊盜ナルヤカ問題トナリ而シテ補問ニ於テ殺人及竊盜ナリヤカ推問セラレタル所以ナリ然ルニ竊盜ノ点ニ付「云々六十四円二十錢ヲ強取シタルモノナリヤ」即「強取シタル」ノ措辞ハ法律知識ノ淺薄ナルコトヲ前提トスル陪審ニ對スル限而シテ竊盜ノ罪ニ付推問スル以上用語甚シク不当ニ失スルモノト謂ハサルヘカラス蓋本件ノ如キハ専門家ト雖時ニ其ノ犯罪構成ニ関スル法律上ノ論点ニ於テ其ノ判断ニ苦ミ甄別ヲ誤ルノ虞ナキヲ保シ難キ事案ニシテ種々ナル事實証擬擬律ニ於テ全クノ一疑獄難件タルヲ失ハス其ノ之ニ參加シタル陪審員ヲシテ如何ニ苦メタルカハ想像ニ難カラス斯ル案件ニ對スル推問ニ於テ陪審員ノ心裡ヲ「カツチリ」ト捉ヘ評議ニ際テハ殆ント之ノミニ心眼ヲ集中セラルヘキハ疑ナキ心理過程ナレハナリサレハ其ノ推問ニ於テ竊盜ノ点ニ付「強取」ト云フ用語ヲ故ラニ避ケテ「強取」ト為シタルハ即前示陪審法ノ原則ニ反スルモノト謂フヘク斯ル推問ニ基キ評決セラレタル原判決ハ破棄ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リテ本件問書中補問ノ部ニ於テ論旨摘示ノ記載アルコト所論ノ如クニシテ本件事案ノ補問ニ「強取」ナル文言ヲ用ヒタルハ聊カ妥当ヲ欠クノ嫌ナシトセス然レトモ陪審ノ評議ハ先ツ主問ニ付之ヲ為シ主問ヲ

否定シタル場合始メテ補問ニ付評議ヲ為スモノニシテ主問ヲ肯定セハ補問ニ付評議スルコトナキカ故ニ陪審カ主問ヲ肯定シ答申ヲ為シ裁判所ノ採択スルトコロトナリタル本件ニ於テハ陪審ハ補問ニ付評議スルノ要ナカリシモノナレハ前示問書中用語ノ不当ハ毫モ本件陪審ノ評議ニ影響ナキカ故ニ之ヲ以テ上告ノ理由ト為スニ足ラス論旨ハ其ノ理由ナシ

第二点原判決ハ其ノ事実理由ニ於テ「省略Y D伊三郎（当時七十年）カ入浴ノ帰途被告人宅前通路ヲ通行スルヲ認メタルヲ以テ直ニ同人ノ跡ヲ追ヒテ同人宅ニ赴キ云々」ト認定シタリ即原判決ハ陪審ノ評議ニ付シ右事実ヲ認定シタリト云フニ在リ然ルニ陪審員ニ対スル問書答申ニハ「問書、主問、被告人ハ昭和六年五月二十一日夜山口県美祢郡□□町大字□□Y D伊三郎方ニ於テ金員強取ノ目的ヲ以テ同人ヲ絞殺シタル上即時同家箆筒内ニ在リタル同人所有ノ現金六十四円二十銭ヲ奪取シタルモノナリヤ答申然リ」ト記載シアルノミニシテ右問書記載ノ事実ハ陪審ノ評議ニ因ルモノナルモY D伊三郎カ同夜入浴シタルヤ否ノ事実入浴ノ帰途被告人宅前通路ヲ通行シタルヲ認メタルヲ以テ直ニ同人ノ跡ヲ追ヒテ同人宅ニ赴キタル事実ハ何ニ依リテ之ヲ認メタルモノナルヤ之ヲ認メタル証拠ハ毫モ之ヲ挙示スル所ナシ陪審ハ主問ノ事実即強盜殺人ノ事実ヲ認メタルヲ以テ之ニ対スル証拠ヲ一々挙示スルノ要ナキハ勿論ナルモ仮ニ此ノ事実ハ認メタリトスルモ被告人カ被害者宅ニ入りタル経路即被害者ノ入浴ニ行キタル留守中ニ忍ヒ込ミ被害者ノ熟睡中ノ犯行ナリヤ將又原審認定ノ如ク被告人ニ於テ被害者ノ入浴ヨリノ帰途ヲ擁シテ同道シタルモノナリヤハ本案件ニ於テハ疑問トスル所ナリ若前者ナリトセハ本件犯行カ被告人ノ所犯ナリト輒ク断定シ難キ幾多ノ証拠アリ其ノ認定ノ如何ハ判決ニ重大ナル影響ヲ及ホスモノトスサレハ之カ事実ノ認定ハ本件カ縦シヤ陪審ニ付セラレタルモノトハ謂ヘ此ノ点ニ関スル限其ノ之ヲ認ムル

ニ足ル証拠ヲ挙示セサルヘカラサルコトハ刑事裁判トシテ当然ナリトス然ラハ原判決ハ証拠ニ憑ラスシテ事実ヲ認定シタル違法アルモノニシテ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ原判決ハ本件犯罪ノ経過ヲ示スカ為所論ノ事実ヲモ判示セルニ止マリ該事実ハ固ヨリ犯罪構成ノ事実ニ属セサルヲ以テ陪審ノ評議ニ付シテ判断ヲ為スヘキ事項ニ非ラス又之カ証拠ヲ判決ニ挙示スルノ要ナシ論旨ハ其ノ理由ナシ

弁護人内田清吉海輪利吉郎上告趣意書第一点原審ハ其ノ第一回公判ニ於テA MノブI ZスエY M祥一H D庄一S YクマB Z徳正H M武一S D未藏F K武廣I T繁治O T筆一S D與一N M藤一A M多三郎K N龜壽及F T真一ノ各証人ノ訊問ヲ為セリ然シテ之等各証人ノ証言ハ陪審員カ裁判所ノ問書ニ対スル判断ノ資料ニ供セラレタルハ当然ナルノミナラス其ノ第二回公判調書中ニ裁判長ハ陪審員ニ対シ「被告人カH D庄一ニ支払フヘキ金ノ調達ニ困リY D伊三郎方ニ二十一日ノ晩頼ミニ行ツタノハ事実テナイカトノ問ニ対シ私ハアチコチ奔走シテ見マシタカ出来マセヌノテY D伊三郎ノ許ニ行ツテ金借方ヲ頼マウカト思ヒマシタカ伊三郎カラハ前ニ少シ借りテ居リ未タ返シテ居ラナイ金モアリ殊ニ伊三郎ハ輒ク金ヲ貸シテ呉レル様ナ男テアリマセヌカラ行ツテモ駄目タト思ヒヤメマシタト答ヘ居リ之カ真実ナリヤハ被告人ノ当公廷ニ於ケル自白A Mノブノ生活ニ関スル予審ノ自分方ハ借金テ困リ居リ殊ニ昭和六年二月電力供給ヲ中止セラレ精米業カ出来又様ニナリ一層米代ニモ困リ居リタル旨ノ供述証人S YクマS D未藏Y M祥一H D庄一F K武廣I T繁治O T筆一S D與一N M藤一ノ当公廷ニ於ケル借金関係ニ関スル供述ニヨリ判断スル外ナク云々」「被告人カ本件犯行ヲ為シタルヤ否ノ点ニ付研究スルコトニ致シマセウ被告ハ只今私カ朗読シタ通犯罪事実ヲ自白シテ居リマスカ其ノ自白カ真実ナリヤ否ハ本件証拠調ノ際示シタル予審

判事ノ各検証調書…：並当公廷ニ於ケル証人AMノブIZスエYM祥一BZ徳正HD庄一FK武廣AM多三郎IT繁治KN龜壽FT眞一ノ各供述ヲ綜合シテ御判断ヲ願ヒマス云々」ト説明シ特ニ原審ニ於ケル証人ヲ挙示セラレタリ而シテ此等各証人ノ証言ハ被告人ニ不利益ナルコトハ一読シテ明瞭ナリ然ルニ原審ハ前記各証人ノ供述ニ付被告人ニ対シ意見弁解ノ有無ヲ問ヒタルノミニシテ之ニ対スル利益ノ証拠ヲ提出シ得ヘキ旨ヲ証人ノ供述終ル毎ニ又ハ一括シテ被告人ニ告知セサルハ即違法ノ証拠調手續ナリ然ラハ斯ル違法ノ手續ニ成レル証拠ヲ陪審員ノ判断ノ資料ニ供シ之ニ基キテ成立セル原判決ハ破毀セラルヘキナリト信スト云フニ在レトモ原審裁判長ハ被告人ニ対シ所論証人ノ供述ニ付意見弁解ノ有無ヲ問ヒタルノミナラス之カ反証ヲ提出スルコトヲ得ル旨ヲ告知シタルコト原審公判調書上之ヲ看取シ得ヘク原審ノ証拠調手續ニ所論ノ如キ違法アルコトナキカ故ニ論旨ハ其ノ理由ナシ

第二点原審ニ於テ裁判長ハ陪審員ニ対シ予審第一回ニ於ケル被告人ノ本件犯行ノ自白ノ真偽ノ判断ヲ求ムルニ付証人AMノブハ予審ニ於テ五月二十六日警察テ主人ニ面会シタ処主人ハ自分カ至ラヌカラ悪カツタ仕出来シタ事ハ仕方カナイモウ何事モ云フナト申シタル旨供述セリト説明セリ仍リテ証人AMノブハ果シテ予審ニ於テ裁判長ノ説明スルカ如キ供述ヲ為セルヤヲ査スルニ同証人ニ対スル予審調書（記録七〇五丁）問、五月二十六日ノ日鶴千代ト伊佐ノ警察署テ面会シタカ…：其ノ時ノ事ニ付テ証人ハ此ノ様ニ述ヘテ居ルカ間違ヒナイカ此ノ時証人ニ対スル司法警察官ノ聴取書五百十三頁以下五百十六頁迄ヲ讀ミ聞ケタリ答、主人ト面会シタ時ノ模様ニ付テハ警察官ノ御取調ニ対シ答ヘテ置キマシタカ唯今御読聞ケノ通テアリマス云々ノ供述記載アリ然ルニ以上予審調書ノ記載ニヨリテハ証人A

Mノブハ果シテ裁判長ノ陪審員ニ説明シタルカ如キ内容ノ供述ヲ為セルヤハ不明ナリ然ラハ証人AMノブノ予審ニ於ケル前記ノ証言ヲ陪審員ノ判断ノ資料ニ供センニハ独リ予審調書ヲ讀ミ聞ケ被告人ノ意見弁解ノ有無ヲ問ヒタルヲ以テ足レリトセス併セテ司法警察官ノ聴取書中裁判長ノ説明ニ該当スル部分ノ供述ヲ讀ミ聞ケ意見弁解ノ有無ヲ問ヒ且利益ノ証拠ヲ提出シ得ヘキ旨ヲ告知セサルヘカラサル筋合ナリ然ルニ原審ハ被告人ニ対シ単ニAMノブノ予審調書ヲ讀ミ聞ケタルノミニシテ右ノ司法警察官ノ聴取書ヲ讀ミ聞ケ其ノ意見弁解ヲ求ムルノ手續ヲ為ササルハ違法ノ証拠調手續ナリ然ラハ斯ル違法ノ手續ニ成レル証拠ヲ陪審員ノ判断ノ資料ニ供シ之ニ基キテ成レル原判決ハ之亦破毀ヲ免レスト信スト云フニ在リテ原審公判調書ニ依レハ原審裁判長ノ陪審員ニ対スル説示ハ所論ノ如クニシテ又証人AMノブノ予審訊問調書ノ記載ハ論旨摘示ノ如シ而シテ同調書ニ援用セラレタルAMノブニ対スル司法警察官ノ聴取書（記録第五百十三頁以下）ニ二十六日ノ晩方ニ警察テ夫鶴千代ニ面会セヨト伊佐ノ署長サンカ云ハレマスノテ私ト娘チヨ子ト二人カ署長サンヤ其ノ外警察ノ人カ四五人立会ノ所テ面会致シマシタ其ノ時娘チヨ子モ大変悲シテ鶴千代ニ抱付イテオ父サン大概ニ私達ニ心配ヲサセテト申シテ居ルト鶴千代ハ自分カ至ラヌカラ悪カツタ仕出来シタコトハ仕方カ無イモウ何事モ云フナト申シテ居マシタ其ノ時私ハ面会ヲ娘ト二人署長サンカサセタトキ既ニ私達モ外ニ来テ居タ人モ帰ツテモヨロシイト云フコトナツテ居タ矢先面会ヲセイト言ハレテ面会シタノニ夫鶴千代カ娘ノ泣キ付イタ時何事モ言フテ呉レナ仕出カシタ事ハ仕方カ無悪ルカツタト申シマシタノテ鶴千代カ伊三郎ヲ死ナシタナト思フテ悲シクナリ云々トノ供述記載アリ然レハ所論説示事項ハ前示予審調書ノ記載ノミニテハ明瞭ナラス司法警察官ノ聴取書中前示供述記載ト相埃テ甫メテ明確ナルトコロナレハ



原審裁判長ハ該予審訊問調書ニ前記ノ如ク引用セラレ同調書ノ内容タルヘキ右司法警察官  
聴取書ノ供述記載ヲモ説示ニ加ヘタルモノト謂フヘシ而シテ原審公判調書ヲ査スルニ証人  
AMノブノ予審訊問調書ハ之ヲ朗読シ被告人ニ意見弁解ヲ求メタル旨明記シアリテ適法ナ  
ル証拠調アリタルコト一点ノ疑ナク更ニ同公判調書中裁判長問、被告人ハ伊佐警察署ニ於  
テ犯行自白後妻子ニ面会シタソウタネ被告人答左様テス、問其ノ際被告人ハ妻ニ對シ懺悔  
シタソウタネ、答左様ナコトハアリマセヌ、問併シ被告人ノ妻AMノブハ警察官ノ取調ニ  
對シ警察ニ於テ被告人ニ面会シタ際娘チヨ子モ大変悲シテ被告人ニ抱付キオ父サン大概ニ  
私達ニ心配ヲサセテト申シ居ルト被告人ハ自分力至ラヌカラ悪カツタ仕出来シタコトハ仕  
方カナイモウ何事モ云フナト申シタノテ被告人カ伊三郎ヲ死ナシタナト思フテ悲シクナリ  
(中略)被告人カ思ヒ違ヒテ起シタノモ貧苦ノ余リテシタテハアルマイカト思ツタ旨陳述  
シ居ルカ如何、答警察テ妻子ニ面会シタ際ニ私カ左様ニ申シタコトハ相違アリマセヌ併シ  
夫ハ私カ實際伊三郎ヲ殺シテ居ルカ故ニ左様ナコトヲ云フタ訳テハナク(中略)自分カ犯  
人テアルト自白シタ以上平素私ハ子供等ニ對シ何事ニヨラス不心得ヲセヌ様ニトヤカマシ  
ク申シテ居タ手前斯様ニ犯罪人扱ニサレテ居ルノハ面目ナイト思ヒマシタ故左様ニ申シタ  
次第デアリマストノ記載アリ而シテ此ノ記載ニ依レハ裁判長ハ被告人ニ對シAMノブニ對  
スル司法警察官ノ聴取書中前頭予審訊問調書ニ援用セラレタル前示供述記載ニ付テモ亦其  
ノ記載ノ内容ヲ解シ意見弁解ヲ求メ被告人ハ之ニ對シ前記ノ如ク其ノ意見弁解ヲ陳述シ  
タル事実ヲ明ニシ得ヘク且裁判長ハ總テノ証拠ニ對シ反証提出ノ可能ナルヲ告知シタルコ  
ト亦公判調書ノ記載ニ徴シ明白ナルトコロナリ然レハ原審ニ於テ所論司法警察官ノ聴取書  
中前記予審訊問調書援用ノ部分ヲ説示ニ加ヘタレハトテ違法ノ手續ニ成レル証拠ヲ陪審員

ノ判断資料ニ供シタルモノナリト批難スルハ当ラス論旨ハ其ノ理由ナシ  
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ從ヒ主文ノ如ク判決ス  
検事大原昇関与

昭和七年四月二十二日

大審院第四刑事部

裁判長判事 嶋田 鐵吉

判事 江崎定次郎

判事 遠藤 誠

判事 齋藤 三郎

判事 沼 義雄

右臆本也

昭和七年四月廿三日

大審院第四刑事部

裁判所書記 根岸龜太郎 ㊞

㊞事件 (昭和八年七月八日判決・放火未遂上告事件)

昭和八年七月八日宣告

裁判所書記 長田憲麿

昭和八年(れ)第六八七号

判決書

明治十三年一月□□日生

右放火未遂被告事件ニ付昭和八年四月十一日山口地方裁判所カ陪審ノ答申ヲ採扱シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ  
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人Y D一藏上告趣意書一、原公判廷ニ於テ浅墓ニモ罪ヲ免レント思ヒ犯罪事実全部ヲ否認シマシタ為ニ裁判所其ノ他多数ノ方々ニ色々御手数數ヲ煩シタルコトヲ深ク謝スルトトモニ罪ヲ犯スニ至リタル動機及事情等ヲ申上ルコトカ出来ス從テ御同情アル判決ヲ受クルコトノ出来得サリシコトヲ心カラ後悔シテ居リマス私モ今回心カラ改心シテ老先短キ余生ヲ真人間トナリテ更生シタヒト思ヒマシテ今回ノ事件ニ対スル總テヲ神仏ニ誓ツテ偽ラス真実ナルコトヲ申上ケテ原公判廷ニ於ケル御手数數ヲ謝スルト共ニ不幸ナル私ニ對シ寛大ナル判決カ仰キ度ヒト思フノテアリマスニ、犯罪事実ニ付テハ警察検事局及予審廷ニ於テ申上ケマシタ通り私カY D長稔ニ對スル怨恨カラ放火シタノテアリマス私トY D長稔トノ關係ニ就テハ既ニ裁判所ノ調書等ニ於テ明カニナツテ居ル通りテアリマシテ私ハ明治四十二年七月当時九歳ノ長稔及五歳ノキワノ二人ノ子供ノ継父トシテY Dムメト入夫婚姻ヲシタノテアリマス其ノ頃ノY D家ノ生活ハ決シテ豊テハナカツタノテアリマスカ私ノ長稔及キワヲ愛スルコト我カ実子ノ如ク且又彼等兄妹ノ者モ実父ノ如クニ慕ヒテ何ノ不滿モナク一

家拳ツテ一生懸命ニ働キ僅カツツテハアリマスカ山林田畑等モ購入スルコトカ出来ル様ニナリ実ニ平和ニ暮シテ居タノテアリマス然ルニ長稔ハ長スルニ從ヒ親ヲ親トモ思ハヌ様ニナリ反ツテ私ヲ邪魔モノ扱ニシ殊ニ嫁ヲ迎ヘテカラ後ハ一層其ノ度ヲ強ウシ常ニ私ニ對シテ「一戸ノ家ニ二人ノ戸主ハ必要ナイカラ出テ呉レ」等申シマスノテ止ムヲ得ス昭和五年十一月其ノ附近ニ新築シテ分家シタノテアリマス分家ニ際シテハ長稔ノ要求通り私カ入婚シタ当事ノ總テノ財産及其レ以来長稔名義ニテ購入セル不動産全部ヲ与へ尚家財道具ノ如キモノモ一通リ分ケテ与へタノテアリマシテ長稔ニ於テハ何等不服ハナカツタノテアリマス然ルニ私達カキワヲ相続人ニスル可ク昭和六年十二月OM俊一ト云フ大工職ヲキワノ婿養子ニ迎ヘテ以来長稔ハ之ヲ不服トシテ常ニ私達一家ノ平和ヲ紊スカ如キ行為ニ出テ何彼ニ付私達ヲ敵視スル様ニナリマシタ故ニ私達親子ハ遂ニ犬モ食ハヌト云フ間柄ニナツタノテアリマス此事実ニ付テハ原公判廷ニ於テ長稔其ノ他ノ証人ノ言ニヨツテ明テアリマス斯ノ如キ有様ニテ私ノ心中モ常ニ面白カラサリシ折柄長稔等ノ煽動ニヨツテ遂ニキワ等夫婦ハ家出シタノテアリマスソコへ妻ハ病氣ニナルシ思フ様ニ仕事ハ出来ス金ハ要ルシ私ノ長稔ニ對スル怨恨ハ其ノ極ニ達シタノテアリマスケレトモ私ハ病床ニアル妻ムメノコト等ヲ思ヒ血ノ涙ヲ吞シテ堪へ忍ヒマシタ其ノ内妻ノ病氣モ治リ又キワモ産脚氣ノ為ニ子供ヲ連レテ帰ツテ来マシタノテ心ヲ取り直シテ働イテ居リマシタカ前ニ申シマシタ如ク妻ノ病氣ヲ金ハ全部使ヒ果シ其ノ上キワノ病氣ニ薬代ハイルシ且永イ間ノ病氣テ古イ疊ハ臭クナリ医師ノ来診及来客等ノ時赤面スルコトモ尠クナイノテ分家スル際私ノ分トシテ預ケテ置イタ新シイ疊数枚食器其ノ他ノ品物及分家スル際仔牛一頭ヲ買ヒ与へ其ノ後又一頭買ヒ与へタルニ私ニ無断ニテ売却シテ仕舞フタノテ其ノ元金ナリト返シテ呉レヌカト云ツテ事件前

ノ十一月二十日頃ニ長稔ノ家へ相談ニ行キマシタトコロ長稔ハ「我家ニアルモノハ俺ノ自由タ何一ツヤルコトハ出来ヌモシ持ツテ帰ツタラ家宅侵入罪テ訴ヘル」等恩ヲ仇テ返スカ如キ罵倒ニ今迄忍従シテ来タ怨恨カ一時ニ爆發シ遂ニ前後ノ考ヘモナク斯ノ如キ馬鹿ナ事ヲシテ誠ニ申訳アリマセン今更ナカラ後悔シテ居リマス三、私モ今年ハ六十歳ニナリマシタ其ノ上脱腸眼病其ノ他ニテ常ニ病弱テアリマス尚私ノ入所後妻ムメカラハ離縁セラレ半分以上ムメ名義ニシテ居タ財産ハ今回長稔ノ家へ持ツテ帰ヘルシ且私ノ僅ハカリノ財産モ借金ノ為ニ競売ニセラレ尚弁護料等ノ支払ノ為ニ其ノ大部分ヲ売却セネハナラヌト云フ有様テアリマス私モ二十数年間寢食ヲ忘レテ一生懸命働イテ来タコトカ一寸シタ心得違ヒカラ全部水泡ニ帰シテ仕舞ヒ且又今回多額ノ陪審費用ヲモ御支払セネハナリマセン此点ヲ充分ニ御斟酌願ヒ度ヒト思ヒマス尚私モ最初ニ申上ケマシタ如ク今度ハ心カラ改心シテ老先短キ余生ヲ真人間トナリト更生シタヒト思ヒマス今ニナツテ考ヘテ見マスルニ長稔カ私共ニ敵対セル理由ハ只私達ノ財産力欲シイ為私トムメトヲ別レサスカ為種々策動シタモノト思ヒマスソレニ私カ愚テアツタ為ニ乗セラレタモノト思ヒマス斯ノ如キ不幸ナル私ニ一擲ノ御同情ヲ寄セラレ今少シ御寛大ナル判決ヲ只管御願ヒスル次第テアリマスト云フニ在レトモ記録ヲ精査シ犯情其ノ他諸般ノ事情ヲ斟酌スルモ原判決ノ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト認メ難キヲ以テ論旨ハ理由ナシ

弁護人武田英仁上告趣意書一、原判決ハ刑ノ量定不当ナルヲ以テ破毀スヘキモノト信ス即チ原判決ハ「被告人ヲ懲役三年ニ処ス訴訟費用ハ全部被告人負担トス」ト言渡サレ居レリ而シテ其ノ理由トシテ「被告人ハ昭和七年十一月二十三日午後四時三十分頃予テ不仲トナリ居タル山口県玖珂郡□□村大字□□字□□ノYD長稔ノ住家ヲ焼燬センコトヲ決意シ右長

稔方住家ニ延焼セシムル目的ヲ以テ同家ニ長稔方納屋及ST甲一方住家ヲ隔テテ隣接スル右甲一方納屋ノ壁際ニ古俵黍藁麥藁等ヲ重ネ其ノ上ニ板ヲ置キ所携檻樓切ニ燐寸ヲ以テ点火シ之ヲ右黍藁ノ中ニ差込ミ放火シタルモ右甲一方納屋へ燃へ移ル前同家人ニ発見セラレ消止メラレタル為焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条第百十二条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ同法第六十八条ニ則リ未遂減輕ヲ為シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処断シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ從ヒ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス」ト判示セラレタリ被告人ノ犯行事実ニ付テハ上告審ニ於テモ別ニ異議ヲ申立サルモ右所為ニ対シ主文ノ如キ判決ヲ為シタルハ法律ノ適用上著シク不当ナルモノアリト信ス二、次ニ被告人ノ犯行ノ動機情状及法律ノ適用ニ関シ愚見ヲ述ヘテ原判決カ刑ノ量定ニ付妥当ナラサル所以ヲ明カニセントス(一)犯行ノ動機本件記録ニ明カナル如ク被告ハ犯行ヲ為スニ至リタル動機ハ被告人ハ明治四十二年当時三十六歳ヲ以テYD長稔(当時九歳)其ノ妹(当時五歳)ノ母ムメノ入夫トナリ長稔兄妹ヲ実子ノ如ク愛護シテ極メテ平和ナル家庭生活ヲ営ムノ任ニ当リタルモノナリ然ルニ長稔ハ長スルニ從ヒ被告人ヲ疎外シ侮辱シ更ニ他ニ分家別居スルノ止ムヲ得サルニ至ラシメ尚其ノ後長稔ハ被告人ヲ敵視シテ兩者ノ間ハ犬猿モ畜ナラサル事情ヲ呈シタルモノノ如シ抑モ義父母ノ間柄ニモセヨ被告人ハ長稔ノ尊屬親ノ關係ニ在リ子タル長稔カ被告人ニ対シ其ノ幼時ノ保育ノ恩義ヲ忘レ年長スルト共ニ被告人ヲ虐遇シ從テ被告人カ之ニ対シ怨恨ノ念禁スルコト能ハサルニ至ルハ蓋人情上亦止ム得サルモノト云フコトヲ得ヘシ此点ニ於テ被告ノ犯罪ノ動機ハ頗ル同情ニ値スルモノアリ(二)犯行ノ情状被告人ハ昭和七年十一月二十三日午後四時三十分

頃山口県玖珂郡□□村大字□□字□□所在ノST甲一所有ノ納屋軒下ニ麦藁檻樓切等ヲ置キ  
之ニ燐寸ニテ点火シタルモ間モナク記録（五七頁）ST清聴取書記載ノ通り右甲一ノ二男  
（当十一年）ノ児童カ右現場ニ於テ煙ノ出ツルヲ見テ清自ラ直ク其ノ黍殻等ヲ前迄出シテ  
小板テ叩キ水ヲ掛ケテ消シタルモノナリ発火ノ現場ハ記録（十一頁）警部補近棟ノ実況見  
分書附属見取図ノ通り北端二位スルST甲一所有ノ納屋ノ軒下ニシテ該納屋ト其ノ南方ニ  
在ルST甲一ノ住家トノ間ハ相当ノ間隔ヲ有スル通路アリ而シテ右STノ住家ノ南方ニ一  
棟ノYD長稔所有ノ納屋アリ而シテ更ニ其ノ南方ニYD長稔ノ住家在リ右納屋ト住家ノ間  
ハ何レモ相当ノ間隔アルコトヲ示セリ被告人カYD長稔ノ住家ヲ焼燬センコトヲ決意シ右  
長稔方住家ニ延焼セシムル目的ヲ以テ甲一方納屋ノ壁際ニ古俵黍殻等ヲ重ネ点火シト判決  
理由ニ摘記セラレアルモ被告人カ右ノ犯意ヲ決行スル方法トシテハ頗ル幼稚ニシテ殆ント  
実行不能ノ觀ナキニアラス即チ放火ノ時ハ昭和七年十一月二十三日午後四時半ナレハ未タ  
白昼ノ間ニシテ而モ長稔ノ住家ヲ焼燬スル目的ヲ以テ右家屋ヨリ四棟目ニ当ル納屋ノ壁下  
ニ放火スルカ如キハ一見児童ニ類スル所為ト謂ハサルヲ得ス果然忽チST家ノ家人ニ発見  
セラレ而モ僅ニ二十一歳ノ児童ニ消火セラレテ何等建物ニ燃ヘ移ラス寸毫ノ損害モ惹起セサ  
リシモノナリ以上ノ如ク被告人ノ犯行ノ動機情状方法結果等ヲ綜合シテ觀察スレハ甚タ酌  
量スヘキ点多々アリ三、尚弁護人ハ本件犯行ニ対シ原判決ニ於テ刑法第百八条ヲ適用シテ  
処断シタルハ法ノ適用ヲ誤リタルモノト信ス本件被告人ノ火ヲ放タントシタル建造物ハ納  
屋即チ現二人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物ニシテ被告ノ犯罪ニ対シテハ刑  
法第百九条ヲ適用スルヲ至当ト認メラル尚此点ニ関シテハ司法警察官山口縣警部補近棟嘉  
一ノ意見書ニ於テモ法律ノ適用ハ刑法第百九条第百十二条ト意見ヲ提出セリ（記録六頁）

然ルニ原判決ニ於テハ被告ハYD長稔ノ住家ヲ焼燬スル意思ヲ以テ前掲建物ニ放火セント  
シタル故ヲ以テ直チニ刑法第百八条ニ該当スルモノトシテ判決セルハ失当ナルモノト思料  
セラル刑法第百八条ノ規定ハ「火ヲ放テ現二人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物汽  
車電車艦船若ハ鉢坑ヲ焼燬シタルモノ」トアリ同条ノ刑ハ第百九条ニ比シ重刑ヲ科セラレ  
アル法律ノ精神ハ放火ニ因リテ建造物其ノ他ノ財産ノ焼燬ノミニアラス現二人ノ住居ニ使  
用シ又ハ人ノ現在スル建造物其ノ他ノモノナル場合ハ人ノ身体生命ニ害ヲ及ホス虞レアル  
ヲ以テニ外ナラス四、最後ニ本件被告人ハ昭和七年十一月末以来今日ニ至ル迄約七ヶ月ノ  
期間既ニ勾留セラレ精神上並肉體上相当ノ苦感ヲ嘗メ尚其ノ所為ヲ後悔シテ改悛ノ情アリ  
尚殆ント其ノ財産全部ヲ本件訴訟費用ノ負担ニ供セサルヘカラサル状態ニ立至リ又被告人  
ハ本年六十歳ノ老齡ナレハ寛大ナル御裁判ヲ仰キ度ト云フニ在レトモ人ノ住居ニ使用スル  
建造物ヲ焼燬スル目的ヲ以テ人ノ住居ニ使用セサル附近ノ建造物ニ放火シタルトキハ右兩  
建造物ノ間ニ二三ノ建造物介在スルモ孰レモ互ニ相隣接スル場合ニ於テハ犯人焼燬ノ目的  
タル人ノ住居ニ使用スル建造物ノ延焼ヲ惹起シ得ヘキ状態ニ置キタルモノニ外ナラサレハ  
其ノ行為ハ刑法第百八条放火罪ノ実行ニ着手シタルモノト謂フヘキヲ以テ縱令犯人意外ノ  
障礙ニ因リ人ノ住居ニ使用セサル建造物スラヲモ焼燬スルニ至ラサルモ同条ノ放火未遂罪  
ヲ構成シ同法第百九条第百十二条ヲ適用処断スヘキモノニ非ス原判決ノ認定シタル事実ニ  
依レハ被告人ハ判示YD長稔ノ住家ヲ焼燬センコトヲ決意シ長稔方住家ニ延焼セシムル目  
的ヲ以テ同家ニ長稔方納屋及ST甲一方住家ヲ隔テテ隣接スル右甲一方納屋ノ壁際ニ古俵  
黍殻麦藁等ヲ重ネ其ノ上ニ板ヲ置キ所携ノ檻樓切ニ燐寸ヲ以テ点火シ之ヲ右黍殻ノ中ニ差  
込ミ放火シタルモ右甲一方納屋ヘ燃ヘ移ル前同家々人ニ発見セラレ消止メラレタル為焼燬

ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリト云フニ在リテ被告人ノ行為ハ人ノ住居ニ使用スル建造物ノ  
焼燬罪ノ実行ニ着手シ遂ケサリシモノニシテ刑法第八八条ノ放火未遂罪ヲ構成スルコト前  
頭ノ説明ニ照シ明ナルヲ以テ原判決カ刑法第八八条第百十二条ヲ適用処断シタルハ正当ニ  
シテ所論ノ如ク法ノ適用ヲ誤リタルモノニ非ス爾余ノ論旨ノ理由ナキコトハ被告人上告趣  
意書ニ対スル説明ニ依リ之ヲ了解スヘシ  
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ依リ主文ノ如ク判決ス  
検事柴碩文関与

昭和八年七月八日

大審院第三刑事部

裁判長判事	菰淵 清雄
判事	横村米太郎
判事	草野豹一郎
判事	岸 達也
判事	日下部義夫

右臈本也

昭和八年七月八日

大審院第三刑事部

裁判所書記 長田 憲麿 ㊞

【資料四】新聞報道に見る陪審公判

こゝには、『防長新聞』、『関門日日新聞』（以下、「関門日日」と省略）、『馬関毎日新聞』（以下、「馬関毎日」と省略）に報道された、山口における陪審公判についての記事を収録する。それに加えて、陪審法実施に先だつ陪審裁判の実習の報道、および昭和三年一〇月一日の司法記念日における陪審法廷、陪審員宿舎の落成式の報道なども収録した。しかし、公判が開かれた記事はあるが、欠号があるため、全公判期日の記事を完全には収集できないものもある。

（注）本資料紹介では、朝刊と夕刊の区別を表示しなかった。当時、夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配達された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が、朝刊よりも時間的に早い記事となっている。

なお、新聞記事だけでは、事件の報道に繁簡があつたり、報道内容にも多々誤りが見受けられ、事件を正確に把握することは困難である。「予審終結決定書」、「第一審公判始末簿」、「陪審公判始末簿」、「刑事判決原本」、「説示」、「問書」などを参照して始めて、事件の全貌が判明するのである。

陪審公判に関する新聞記事の調査方法については、「陪審公判始末簿」が、現在でも保存されている場合には、陪審に付された事件の被告人名・判決日・公訴罪名などが分かるので、その陪審公判の新聞記事を検索するのは容易である。

しかし、そうでない場合には、「陪審法ノ停止ニ関スル法律ヲ定ム」(『公文類聚』第六十七編・昭和十八年・第百二十七卷・司法三・刑事。国立公文書館所蔵、インターネットで閲覧・謄写が出来る)の添付書類「陪審事件関係諸表(昭和十七年十二月一日現在調)」中の「(二)陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数

表」により、検索することになる。右「総件数表」のうち、調査を予定している、広島控訴院管内の各地方裁判所の陪審公判を、示すと次の通りである。

昭和	3	4	5	6	7	8	9	11	合計
種別	法定	法定 請求	法定	法定 更新	法定 更新	法定	法定	法定	法定 請求 更新 計
広島	2		1	2			1		11
山口		4	3	2		1	1		12
岡山		7	2	1	1		1		13
鳥取		2	2	1	1		1	1	9
松江				2	1	1			4
松山	2				2	2		6	6

(注1) 昭和10年・12年・昭和17年は、広島控訴院管内では、陪審に付された事件数の記載が無いので、省略した。また、請求陪審(陪審法第三条)・更新(陪審法第九五条)が無い年は、請求欄・更新欄を省略した。法定は、陪審法第二条の法定陪審事件である。

(注2) 鳥取の昭和4年は、前記(一)陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」では「法定1」となっていたが、瀧川幸辰「陪審法」(『新法学全集』第二〇巻、日本評論社・一九三八年一〇月。後に、『瀧川幸辰刑法著作集』第三巻、世界思想社・一九八一年八月に収録)に掲載された「陪審法施行以来陪審公判開廷総件数」(四八頁)により、「法定2」、「請求1」に改めた。それは、陪審法施行後間もない頃に発表された、「自昭和三年一〇月至昭和六年九月各庁別陪審事件調査」・「自昭和三年一〇月一日至昭和五年一二月末日法定陪審事件数」(『法曹会雑誌』第一〇巻第一号、一九三二年一月)なども同様である。

(注3) 松江の昭和7年「更新1」は、前掲(一)陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」では、松山の項に記載されている。注4) 松江については、前掲(二)陪審法施行以来陪審ノ評議ニ付シタル総件数表」では、昭和7年欄は「法定2」で、合計欄は「計6」となっているが、新聞の調査では、昭和7年は「法定1」であり、また、『我が国で行われた陪審裁判——昭和初期における陪審法の運用について——』(『最高裁判所事務総局・一九九五年二月、二二六頁)によると、昭和三年から昭和一五年までの間の終局結果は、「有罪4、更新1、合計5」とあるので、昭和7年は「法定1」で、合計は「計5」と思われる。

(注5) 最高裁判所事務総局編『明治以降裁判統計要覧』(一九七〇年)の「陪審既済事件の終局区分別人員——地方裁判所(昭和3年・昭和18年)」(一五〇頁・一五一頁)によると、昭和一八年欄の事件数は記載がないので、昭和一八年には陪審公判は行われなかったようである。

## 1 陪審法の実施に関する新聞報道

### ● 「防長新聞」昭和三年九月二五日

山口地方裁判所陪審法の実習  
彦島の殺人事件を材料に  
意義ある効果を求む

予報の如く、山口地方裁判所では、二十三日、新築陪審法廷で陪審裁判の実習を行った。

当日の実習は公開ではなかったが、弁護士や新聞記者や籤外れの陪審員候補者などは許された。

陪審員としては、山口町陪審員三十三名の出席を求め（規定は三十六人）、午前八時、時間勵行で殆ど全部出廷した。

裁判長は矢崎裁判所長、陪審判事は小玉部長、和田判事、検事は相原検事、弁護士として千々松、弘中、大谷三弁護士、被告人は裁判所書記二名、証人は防府町倉橋弁護士と裁判所員六名がなり、陪審員は出席者のうち抽籤で、左の十二名と予備員二名が決定したが、農、大工、菓子商、酒商、宿屋業、官吏、理髪職、其他各種の職業に従事する人々であった。

林金太郎、重國重藏、伊藤一郎、佐々木文太郎、斎藤臣太郎、池永政登、竹内用吉、清水傳太郎、奥平村太郎、田中菊次郎、彌源治武一、徳富高藏 △予備 益本波松、福田秀穂

事件は、殺人被告事件で、嘗てこれに似通った事件があったのから、ヒントをとつたものであるが、内容其他素より仮定したものであつて、豊浦郡彦島町大字彦島鋳物職金田一助（二四）、熊本県生れ住所同上鉄工職川中岩夫（二九）の兩名が、大正十三年十月九日夜、九州市事池山市太を一助の寄食してゐる白井方に呼び寄せ、親分水田久等に不利の行為をなすを、久が種々詰問を試み、市太の言動不遜なるを怒り、被告兩名は日本刀を以て外数名と共に、市太の頭部胸部其他身体数十ヶ所に斬り付け、胸部の刺創に因り其場に即死せしめたのである。

実習は、午前九時、不公開のもとに陪審構成をなし、それより公開審理に移り、検事の論告あり、各弁護人の弁護があり、終つて、陪審裁判の骨子である裁判長の説示は一時間半にわたつて懇切なる説示をなし、それより陪審員は評議室に入つて何人も交へず評議の後、殺人有罪の答申をなしたが、裁判長は至当と認め、答申をうけ、それに基いて裁判をなし、検事の求刑無期懲役に対し、岩夫に対し懲役七年、一助に対し同五年に処して、閉廷したのは午後六時であつたが、何れも長時間にわたり、暑い日であつたが、頗る緊張裡に意義ある此日の実習を終つた。

（注）陪審法の実施に当たつては、「防長新聞」は、この外に次のような記事を掲載している。

●「防長新聞」昭和三年九月二十九日「矢崎憲明 陪審法の制定は、我国体の精華に淵源す」

●「防長新聞」昭和三年九月三〇日「矢崎憲明 陪審法全部の実施に際し、陪審員並に国民の覚悟」・「山口地方裁判所検事正杉本時三郎 陪審制度実施に関する所感」

●「防長新聞」昭和三年一〇月一日「社説 陪審制度、愈実施さる」・「意義深き司法記念日に、聖上陛下東京地方裁判所へ行幸」・「司法大臣原嘉道氏談 陪審法実施の劈頭に立ち、同法の運用に国民の協力を希望す」・「山口地方裁判所長矢崎憲明 陪審員の五大義務 出頭・宣誓・評議答申・秘密厳守・交通禁止」・「山口地方裁判所杉本検事正談 陪審法の実施に当りて」

## ●「長防新聞」昭和三年一〇月一日

陪審法実施の十月一日を

司法記念日と制定

三十日は日曜日にも拘らず、山口地方裁判所では総出勤で、一日挙行の陪審法廷並に陪審員宿舍落成式の準備をしたが、式場は階上会議室大広間とし、宴会場は弁護士詰所并に第一号民事公廷の二箇所を利用して、幔幕、小国旗で美しく装飾をほどこし、其他諸準備が整へられた。

尚、当日案内の来賓の内約二百名から出席の通知があつたが、裁判所で来賓を招待するやうなことは、近来例のないことであると。

因に、十月一日は、今後司法記念日と定められ、陸海軍に陸海軍記念日のある如く、司法省では毎年の司法記念日には、陪審講話、法廷の参観等が許され、各種の催しが行はれる事となつたさうである。

●「防長新聞」昭和三年一〇月一日

山口地方裁判所陪審法廷と陪審員宿舍落成式

十月二日から三日間公開して参観を許す

わが国民が、はじめて司法権に参与することゝなつた陪審法は、いよいよ十月一日から実施される。

山口地方裁判所では、既報の如く、午前十一時から新陪審法廷並びに陪審員宿舍の落成式を挙行し、管下の判検事、弁護士、裁判所書記、其他関係吏員並びに地方名士等約三百余名を招待し、陪審法実施の最初の日を記念するが、式後、来賓に陪審宿舍及び法廷の参

観を許し、祝宴を張ると。

尚、既報の如く、二日から三日間、一般に公開参観を許可されることに愈よ決定した。公開の时限は、三日間とも毎日午前九時から午後四時までであると。

●「防長新聞」昭和三年一〇月二日

山口地方裁判所

陪審法廷並に陪審員宿舍落成式

十月一日午前十一時挙行

山口地方裁判所陪審法廷並に陪審員宿舍落成式は、既報の如く、十月一日午前十一時から盛大に挙行された。

来賓は、大森知事を始め裁判所関係職員、弁護士、陪審員、各官公衙、軍隊、銀行会社、病院、学校長、山口町長、其他県下知名士、新聞記者等約二百名列席、階上会議室で十一時半、能野監督書記挙式の旨を告げ、山崎工事監督書記から詳細なる工事報告あり、次で、矢崎裁判所長は、左の如き式辞を述べた。

式 辞

昭和三年一〇月一日、陪審制度実施の佳辰を卜し、朝野貴紳の・臨を得て、爰に山口地方裁判所陪審法廷並に宿舍新築落成の式典を挙行するを得たるは、本官並に職員一同の光栄とするところなり。



我国維新後、国民智識の進歩向上は、政治文物の改善を促し、吾国体の精華に基き、国民は夙に立法並に行政に関する国権の行使に参与し、次第に国力の発展を見るに至りたるも、独り司法に關しては未だ其参与を認められざりしところ、輒近に於ける社会の進運趨勢は、司法権の行使に關しても亦国民の参与を必要とするに至り、政府は大正十二年第四十六帝国議会の協賛を経て、同年法律第五十号を以て陪審法を制定公布し、爰に初めて国民司法権参与の権を認むるに至りたるは、我国空前の盛事にして、司法史上に異彩を放つ一大革新に属し、現に本日をも以て其権利を行使し得るは、洵に国民の榮譽として、共に相慶祝し永く之を記憶す可き一大記念日なりとす。

惟ふに、陪審制度は、司法権の行使に国民を参与せしめ、其判断即ち民意の反映を基礎として為す、民衆裁判の典型にして、国民として国権の行使に参与せしめ、協力一致有終の美を濟さんとする立憲政治の根本精神を透徹し、益々もつて裁判の威信を昂めんとするにあり。

陪審裁判の模範を世界に示すは、陪審の祖国たる英国なり。英国が、よく陪審の効果を収め、世に模範を示す所以は、専ら国民が正義を尊重し、且裁判に關する智識と諒解とを備ふるに因る。然るに、我国においては、全く最初の試練に属するを以て、本制度の運用に關しては、職に司法に従事する朝野法曹の精勵努力は勿論、正義の觀念敢て英人に遜色なき我国民は、裁判は正義の実行に外ならざるを念ひ、且本制度制定の趣旨の鑑み、其責任の重大なる自覚し、互に一致協力以て最善の効果をあげることを期せざる可らず。加之、本制度の我国に採用せらるゝや世界各国は刮目して、其結果如何を凝視す。実に、我国は世界環視の試験場裡に立つものなれば、深く思を是に致し、我国民の裁判に対する手腕を

發揮し、一は以て世界に誇示し、一は以て範を後生に貽することを期せざるべからず。

余等職を司法に奉ずる者、此法廷の建築落成と同時に、亦本制度実施の日に遭ひ、転た其負荷の重きを感じ、聊も所懐の一端を交へ蕪辞を述べて式辞とす。

昭和三年十月一日

山口地方裁判所長

從四位勲三等 矢崎憲明

次で、大森知事、弁護士会長藤井啓一、陪審員候補者総代の各祝辞を終り、原司法大臣外十数通の祝電を披露し、相原検事から閉式の旨をつけ一同退場。列席者は、裁判所員の案内で新装厳肅なる陪審法廷や、清洒たる居心地よさうな陪審員宿舎をくまなく參觀し、午後一時半振鈴を合図に、予て設けられた二箇所の宴会場に一同着席し、第一宴会場では杉本検事正から開宴の挨拶あり、凹街紅裙連酒間を幹旋し、歓談歓語宴酣なる頃、大森知事は来賓を代表して謝辞を述べ、次で同知事発声の下に天皇陛下万歳を三唱、午後二時頃盛會裡にそれ々々退散した。因に、来賓には記念エハガキ、陪審制度の話しと題する小冊子等をそれぞれ配布した。

●「防長新聞」昭和三年一〇月三日

山口地方裁判所の聖旨伝達と訓示

陪審法実施に際し下賜の

聖上陛下には、陪審法実施の十月一日、東京裁判所に臨幸遊ばされ、司法部に対し、既報の如く優渥なる勅語を賜り、山口地方裁判所には伝達があったので、同所では二日午前十時、矢崎裁判所長は、各判事以下全職員、杉本検事正は各検事以下全職員を階上会議室にあつめ、それ／＼伝達式を挙行、聖旨に副ふべく訓示を行った。

(注1)「防長新聞」昭和三年一〇月二日「裁判所構成ぶりを聖上親しく御巡覧 けふの司法記念日に裁判所へ行幸」・「司法官に対し優渥なる勅語 けふ裁判所行幸に際して」と題する記事に続いて、左記の勅語が収録されている。

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ權利ヲ保全シ国家ノ休戚コレニ係ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ会シ一層恪勤奮勵セヨ

(注2)「防長新聞」昭和三年一〇月四日「矢崎憲明謹語 司法官に対する優渥なる勅語を拝し奉りて」

(注3)「防長新聞」昭和三年一〇月九日「山口地方裁判所長矢崎憲明 陪審裁判は民衆裁判なり、国民協力一致を要す」

## 2 陪審公判に関する新聞報道

### ①事件（昭和四年二月一六日判決・尊属傷害致死被告事件）

●「防長新聞」昭和四年一月三〇日

山口地方裁判所の最初の陪審公判

二月十三日開廷と決す

既記、陪審制度実施以来、始めての山口地方裁判所に於ける陪審公判は、愈よ来月十三日午前九時から、裁判長は矢崎裁判所長、検事は杉本検事正係で、開廷されることに決定した。

右につき、同裁判所では、それ／＼目下準備中であるが、同事件に関与する陪審員候補者の氏名等は、陪審裁判の公正を期するため開廷までは公表しない。

●「防長新聞」昭和四年二月一〇日

県下最初の陪審裁判

十三日山口で開廷

山口地方裁判所で、既記の如く、十三日、県下初めての陪審裁判が開廷されることゝなつたが、傍聴席は手狭で六十名位を入場せしめ得るだけであるので、当日は傍聴券を發行して傍聴者の人員を制限することゝなつた。

当日は、陪審員候補者三十六名に矢崎裁判所長から出廷を求めてゐるが、このうち抽籤により裁判に関与する十二名が選定されることゝなつてゐる。

陪審員に対しては、公判審理に関与したる日は一日五円の日当、其他の日は二円五十銭、止宿料は陪審員宿舎に宿泊の場合一日二円五十銭、宿舎以外に宿泊した場合五円、鉄道其他二等待遇旅費、陸路は一里につき七十五銭が支給されることゝなつてゐると。

各地から陪審員候補者を召集して

県下最初の陪審裁判

山口地方裁判所陪審法廷に開かる

十三日午前九時

陪審制度が実施されてから、県下における始めての陪審裁判は、昨年同制度実施前に新築落成の山口地方裁判所陪審法廷で、既報の如く、十三日午前九時から開かれた。

開廷前から傍聴人の押掛けたものは頗る多数であったが、先着順により受付で傍聴券を交付し、又陪審員候補者は県下各地から呼出しに応じて来所したものの三十一名（辞退其他の不参者四名、当日不参者一名）で、それ／＼陪審員控所に入り、資格審査があり、公判準備は矢崎裁判所長、杉本検事正、陪席判事小玉部長判事、木村判事、村田書記、千々松官選弁護士並に被告も出廷の上、公判廷で抽籤の結果、左の如く陪審員十二名、並に補充陪審員二名を決定し、直にそれ／＼着席し、開廷の構成を終るや、傍聴人の入場を許した。

▽陪審員

- 一、阿武郡萩町大字西田町書籍販売八木龜吉
- 二、佐波郡右田村大字下右田公吏村田馨一
- 三、吉敷郡宮野村大字宮野下雑貨販売村会議員長富幸一
- 四、宇部市東区岬通質屋業福永虎介

- 五、吉敷郡嘉川村大字嘉川農作竹内鹿藏
- 六、下関市大字西南部町印刷業泉菊太郎
- 七、都濃郡徳山町石材商徳永常藏
- 八、下関市大字関後地村貸家業田上孫作
- 九、豊浦郡小月村製材業重村三郎
- 十、下関市大字奥小路町土木建築請負業馬場時次郎
- 十一、都濃郡下松町大字西豊井菓子製造武居静太郎
- 十二、吉敷郡宮野村大字宮野上農作伊藤像熊

▼補充陪審員

- 一、玖珂郡岩国町大字川西呉服商森脇俊治
- 二、阿武郡萩町大字山田恩給其他の収入に依る者齋藤金祐

公判は、今村控訴院長、水野松江地方裁判所長、下関監督判事、其他陪席傍聴の裁判所関係判検事十数名もあり、厳肅なる気分の裡に、午前十時十分、矢崎裁判長は、厚狭郡□□村K T清吉（三一）にかゝる傷害致死被告事件につき、開廷する旨を告げ、陪審裁判につき先づ諭告あり。

地方裁判は、天皇の御名に於て裁判官のみで行はれてゐたが、陪審裁判は、国民が関与して事実の裁断をなし裁判長に答申することにより裁判をすることになったもので、当裁判所では初めての開廷で、御列席の陪審員がこゝに御実行になるのは、御名譽の事であるが責任も重大であるといふことを御注意願ひたいとて、公判の進行順序につき予め説明をなし、此事件は検事の申告により公判が開廷されることゝなつたもので、検事の公訴事

実の陳述、被告に対する訊問、証人調、検事の意見陳述、弁護人の意見陳述の後、裁判長から陪審員に対し、「説示の後、問書を手交するから、評議室に入って評議をなし決定の後、答申が済めば任務を終ったものであるとて、詳細にわたり説明があり、公平無私に判断を行ふて貰ひたい。」とて、午前十時半に至り、諭告を終り、矢崎裁判長は、各陪審員から「良心に従ひその職務を誠実に行ふことを誓ふ」といふ宣誓書を徴し終つて、

杉本検事正は、公訴事実について述べ、「此事件は、親子喧嘩をして打ちどころが悪くて、父が死んだといふ憐れむべき事件である。被告は瓦製造職で、去年十二月九日午後十一時頃、父力太郎（四九）が村の鶴島飲食店で酒のみ帰つて来たが、被告の家は六畳二間であつて、被告夫婦も父も同室で就寝するが、父が帰り口論喧嘩となり、被告は棟木で横なぐりに殴打して、頭脳の出血のため、間もなく死亡したのである、と公訴事実をのべ、次で、矢崎裁判長は、被告に対し事実の訊問に移つたが、被告は、「父と口論はしたが棟木で殴つたことはない」とて予審の陳述をくつがへし、更に裁判長の訊問に対し、大正十三年九月から瓦製造を始めたことから、父との平素の折合のこと、当夜の模様から詳細陳述し、正午過ぎ三十五分休憩、裁判長は午後一時半から再開する旨を告げ昼食のため閉廷した。

午後一時半から再開、千々松弁護士から被告に質問があるとして、裁判長の許可を得て、被告は右きゝか左きゝか其他を尋ね、証人調に移り、被告の妻KTフミエ（二五）は、子供を背負ひて出廷し、大体有利なる陳述をなした。（以下次号）

● 「関門日日」昭和四年二月一四日

山口地方裁判所最初の陪審公判開かる

予審を覆へし、殺意を極力否認す

□□□村の実父殺し

山口地方裁判所における最初の陪審公判は、十三日午前十時から陪審法廷で開廷。事件は、厚狭郡□□□村瓦製造業KT清吉（三〇）が、昨年十二月九日午後十一時頃、予て酒癖の悪い実父の力太（五〇）が、同夜又もや泥酔して帰宅したので、親子喧嘩をはじめ、清吉は有合せた樽木を以て父を殴打し、死に至らしめた傷害事件であるが、被告が犯意を翻へすので、陪審公判に附せられたものである。

何しろ最初のことゝて、裁判所では大事を取り、矢崎裁判所長自ら裁判長となり、小玉、木村両判事、検事席には杉本検事正着席し、判官の後方には今村広島控訴院長、水野松江地方裁判所長、其他十数名見学し、控室には、陪審員十二名、二名の補欠員が着場、被告は縞の上下を重ねて看守に付添はれて神明に控へ、弁護士席には山口の千々松父子弁護士が控へ、傍聴席には六十余名の傍聴券の所有者で、息詰まる様な重々しい空気を漂よはせてゐる。

やがて十時十分、裁判長は被告の住所、姓名、職業、生年月日を訊問した後、陪審員に対し三十分間にわたつて諭告をなして宣誓をなさしめたる後、検事は公訴事実を簡単に述べて、裁判長の訊問に入る。

被告に、父を樽木で殴打せるや否やを質すや、被告は之を否認したので、裁判長の訊問

は、之より微に入り細に亘り、父子喧嘩をなす迄の経過や喧嘩当時の状況について質し、被告は泣くが如き小声で陳弁し、父は土間で喧嘩の際、見本の瓦か上りカマチで頭を打つたのであらうと否認し、裁判長は更に力太の死亡前後の模様について詳細訊問をなし、最後に証拠品の血痕の附着せる樽木を示して、予審で自白しながら今日否認するといふわけはない、と際どい所をえぐられ、警察で自白したのは、強要せられたので、偽りを自白した迄であるとあくまで否認したが、裁判長の問ひに詰められて、死因は不明でありますと逃げ、零時半一旦休憩。午後一時から再開の筈。

●「関門日日」昭和四年二月一四日

何れも被告に有利な証言

山口陪審公判つゞき

厚狭郡□□村実父殺し陪審公判は、十三日午後一時四十五分再開。千々松弁護士は、犯罪構成について、被告に対し警察で取調べの事実、並に父を殴打した樽木を警察で押収した事実、その他について問ふところあり。

次いで、証人調に入り、被告の妻フミエを呼出し、フミエは子供を背負ひながら証人台に立ち、一時間に亘つて種々訊問を受けたが、結局樽木で父を殴ったことは見なかったと、被告に有利な証言をなし、更に、左の証人五人に対し訊問をなしたが、訊問終了は夜に入るであらうと。

当日の陪審員は左の如し、

阿武郡萩町書籍販売業八木龜吉、佐波郡右田村公吏村田馨一、吉敷郡宮野村村会議員長富幸一、宇部市質屋業徳永虎介、吉敷郡立川村農業竹田鹿藏、下関市印刷業泉菊太郎、都濃郡徳山村石材商徳永常藏、下関市貸家業田上孫作、豊浦郡小月村製材業重村三郎、下関市土木建築請負業馬場徳次郎、都濃郡下松町菓子製造業武居壽太郎、吉敷郡宮野村農業伊藤像熊、△補欠員、玖珂郡岩国町呉服商森脇俊治、阿武郡萩町恩給立替業齋藤金祐

△証人 被告の妻KTフミエ、HS太郎、YMシズヨ、YM治三郎、TS秀一、TD來太郎

●「防長新聞」昭和四年二月一五日

高千帆の親殺し事件

陪審裁判のつゞき

裁判長は陪審員の答申を採択

既報―山口地方裁判所に於て十三日開廷の陪審裁判、厚狭郡□□村字□□農KT清吉(三一)にかゝる傷害致死被告事件は、既記の如く、清吉は殴ったり殴られたりしたが垂木で父を殴ったことはないとして予審の供述をくつがへしたが、尚力太(前号力太郎と記したのは誤記)は実父に相違ないこと、父は大概毎日三合や五合の酒をのむこと、自分は十二月九日午前九時頃厚狭町に瓦の注文をとりゆき、夕飯をよばれて酒も少々飲み酔ふ

たこと、力太が帰ったのは午後十一時頃であつたらう、其時自分は寝てみたこと、小言を喧ましくいひ、父も寢床についたこと、口論を始め起き上り父から殴られ、自分も父を殴り返したこと等から、格闘の模様について、始めは下の間で殴り合ひ、土間に下りて又殴り合ひ、そのうち父は倒れて上りがまちか又はそこに立てかけてあつた日本瓦で頭を打つたのであらう、土間から下間の上り表から痛いと言ふて出て行つた。電灯はないので家内に灯を持って来さすと血が落ちてゐるので、今まで父にさからつたことは殆んどないが、今晚に限つていさかひをした為に、しまったことをしたと父の行方を探しに出掛け、隣りには来ぬといふので、雨の降つた晩であつたので足跡で見当をつけ、三町許り距てたS久太郎方までゆくと父が倒れてゐた云々と、当夜の模様其他につきいろ／＼訊問に答へ、被告は、前記の如く垂木で殴つたといふ予審の陳述をくつがへし、土間に下りて格闘したと新しい供述をしたが、証拠のたる木は、上りがまちと上敷の隙に入れてあつたものであることを認めた。

千々松弁護士が質問があり、終つて既記の如く、妻KTフミエは、三歳になる子供を背負ひ証人として出廷したが、たる木でなぐつた模様はなかつたと、被告に有利な証言のべ、矢崎裁判長は優しくいたはりながら訊問を続けたが、退廷するときは涙を流し、背にゐる子供が父ちゃんが居ると無邪気な言葉を発するなど、満廷の同情を惹き劇的シーンであらはした。

次で、五名の証人は次々と入廷し、裁判長からそれ／＼宣誓を求め、訊問に随ひ陳述した。

被害者力太が自分の家の前庭に倒れてゐた、S久太郎の陳述。其晩十一時頃、酔ぱらひが来て乱暴するうち倒れたので、家の外に出てみた。力太が、シャツにズボンで足袋はだしで来るとは思ひもよらぬことで、暗くもあるし力太とは知らなかつた。近所の人にも来て貰つたが、清吉が探ねて来て、清吉からいはれて始めて始めて力太であることを知つた。仰向けに倒れてゐたが、顔には泥がついてゐた。其時は、まだ死んでは居なかつたが、間もなく死んだ。倒れてゐたところには、頭に怪我をするやうな石はない。清吉から喧嘩したことは聞いたが、垂木で殴つたことは聞かなかつた。

同夜、被害者力太と一緒に酒を飲んだといふ、YM治三郎(四五)の陳述。TSで、力太と七時頃から二合徳利で三、四本位飲んだ。自分は、酔うて寝てしまひ、十二時頃に起されて他へ寄り途をして、大分時間をつぶし、帰つてみると家内は居らなかつたが、そのところへ家内が帰つて来て、酔ぱらひがSへ来て倒れてゐるといふので、行つて見ようと言つてみたが、其時は誰も居なかつた。翌朝五時頃、清吉は父はどれ位酒を呑んだかと尋ねて来た。

治三郎の妻シヅヨ(五二)の陳述。私は、Sの家内が酒酔ひが来て帰れと言つても帰らぬから来てくれと起しに来たから、十二時頃出かけてみたが、仰向けに倒れてゐた。マツチをすつてみたが、力太とは判らなかつた。顔は脹れてゐた。顔には、泥やら何やらから附着してゐた。清吉さんが来て、うちのおやぢであると言つた。Sさんの家の前で、火を焚いてあたってゐたが、ごう／＼といふ軒をかいいて、まだ身体や手足は動いてゐた。二時頃帰つてみたが、主人はまだ帰つて居なかつた。

TS秀一(二八)の陳述。其日午後七時頃か八時頃、YMと力太が来て、帰つたのは十一時頃で、兩人で一升四、五合位飲んだ。同じ位の飲み手である。精米所を買ふことにつ

いて、KTが世話をするといふ話をしてゐた。KTには十二時頃提灯を貸し、KTは灯をつけてかへた。それほど酔ふてゐるともみえなかつた。何時でも、五合や六合は一人でも飲む。力太と清吉との親子仲は平素よいか悪いか知らぬ。

死体の鑑定をしたTD來太郎（五五）の陳述。死体の状況は、躰質は強健で肥満し栄養がよろしく、身長は五尺二寸六分、目方は十八貫五百位で大男であつた。午後七時頃で、夜分で燈火が十分でないので、鑑定は翌朝に譲つて貰ふことにし、頭の傷だけ一寸みました。翌朝午前九時頃、鑑定をした。メンネルのズボンを脱がしてみると、大腿から下に殊に右脚はひどく下まで、糞便が一杯に附着してゐた。全身に打撲をうけてゐた。死因は頭の傷で、ぎざ／＼がある。鋭利なもので切つたものではない。解剖の結果、動脈がやぶれてゐた。内脳には異常なく、左側の小脳に裂け傷を意外にも発見した。何か太いもので、打撲されたものと認める。かやうな傷では、五分乃至十分位で絶命したものと認める。

此時、矢崎裁判長は「三町程歩いてゆき、尚少しは生きてゐることはあり得るであらうか」と問えば、「そんなことは難かしいと思ふが、あり得るかも知れぬ。其他七箇所の傷をみると、死因には直接関係はないが、頭の傷は他人から加へられたと認められる。」と答へ、

午後四時五十五分に至り、全部の証人調べは終り、矢崎裁判長は、陪審員に向ひ、此事件を裁断すべき各証人の陳述、其他此事件に関する各種の証拠となるべき書類其他に附説明し、犯罪構成に関する証拠調べを終り、休憩二十分間を宣した、時に午後五時五分。

午後五時二十分、再び開廷した。此時、法廷内に電灯まばゆく点灯せられ、庁内依然として寂として声なく、非常なる緊張裡に、裁判長は、これより弁論に移るが、この弁論は

犯罪事実構成に関する証拠に附する弁論に止むるのであると告げ、

杉本検事正は起立し、「前に述べた如く、親子喧嘩の末、打ちどころが悪かつたために死に致したもので、被告も意外としたことであらうが、罪は訊さなければならぬ。賢明なる陪審員は、最早十分に心証を得られたと思ふから、然程弁論を費す必要はないが、医師TD來太郎の鑑定により、頭の第一傷が他動的の傷である、立つてゐるのを、前方から重いもので殴つた傷である、第七傷肩、第八傷足の傷は、殴つたものである。この傷は、被告が負はしたものであつかは、予審に於て垂木を両手で握つて殴つたことをいふてゐる、両手で握つたのであるから、右きゝであらうが左きゝであらうが、右頭に傷のあるのは問題とはならない。」と公訴事実には誤りはないと論告し、

千々松弁護士父子から、「TD証人を除く外は、垂木でなぐつた事実は知らないといつてゐる。現場にゐる妻も、判らないといつてゐる。証拠物件である垂木には、なぐつたとしてはあまりに多量の血がついてゐるのをふいた形跡がある。被告が、予審調書にあることを本日取消したが、多くの公判で被告が陳述をくつがへすことは従来あることで、調書が必ずしも真実ではない。被害者は、直になぐられたら昏倒しさうなものだが、三町位も歩き、酒の酔ひも出て死んだ。はづみで倒れた為の傷で、垂木でなぐつたといふことを否認する。」と弁護し、

午後六時三十分、矢崎裁判長は、陪審員が評議になる前に説示をする。「本件は、垂木でなぐつたといふ公訴事実が根本となる。此事実ありや否やを評議して貰ひたい」とて、陪審員の評議は、過半数で決定すること、同数の時は然らずと答申すること、評議の内容は絶対に秘密であること、その他について述べ、左の如く問書を陪審員に渡した。

## 主 問

被告人は、昭和三年十二月九日、山口県厚狭郡□□村なる自宅に於て、酩酊せる実父K T力太と口論の末、垂木（証第一号）を以て力太の頭部其他を殴打し、その右硬脳動脈並に小脳実質の破裂に因る頭蓋腔内の出血を起さしめ、死に致したるものなりや。

## 補 問

「力太の頭部其他を殴打し：まで主問と同文」、其頭部其他を傷害したるものなりや。かくて、午後七時五分に至り、十二名の陪審員は評議室へ入り、約一時間に亘る評議を終り、午後八時再び陪審員席に着席し、矢崎裁判長は、陪審員長八木龜吉氏から答申書を求め、書記をして全文を朗読せしめたが、答申は、

主問に対しては 然らず。

補問に対しては 然り。

とあり、傍聴席も遽に色めきわたった。これにて、答申を終わった陪審員は退席し、矢崎裁判長は、「これで答申もありましたので、本日は時間も遅くなったから、当否は明日に譲る」とて、十四日午前九時から公判続行を宣し、閉廷したのは開廷後約十一時間を経た、午後八時十五分頃であった。

## 続行公判

検事は傷害罪として

懲役二年求刑

十四日午前十時、前日の公判を続行のため開廷。裁判長は、陪審法第九十五条にはよらないことゝするとて、答申を採択し、

検事から論告があり、「何といつても、親に垂木でもって立ち向ふといふことは、被告の平素がどうであらうと穏かでない」とて、傷害罪としては重刑である懲役二年を求刑したが、此時、裁判長の都合により、再開の時間を定めず休憩を宣した。時に十時二十分である。

午後一時から午前の続行公判を開き、両千々松弁護士から、「被告の同情すべき犯罪の動機につき、情状酌量すべきものである。被告の平素からみても、垂木でなぐったやうなことはあらう筈はない。致命傷の傷は、被告の処置でない。被害者の心事について付度すれば、もし死ぬるやうなことがなかったら、後で必ずやおれが悪かったといふであらうと考へる。被告は、再犯のおそれはないと信じる。体刑が止むを得なければ、執行猶予の恩典に浴せしめられたい、罰金刑が至当である」と弁論し、午後一時三十分結審となった。判決言渡しは、来る十六日午前十時と決定。

● 「関門日日」昭和四年二月一五日

## 陪審答申採択

検事論告の後二年求刑

山口最初の陪審公判

昨報せる、山口地方裁判所における陪審公判訊問は、午後五時頃漸く終了し、杉本検事正の第一次の論告に対し、千々松弁護士は、一時間に亘り、被告は垂木をもつて殺害する



に至ったものでないとの弁論をなし、ついで、裁判長の説示した、

陪審主問は、被告は、昭和三年十二月九日、厚狭郡□□村の自宅に於て、泥酔せる実父K T力太と口論の末、垂木（証第一号）を以て力太の頭部其他を殴打し、その結果硬脳膜動脈及び小脳実質の破裂による頭蓋腔内出血を行はしめて、死に至らしめたるものなるや、

補問は、被告は、昭和三年十二月九日、厚狭郡□□村の自宅に於て、泥酔せる実父K T力太と口論の末、垂木（証第一号）を以て力太の頭部其他を殴打して、傷害したるや否や、の問書を交附し、

陪審員は、一時間余協議の後、主問に対しては「然り（注、正しくは「然らず」）、補問に対しては「然らず（注、正しくは「然り」）」と答申して閉廷したが、

十四日は、午前十時から公判が續行され、傍聴席には夫の運命を気遣はしげに、妻が愁然と控えてゐたのは人目をひいたが、先づ矢崎裁判長は、昨日の陪審答申採決の旨を宣告し、検事の論告に対して第二次の論告に入、

杉本検事正は、陪審員が補問（注、正しくは主問）を否定したのは甚だ遺憾である、裁判所がこれを採択したことも亦た已むを得ない、被告の父は稼業を励まず酒を呑み父としての責任を果してゐると思へない、然し被告も又称讃すべき行為ではない、父に向ひ危険なる垂木を以て父を殴ることは許し難き行為である、然し被告が否認する垂木で殴打した事実は、一件記録により立会医師、陪審員も認めてゐる、然しながら死の原因については、裁判所の定むべき判断に願ひたいと論じ、刑法第二百四條傷害罪によつて懲役三年（注、正しくは二年）を求刑し、十時四十分一旦休憩す。

● 「防長新聞」昭和四年二月一七日

高千帆の親殺しは傷害

懲役二年

親殺しといふ恐ろしき罰に問はれて、県下初めて陪審裁判に附せられた、厚狭郡□□村字□□瓦製造業K T清吉（三一）に対する判決は、既報の如く、十六日午前十時、山口地方裁判所で、矢崎裁判長から、傷害罪として懲役二年の言渡しがあつた。

● 「関門日日」昭和四年二月一七日

実父殺し、懲役二年判決

山口陪審公判

山口地方裁判所における最初の陪審公判であつた、厚狭郡□□村K T清吉（三〇）の傷害被告事件は、十六日午前十時、検事の求刑通り、懲役二ヶ年のいひ渡しがあつた。

②事件（昭和四年七月一八日判決・放火及放火未遂被告事件）

●「防長新聞」昭和四年七月一七日

□□村の放火事件

山口地方裁判所の第二回陪審裁判

厚狭郡□□村大字□□字□□鍛冶職MS峰雄(二九)にかゝる、放火未遂被告事件は、十五日から三日間の予定で、山口で第二回目の陪審裁判が開かれた。

二十六名といふ多数の証人を召喚し、三日間がりの全国でも珍らしい大掛りの陪審裁判として、頗る一般の注目を惹いたが、小玉部長判事を裁判長として、木村、和田両判事陪席、相原検事立会、弁護士は中村了詮氏で、十五日午前九時五十分から開廷し、

陪審員は、県下各地から三十六人のうち、出頭者三十三名で、抽籤の結果、陪審員十二名、補充陪審員二名は、左の如く決定した。

山口市道場門前時計商	中田 音松
都濃郡戸田村	劍持 勝之
美祢郡大嶺村大字西分	岡藤 察治
阿武郡徳佐村大字徳佐中穀類販売	右田 友治
佐波郡華城村大字植松農	河村 唯吉
阿武郡生雲村大字生雲中農	大田 實熊
吉敷郡小鯖村大字上小鯖農	伊藤徳之進
山口市大字上金古曾菓子商	大川 繁藏

熊毛郡平生町大字平生村農	松浦 久佐
佐波郡華城村大字仁井令農	町田 清八
佐波郡四浦村公吏	國弘 元輔
吉敷郡陶村瓦製造業	藤井 禎介
補充陪審員	
宇部市東区錦橋通薬種商	藤本 槌作
美祢郡大嶺村大字大嶺東方石灰製造業	山本 武一

公訴事実を聞くに、被告峰雄(二九)は、

第一、峰雄の義父の居村MTA又一の住宅が、昨年三月三十日火災で全焼し、右火災は又一の妻イチ自ら放火したといふ噂が立ったが、此噂は居村MSフサノ及MS義作の母ヤナ等の放言によることを、イチが聞いて大に怒りて、其実否を糺すべくMSフサノ方に赴き、同人と義作の母ヤナ等が激論して居るを、峰雄が密に目撃して、其同人等の所業を悪み、其住宅に放火してフサノ等を懲らさうと決意して、昭和三年八月十日午後九時前頃、義作の住宅に赴き放火した処が、通行人に発見せられて、屋根裏の一部分を焼いて全焼に至らず、又、昭和四年三月二十二日午後八時頃MSフサノ方に赴いて、西横側の屋根裏に放火せんとした所を、フサノに発見誰何せられた為、目的を遂げずして逃走し、

第二、峰雄方は、素一家を支ふるに足るべき祖先伝来の資産が有った処、居村MS國雄方から養子に來た峰雄の祖父亡喜平が、財産を蕩尽した為、現在境遇に激変したる事実を祖母に聞いてから、祖父の生家たるMS國雄方を呪詛し居り、昭和四年一月偶ま家運の衰へたのを悲み、益すMS國雄の家を呪ひて、遂に同家に放火して恨みを霽さうと決意し、

同月十四日午後八時半頃、國雄方に赴き同家西隅の屋根裏に放火したが、是亦全焼に至らなかつたものである。

陪審法廷は、この暑さにも拘らず傍聴者で満員の状況で、事実審理があり、被告峰雄（一九）は、警察の取調べの際とは異り、悉く犯罪事実を否認し、証人調べが開始されたが、証人中には、十三人の警官を指揮して取調べの間にあつた森兼警部補を始め、親戚のもの、母あり妹あり、十五日出頭した証人は、一名不参で左の九名であつた。

森兼嘉一 MSヤナ MSフサノ MTAイチ NOユキ MSサヨ NO米松 T  
H松雄 IUキク

是等の証言の終つたのは午後六時で、裁判は翌十六日続行されることとなり、陪審員は、山口地方裁判所構内の陪審員新宿舍に宿舍新築以来始めての客となり、外部とは交通を禁止されることゝなつた。

十六日は、午前八時から証人調べを続行されたが、午前中に、左の十三名の訊問が終つた。

MS近一 KS五六 KM孝八 MTA又一 MS亥作 MSヤスノ MJ元平 H  
K周一 HS豊作 UU常義 YD仙二 MSナツ MS浦治郎

零時半頃、昼食のため休憩。午後一時半から引続き、被告の母親MSヤナ、MS壽助、IM新一の三名の証言を開いたが、予定を繰あげ、同日中に裁判を終了せしむる希望で、深更まで公判は続行される模様であつた。

●「馬関毎日」昭和四年七月一六日

茶碗酒を飲まされ、前後を弁へず饒舌つた

青年団副団長の放火事件公判

きのふ山口で開廷

山口地方裁判所第二回目の陪審公判である、厚狭郡□□村に於て、昭和二年から三年三月に至る迄の前後九回に亘つて、頻々として火災が起り、村民は放火と信じ非常に恐怖に襲はれてゐたが、所轄小野田署でも放火と睨み、犯人捜査に不眠不休の状態を続け、容疑者として二十四名を引致、嚴重取調べの結果、

其内の一名である、ONDセメント会社職工□□村青年団副団長にして、公設消防手であるMS峰雄（二四）は、其の内三回丈は自分が放火したと警察署で自白し、更に、下関裁判所予審でも警察と同様の事を述べ乍ら、最後に於て、全部の供述を否認した事件は、既報の通り、十五日午前九時五十分から、山口地方裁判所陪審法廷に於て開かれたが、

これより先、陪審員候補者、十二名正陪審員として、二名（藤本槌作、山本武一）の補欠員を始め、小玉裁判長、木村、和田の両陪席判事、相原検事立会、弁護士中村了詮で開廷、小玉裁判長より陪審開廷を宣し、型の如く被告の住所氏名を質し、相原検事より起訴事実の論告があつて、

裁判長より、被告に対し、放火に関する点につき、警察及び予審に於て被告は自白したにも拘らず、今日では全部の供述を否認したがどうかと質され、被告は、小野田警察署でのがが渴いたから水を飲まして呉れと云つたら、大きな茶碗で酒を飲ましたので、前後の

わきまえもなく、警部の云はれる儘、陳述したと全部否認し、

裁判長より、予審以来の申立を変更した動機はどうかと云はれ、被告は、それは何んにも犯罪になる様な事は持つて居らぬから、と悪びれもせず、裁判長に対し答へたが、裁判長より動かす事の出来ない証拠を示して訊問あり、

裁判長は、陪審員に向つて、おたづねはありませんかと諮れば、宇部市東町錦通り薬種商藤本植作氏が、裁判長の許しを得て、火災の日の天気はどうであつたかと問ひ、又被告が小野田警察署で警官に酒を飲まれた分量及び其時の状況、更に証拠品の箸は私製かどうかとたづね、被告はそれに対し、第一、第二、第三回とも天気であつたが、時節柄土地はしめつてゐたと答へ、

検事より、出火当時、被告が足に負傷したいきさつを聞き、午前十一時五十分、昼食の為め一先づ休憩。

午後一時より、証人調べに入り、証人として小野田町森兼(注、警部補)以下九名の証人調べに入り、第一日を終つたが、二日は十六日午前九時から第一回以来の証人調べに入る筈。

● 「関門日日」昭和四年七月一六日

あくまで犯行を否認

□□村の放火事件

今日山口裁判所で陪審公判

昨年の八月と本年の一月、三月に頻発した、厚狭郡□□村の火災は、同村青年団副団長ONDセメント会社職工MS峰雄(二九)を放火犯人として、事件は山口地方裁判所の予審に移され、去月廿日の陪審準備公判で、被告は警察や予審廷における供述を全部翻へすに至つたので、十五日陪審裁判に附せられ、午前十時から山口地方裁判所で、小玉裁判長、相原検事、中村弁護士及び陪審員廿六名(注、実際は正陪審員二名、補充陪審員二名、合計一四名)の立会で開廷され、相原検事の訊問に対し、

被告は、警察で二日も三日も打つ通しに責められたので、心にもなく放火したと申し立てました、予審でも警察で言ったことを何処までも申し立てるのだぞと云はれたので、其の通りに申しましたが、全然私の所為ではありません、と否認したが、

引続き、裁判長から刻々鋭い所を問はれて、返答に窮したが、これで訊問を打ち切り、正午一先づ休憩となつた。

● 「関門日日」昭和四年七月一六日

警官の陳述を弁護士追及

証人の訊問を続行す

□□村放火陪審公判

厚狭郡□□村MS峰雄に係る放火事件の陪審公判は、午後一時再開。田村書記は、一時間半に亘つて長文の犯罪調書を朗読し、

夫れより証人調に移り、犯人検挙及び取調の任に当った、小野田警察署勤務警部補森兼嘉一氏出廷し、被告が逃走の際受けた擦過傷、及び被告が四月廿二日□□町IUキク方並に□□村HS小間物店より買った頭のピン等、逃すべからざる証拠として取調べた結果、遂に廿五日被告がMSフサ方の放火を自白した点を初め、MS義作及びMS國雄方の放火が全部被告の仕業であることを詳細に述べ、

之に對し、中村弁護士から、検挙方針の誤れる点と、被告の足に受けてゐた傷を見て垣を破つたものとして、森兼警部補が小野田署に報告したと、本調書相違点を指摘し、鋭く突き込んだので、同警部はシドロモドロになつて退廷し、

それより五分間休憩後、五時十分より続開し、□□村NOユキ、MSフサノ、MSヤナ、MTAイナ、MSサヨ、NO末雄、TH松雄、□□町INKキクに対する証人調を続行し、午後十時閉廷した。

●「馬関毎日」昭和四年七月一七日

証人の証言は、被告に有利

大いに興味を惹いた

青年団副団長放火事件陪審公判

青年団副団長の放火魔として世間を騒がせた、厚狭郡□□村青年団副団長MS峰雄にかゝる放火並に放火未遂事件第一日は、昨報。山口地方裁判所陪審公判に於ける放火並に放

火未遂事件の一日目である十五日は、午前の、小玉裁判長から被告MS峰雄(二九)に対する訊問は、非常に穩当であつたが頗る機微に觸れて、被告の陳述もしどろもどろであつた。

午後三時から愈、証人調べに移り、劈頭、被告を小野田署に於て調べた同署の司法主任警部補森兼嘉一氏から始め、

裁判長より(注、この訊問に對し)、本年三月廿二日、厚狭郡□□村MSフサ方の出火を、宇部駅前駐在所から通知と同時に、自動車で現場に馳せつけ、その場の様子から見て、犯人は同家裏の竹垣を破つて逃走したもので、多少たりとも足部に擦過傷位あるものと見て、同村内十五歳以上の男子を全部調べた所、被告峰雄が足部に七、八ヶ所擦過傷あるので、適切に彼れの所為と睨み、調査の歩を進めると、意外にも被告は近來身持ち悪きのみならず、放火現場にあつた唯一の証拠品であるぼろ切れ及び婦人束髪用のピン等の出所からして、真犯人なる事判明し、被告もすらくと犯行を自白したと述べたが、之れに對し、弁護士中村了詮氏から疑義の質問あり、

次は、NOユキに對し、昨年八月TH駒之進方の火災後、灰さらひに行き、其際MTAイチは八百屋お七をやつたと云ふた事につき訊問され、それはMSフサノから聞いた儘を語つたのであると答へ、

次の証人は、被告の叔母であるMSフサノにつき、MTAイチが放火をなした如きことを語つた事につき質され、母親ヤナから聞いたと答へ、

次は、年齢七十八歳の老婆MSヤナについて、MTAイチが放火をなせるが如き口吻を漏らしたの動機を質されたが、老人の事とて、不得要領に終り

次で、M T A イチにつき訊問があり、同人は小野田署で自家に放火した如く、一度は子供の情にほだされて自白したが、同夜 M S 哲雄氏に聞き、真犯人でなければ可然真実の陳述せよと教へられ、小野田署に出て其の事を述べるや、一夜留置されて取調べの上、翌日放免されたと当時の経過を陳述し、

次で、昨年八月十一日午後九時十五分頃、自家に放火されてゐる事を、逸早く被告峰雄から聞かされ、峰雄に消し止めて貰ったと云ふ、M S サヨについて訊問あり、

次は、昨年八月十一日の夜、M S 義作方の放火現場に通り返し、消防に盡力し、其の為放火犯人の容疑者として、小野田署に二週間留置されたと云ふ、O N D セメント会社の職工 N O 末松について訊問あり、

次は、被告峰雄の友人である T H 松雄につき、最後に、峰雄が婦人束髪用ピンを買ふたと云ふ、□□町雑貨店 I U キクについて、何れも訊問あり、

午前中に引替、各証人の証言は被告に何れも有理にして、一般傍聴者は、流石に陪審に附せられた事件だけあって、頗る興味あるものとして、汗だく／＼の内を、午後七時迄、裁判官は元より陪審員から一般傍聴人迄、非常に緊張した第一日を終った。

十二歳の妹が、兄の為に証言

酷暑にも拘らず傍聴者満員で

益々興味加はる第二日

厚狭郡□□村における謎の放火事件とされた、M S 峰雄に係る陪審裁判第二日は、十六日、折柄の酷暑にも拘らず、傍聴者は開廷前既に満員の状態で埋められ、第一日通り、小玉裁判長外各判検事、陪審員出席、午前八時四十分開廷。証人調べに入り、

本年三月二十二日、厚狭郡□□村 M S 方の放火当夜、被告峰雄方に居ったと云ふ、□□村 M S 近一、K S 五六、K M 孝八、M T A 又一、M S 巳作に就て、訊問の結果、何れも被告に有利な証言をなし、

次いで、被告の妹ヤスノ（一二）に、兄からピンを買って貰ったかと訊ねられ、買って貰ったと答へ、

次いで、被告の放火当日、足部に負傷があつた事が、唯一の容疑者となつた謎を解く証人として、被告と同一の会社に勤めてゐる、O N D セメント会社職工 M J 玄一、H S G 周一の二名は、放火当日の二十二日午後二時半頃、被告は会社で足に負傷したと証言し、

次ぎに、宇部駅前詰瓜生巡査につき、Y D 仙次郎に、峰雄の犯行は既に一切の証拠品によつて真犯人なる事を漏らした事を問はれ、同巡査は司法の秘密は何事も漏らした事はないと答へ、Y D 仙次郎は、瓜生巡査が私の区長就任の挨拶に行った際、物的科学的証拠が挙がった峰雄が真犯人と聞きました、又之を他の者に云ひましたと答へ、裁判長は、重ねて瓜生巡査に真偽をたゞされたが、よく覚へませんと答弁をなし、時に十時半休憩。

十時五十五分再開、被告の足部負傷を診断した H S 医師について、放火用古タオルに附着した油の性質をたゞねられ……油の性質は不明であると答へたが、此証言こそ本件について最もデリケートなものであるので、弁護士及び検事から種々負傷の程度についてたゞねられ、

次いで、M S マツ、同浦次郎等は、被告の家と絶交の関係にあるので、此事について訊問あつて、

時に正午、昼食のため休憩。午後一時再開、引続き証人として M U 彌助、I M 新一の訊

問がある筈。

● 「防長新聞」昭和四年七月一八日

放火事件陪審裁判

二日目の続き

山口地方裁判所における、既報、陪審裁判の二日目。十六日は、午後証人全部の証言が終り、相原検事の一時間余に亘る論告があり、休憩。

午後五時から再び開廷し、中村弁護士は、自白の価値論から自白必ずしもその通りが証拠とするに足らぬことより、滔々懸河の弁を振ひ、警察取調べの不当を論じ、最後には法律論に言及し、証拠は一つとして抛るべきものなく、被告に罪なしと信ずるとて、約二時間に亘り無罪を主張し、午後七時四十分漸く終ったが、

検事から、弁護士の弁論は陪審法の定むる弁論の程度を超えたものと思ふのは頗る遺憾であると述べ、検事、弁護士間に舌端火花を散らす論戦が開かれたが、午後八時、夕食のため休憩が宣され、午後八時二十分に至り、

続行公判は、十七日に開廷する旨発表があり、陪審裁判は遂に予定の如く三日掛りで行はるゝこととなり、陪審員は裁判所内宿舎に其第二夜を過ごすこととなった。

▽第三日目

裁判長問書と陪審の答申

第三日目(十七日)は、午前九時四十五分から開廷。小玉裁判長から、陪審員に対して約一時間に亘る説示があり、休憩。十一時五十五分再開、問書を陪審員は交付され、正午から評議室に入った。事件の解決の鍵となるべきこの評議は、実に三時間余に亘ったが、午後三時四十分再開。陪審長剣持勝之氏から答申書を提出した。問書は、長文のもので、今全文を掲載をばぶくこととするが、主問は、

第一 被告は、継続意思を以て、MS義作方住家、MSフサノ方住家を何れも焼燬せんと決意し、目的を遂げざりし事実ありや。

第二 MS國雄方住家を焼燬せんと決意し、其屋根裏を周囲一尺位を焼燬したるのみにして、消止められたる事実ありや。

といふのであつて、答申は皆「然らず」であつた。

而して、補問第二における、「MSフサノ方住家を焼燬せんと決意し、(注、放火材料に点火して、放火せんとしたる所を)フサノに発見誰何せられて逃亡したる事実ありや」の問に対して、「然り」の答申をなした。

かくて、答申は終つたので、陪審員に対し、小玉裁判長から、「暑い時にあたり、三日に亘り任務を終られたことを、裁判所は感謝する」旨挨拶あり、陪審員は三時五十分退出。

第二次弁論に入り、検事は懲役七年を求刑、中村弁護士は陪審員の答申に頗る遺憾の意を述べ、情状を酌量し、減刑又は刑の全免を求め、午後四時、裁判長から閉廷を宣し、判決言渡しは十八日午前十時と決定した。

● 「関門日日」昭和四年七月一八日

□□村放火陪審公判

主問五件を陪審員に提示す  
立錐の余地なき傍聴席

厚狭郡□□村放火事件の陪審公判三日目は、十七日午前九時三十七分から開廷。この日は、最も重大なる陪審答申が行はれることゝて、矢崎裁判所長、松本検事正なども臨席し、傍聴席は立錐の余地なきまでに詰め込む。

まず、小玉裁判長は、陪審員に陪審の判定に齟齬なからしむるため、判定の基礎は証人の証言と証拠物件とによるものであると、約一時間五十分に亘りて説述する所ありて、一旦休憩。十一時三十分再開廷、左の諮問五件を陪審員に提示したので、陪審員は直に協議室で互選によつて委員長を選定し、答申書を作成することゝなつた。

主問、(イ) 被告は継続の意思を以て、MS義作及びMSフサノ方に放火したるものなるや、(ロ) 被告はMS國雄方に放火したるものなるや。

補問、(一) 被告はMS義作方に放火したる事実あるや否や、(二) 被告はMSフサノ方に放火したる事実ありや否や、(三) 被告はMSフサノ方に放火せんとして、フサノに発見せられ逃走したる事実ありや否や。

●「閉門日日」昭和四年七月一八日

答申書採択、検事七年を求刑

□□村放火事件陪審公判

判決言渡しは十八日

厚狭郡□□村放火陪審公判は、午後三時半再開廷。陪審員は、約三時間に亘り審議、作製したる答申書を携へて出廷し、裁判長から主問の「イ 然らず」、「ロ 然らず」、補問の「一 然らず」、「二 然り」、と答申したので、裁判長は、別室に於て之が採否を協議した結果、陪審員は即刻任務を解かれ、裁判長よりその労を深謝されて退廷し、

夫より、相原検事の論告に移り、被告の所為によつて、村民は日夜戦々恟々たるものありとして、懲役七年を求刑したるに、

中村弁護士は、放火によりて蒙りたる損害殆んど無き事を述べ、事件を全面的に観察して、無罪又は軽少なる刑の判決あらんことを主張し、

それより、裁判長は、判決言ひ渡しは十八日午前十時と宣告して閉廷したが、三日間に亘り多大の注目を惹いた事件も、茲に終結を告げ、陪審被告が三月、MSフサノ方に放火したる事実を、MS義作方に放火したのとは何等意思の継続なきものと単独に認め、又本年七月MS國雄方の放火の事実は認めざることとなつた。

●「馬関毎日」昭和四年七月一八日

補問第二のみ「然り」と答申



## 山口裁判所放火陪審公判

検事は一年(注、正しくは七年)を求刑

夕刊所報の通り、厚狭郡□□村MS峰雄に係る陪審公判第三日は、山口地方裁判所に於て、昨十七日午後開会。

中田陪審長から、三時四十分、諮問に対する答申書を、小玉裁判長の下に提出したので、裁判長は之れを書記をして朗読せしめたが、それに依ると、主問第一、二、補問第一は、何れも「然らず」、補問題二、即ちMSフサノ方の屋根に放火せんとしたのは、「然り」と云ふ答申あり。陪審員一同退廷、相原検事の一ケ年(注、正しくは七年)の求刑論あり、弁護士弁論があつた。

## ●「馬関毎日」昭和四年七月一九日

補問第二に「然り」と答申

有罪と決定して七年求刑

謎の放火事件陪審

去る十五日から十七日迄三日間に亘つて、頃来の酷暑で裁判官も陪審員も汗だくたくで、毎日午前九時から午後八時迄ぶつ通しで、山口地方裁判所陪審廷で開かれた、厚狭郡□□村MS峰雄(二九)に拘る謎の放火被告事件は、陪審公判廷開かれて以来、全国に例を見

ない、証人だけでも二十六名を喚問した揚句、陪審員は主問、補問の答申を、十七日午後三時四十分済まし、陪審公判は之を以て終つたが、陪審員の「然り」「然らず」は、被告の有罪無罪の分れる所で、其の答申では、

主問の第一「然らず」、第二「然らず」、補問第一「然らず」、補問第二、即ち、

被告人は、同所MSフサノ方住家を焼毀せんと決意し、昭和四年三月二十二日午後八時頃、ハンカチを裂いて長さ四、五寸位の縄と為し、之に燐寸軸木十四、五本と婦人結髪用セルロイド製ピン十五、六本とを黒糸にて括り付け(証第三号)、之を携へてフサノ方木造藁葺平家建住家の西側に赴き、所携の燐寸にて点火し竹竿にはさみて、之を西横側の藁葺屋根裏に差込まんとしたる処を、フサノに発見、誰何せられて逃亡し、住家焼毀の目的を遂げざりし事実ありや。

右に対して、「然り」と答申したので、俄然事件は有罪と決定したので、係り相原検事は七年の求刑をなし、中村弁護士から減刑論があつて、十七日午後四時二十分終了した。

懲役四年

けふ判決を言渡さる

十八日午前十一時、小玉裁判長外検事立会の上、裁判長より、被告峰雄を懲役四年に処する旨、判決言ひ渡しがあつた。因に、全国陪審公判に於ける放火事件で、有罪と決定したのは、之を以て嚆矢とする。

## ●「防長新聞」昭和四年七月一九日

□□の放火犯

懲役七年の求刑に対し

四年の判決言い渡し

厚狭郡□□村大字□□字□□鍛冶職MS峰雄(二九)にかゝはる、放火被告事件は、既報の如く、三日間に亘り山口地方裁判所で陪審裁判が開かれたが、

数年来、□□村の九回にわたる火災は、怪火として頗る世間の注視を惹いてゐたところで、其内三箇所の放火が、峰雄の仕業であるとにらまれ、陪審裁判に附せられたもので、一般に異常の注目を払はれてゐたが、十八日、検事の求刑懲役七年に対し、懲役四年に処する旨、判決言渡しがあつた。

●「関門日日」昭和四年七月一九日

□□村の放火、懲役四年を判決

今日山口地方裁判所で

去る十五日より三日間続行されて、世人の注目を惹いた、厚狭郡□□村MS峰雄に係る、放火事件の陪審公判々決云ひ渡しは、十八日午前十時、山口地方裁判所に於て行はれ、

小玉裁判長は、被告がMSフサノ方に放火したのは動かすことの出来ぬ物的証拠があり、その情は悪むべきであるが、平素の操行等を酌量して、前途春秋に富む被告を、この際極

刑に処するは法の問題にあらずとて、懲役四年に処する旨を宣告した。

③事件(昭和四年一月二三日判決・強姦致傷被告事件)

●「防長新聞」昭和四年一月二九日

山口地方裁判所

陪審公判準備

既報、山口地方裁判所に於ける第三回目の陪審裁判は、来十二、十三両日開廷さるゝ事に決定し、目下それ〴〵準備中であるが、今回も証人多数召喚につき、陪審員は宿舎に一泊することゝなつた。

●「防長新聞」昭和四年一月一三日

少女に暴行致傷事件の陪審裁判

傍聴禁止

山口地方裁判所における第三回目の陪審裁判は、既報の如く、十二日、裁判長を矢崎所長、陪審判事を木村、和田両判事、主任検事を杉本検事正とし、小河虎彦氏弁護の下に、

開廷された。

事件は、□町□□按摩業H勘一(三二)にかゝる、強姦致傷被告事件で、午前九時から、陪審裁判の構成手続きがあったが、出席の陪審員は、定数三十六名中一名の欠席者があつたのみで、抽籤により、陪審員十二名並に補欠員二名は左の通り決定した。尚、萩町古物商金田庄五郎氏も初めその選にあつたが、都合により参与を忌避したので、他の出席者がその任にあたる事となつた。

正員

東岐波村地主	部阪 俊亮
徳山町地主	源田常太郎
徳山町雑貨商	松原富三郎
由宇町農作	藍本 耕一
山口市会議員	吉岡 市藏
西市町酒造業	中野 寅治
於福村農作	古川 關藏
末武南村穀類販売	繁澤 忠一
大道村農作	山野 岩吉
岩国町無職	東 潔水
大嶺村農作	鬼村 伊平
船本町農作	西村喜代松
補闕員	

三輪村農作	城 光造
山口市農作	中野 貞藏

次で、午前十時二十五分、傍聴人の入場を許し、矢崎裁判長、開廷を宣し、陪審員に対して詳細なる諭告があり、陪審員の宣誓あり、愈よ審理に入つたが、同事件は風俗壊乱の嫌ひがあるといふ理由の下に、直に傍聴禁止となつたので、傍聴人は退席し、審理を始めたが、証人も、いたいけなる被害者である十三歳になる少女を始め十二名で全部、証人調べも長時間を要し、傍聴禁止の儘夜に入る見込みで、十三日も裁判は続行される模様であつた。

●「開門日日」昭和四年一月一四日

傍聴を禁止し、証人調べを行ふ

少女強姦致傷陪審公判

山口地方裁判所に於て開廷

□町□□按摩H勘一(三一)にかゝる、強姦致傷事件の陪審裁判は、予報の如く十二日、山口地方裁判所における第三回目の陪審事件として、矢崎裁判長、森、和田両陪席判事、杉本検事正、小河弁護士立会の下に開廷されたが、

先づ、裁判長より、陪審員一同に対して詳細なる諭告あり、午前十一時より愈々審理に入つたが、事件の内容が風俗壊乱の恐れあるとの理由にて、例の如く傍聴禁止となつた。

当日は、被害者である十三歳の少女を初め、十二人の証人調べを続行した。

● 「防長新聞」昭和四年一月一日

陪審裁判続行

□町□□按摩業H勘一(三二)にかゝる、強姦致傷被告事件の陪審裁判は、既報の如く、十二日、山口地方裁判所で開廷されたが、傍聴禁止の儘同夜九時まで続行され、陪審員は陪審員宿舎に一泊し、十三日は午前十時から開廷。

矢崎裁判長から説示があり、午後問書が交付され、陪審員は答申のため評議室に入った。

● 「防長新聞」昭和四年一月十五日

強姦致傷事件

公訴棄却

拘留中の被告は釈放

□町□□按摩業H勘一(三二)にかゝる、強姦致傷被告事件の山口地方裁判所における陪審裁判は、傍聴禁止の儘、既報の如く、十二、三両日に亘り開廷、十三日午後五時、陪審員の答申を採用し、公訴棄却の言渡しがあった。

陪審員は、問書五ツのうち、たゞ一つ、わいせつ罪の成立を認めて、強姦致傷を認めなかったため、陪審員の答申で認めた被告事件は、申告をもって始めて裁判に附せられるべきものだから、同事件は、申告されていない関係で、公訴棄却となったもので、去る六月二十七日から拘留中の被告は釈放された。

④事件(昭和四年一月二日判決・放火被告事件)

● 「防長新聞」昭和四年一月三日

第四回の陪審裁判

近く山口裁判所で

今夏八月二十八日夜七時頃、下関西□□町写真真業YU鶴作が、HU簡易保険会社と契約の保険金をうけとらんため、自宅に放火したといふ放火被告事件は、山口地方裁判所で陪審準備手続きに附せられたが、YUは放火した覚えはないと予審の自供を翻したので、近く陪審裁判が開かれることとなった。

既報の如く、来る十三日の陪審裁判(注、③事件・昭和四年一月三日判決・強姦致傷被告事件)に次で、本年第四回目の陪審裁判で、珍らしく陪審が引続いて行はれるが、なほ年内には、まだ陪審裁判がありさうだと。

●「馬関毎日」昭和四年一月四日

更に放火の陪審公判

山口地方裁判所で

今夏八月廿七日夜七時頃、下関市西□□町写真業Y U鶴作が、H U簡易保険会社との契約保険金を詐取すべく、自宅に放火したといふ放火被告事件は、予て山口地方裁判所で陪審準備手続きに附せられたが、被告Y Uは、極力放火事実を否認して、予審に於ける供述を翻したので、近く陪審裁判が開かれる事となった。

山口地方裁判所では、来る十二、三の両日、既報の同所、本年度第三回の少女暴行致傷事件の陪審裁判が行はれ、引続き放火事件が、又々陪審裁判に廻されたので、三回、四回と続くわけである。

●「防長新聞」昭和四年一月八日

放火事件の陪審裁判

二十日開廷

下関市写真業Y U鶴作にかゝる、放火被告事件の陪審裁判は、山口地方裁判所で、来たる二十日、開廷さるゝことに決定した。

●「関門日日」昭和四年一月六日

裁判所首脳部総出で実地検証

陪審事件として審理中の下関□□の放火事件

矢崎山口地方裁判所長、武内同部長、木村判事、岡本検事等同裁判所首脳部総出と云ふ、前例なき放火犯の実地検証が、下関で十五日執行された。

右は、目下陪審事件として審理中の写真営業Y U鶴作(三八)が、保険金詐取の目的で、市内西□□要通り□□写真館に放火したといふ事件に関するものであると。

●「防長新聞」昭和四年一月二〇日

放火事件陪審裁判

証人喚問

下関市西□□町写真業Y U鶴作にかゝる、放火被告事件の陪審裁判は、既報の如く、二十日、山口地方裁判所で開廷さるべく、証人は七名を喚問されることゝなった。

●「関門日日」昭和四年一月二〇日

西□□の放火、陪審に附す  
二十日公判開廷の筈

下関市西□□町□□写真館、YU鶴作（三八）に拘る放火被疑事件は、下関区裁判所（注、正しくは山口地方裁判所下関支部）で審理中の処、同所で鶴作は犯罪事実を否認したので、陪審に附すこととなり、愈々廿日、山口地方裁判所陪審廷に於て公判が開廷される。

●「関門日日」昭和四年一月二一日

「保険の期限は切れてゐた」

「過失です」と放火を否認

西□□の放火陪審公判

保険金欲しさに放火したといはれる、下関市西□□町□□写真館営業主任YU鶴作（三八）に係る陪審公判は、既報の如く、二十日午前十時から、山口地方裁判所陪審廷で、矢崎裁判長係り杉本検事の立会の下に開廷された。当日、傍聴席には、婦人傍聴者が多く、満員すし詰めの有様であった。

裁判長は、現場の見取図を公判廷正面に掲げ、詳細に被害の訊問に移る。

被告鶴作は、私は当時借金としては電灯料百二十余円と家賃二百二十余円、其他四百円

余ありました。五ヶ月分電灯料が滞つてゐたので送電を停止され、火事のあつた八月廿八日は、既に暗闇となつてゐるので、自分はランプを使って居た時の事を考へて、蠟燭に火を点もして暗室に這入まして、ランプに点火したと思つて居ましたら、揮発油の壘でした。当時、無意識に揮発油の壘をどうしたか、蠟燭をどうしたか覚えて居ません。保険は、HU簡易火災に月掛け保険二千四百円を契約して居たが、その月の十五日には期限は切れてゐましたから、契約は無効の筈で、決して保険金を騙取る為めではありません。全く過失でした、と犯罪事実を否認したが、  
裁判長は、被告は保険契約期限が十数日も経過してゐるからといふが、一ヶ月も遅れて保険料を支払つた月があつたといふではないかと痛い所を突込まれ、午前零時半休憩。午後は、数名の証人調べ及び検事、弁護士弁論ある筈。

●「関門日日」昭和四年一月二二日

懲役三年を求刑

下関西□□町の放火事件

陪審公判二日目

二十日公判開廷した、下関市西□□町に放火したといふ被疑事件の陪審公判は、午後二時から再開し、建物所有者MD十正、官吏では高田裁判官、藤田刑事部長と保険会社員三名の証人調べをなし、

被告鶴作は、予審調査は自分のいはぬことを書いてある、警察で自白したのは、起訴猶予にするからといはれたので、心にもないことをいふたとて、放火を極力否認し、吉田弁護士、杉本検事正の弁論に移り、午後九時閉廷したが、二十一日朝九時から引き続き開廷。陪審員の説示をなし、問書を徴した所、有罪と決定。検事は、懲役三年を求刑、正午休憩した。

● 「防長新聞」昭和四年一月二二日

放火未遂

懲役二年半

下関市西□□町写真業YU鶴作の放火未遂被告事件の陪審公判は、既報の如く、二十日開廷され、二十一日続行、同日午後一時四十分閉廷されたが、陪審員の答申の結果、懲役二年六ヶ月の言渡しがあった。

● 「関門日日」昭和四年一月二二日

西□□の放火、懲役二年半

陪審公判で判決さる

別報、山口地方裁判所陪審裁判で有罪に決定し、懲役三年の求刑を受けた、下関市西□□写真業YU鶴作(二九)にかゝる陪審公判は、引続き二十一日午後二時より開廷。吉田弁護士の減輕論があった後、矢崎裁判長は、懲役二年六ヶ月を言ひ渡して、午後二時半閉廷した。

⑤事件(昭和五年三月一九日判決・強盗強姦被告事件)

● 「防長新聞」昭和五年二月二四日

□□の強盗犯につき実地検証

……矢崎裁判長等が

山口地方裁判所矢崎憲明氏は、去る二十一日、帯刀検事及び書記を従へ、□□町に來り、昨年十月二十六日未明、同町YN徳次郎方へ強盗に入った、元銀行員SI久槌が、YN方へ入った時の態度につき検証して帰山したが、久槌は何れ陪審公判に附せらる模様である。

● 「防長新聞」昭和五年三月一日

□□の強盗強姦事件

陪審公判、十八日山口で

阿武郡□□町居住S I久槌（二五）にかゝはる、強盜強姦の事件は、去月二十二、三日、実地検証が行はれたこと、既報の如く、予審終結し、山口地方裁判所の陪審裁判に附せらるゝこととなり、いよゝゝ来る十八日午前九時から開廷されることとなった。しかし、同事件は多分傍聴禁止となるらしい。

●「防長新聞」昭和五年三月一九日

強盜強姦事件

陪審裁判開廷

既報の如く、阿武郡□□町元T S銀行支店員S I久槌（二五）にかゝはる、強盜強姦被告事件は、十八日、山口地方裁判所で陪審公判に附せられる事となり、

陪審員は、召集の三十六名中から抽籤で、大道村新山一太郎外十一名並に補欠員二名を決定し、陪審裁判構成手続が終るや、午前十時二十分から開廷され、検事の論告の後、傍聴禁止となった。

当日、山口警察署員は、見学のため特別傍聴を許可され、殆ど全員が傍聴をした。

●「馬関毎日」昭和五年三月一九日

強盜暴行事件裁判開かる

きのふ山口地方裁判所で

本年初の陪審として

昨年十月二十六日午前四時頃、山口県阿武郡□□町字□□町呉服店Y N徳次郎方に押入つて、就寝中の徳次郎の養女フミ（二二）仮名を脅迫、暴行を遂げた上、金品を強奪せんとしたが果さず逃走した、T S銀行支店員S I久槌（二五）の強盜強姦事件に関する、山口県に於ける本年初めての陪審裁判は、既報の如く、山口地方裁判所陪審法廷に於て、竹内裁判長係、帯刀検事立会の下に、十八日午前十時二十分開廷した。

当日の陪審員は、吉敷郡大道村新山一太郎外十一名及補欠二名で、先づ裁判長より陪審員に対する注意があり、次で宣誓文を朗読して、これに各陪審員署名し終つて、愈、裁判に移り、

帯刀検事立つて、被告の犯罪事件を述べ、被告は予審中に於て認めた犯行を其後に至つて否認するに至つたので、陪審員の公平な審議を求めるとして、直に審議に移つたが、

これと同時に、裁判長は風俗紊乱の虞れがあるからとて、十時四十分傍聴を禁止し、裁判は十九日まで続行、当日判決言渡しをなす筈である。

●「防長新聞」昭和五年三月二〇日

□□の強盜強姦事件



無罪を言渡さる

阿武郡□□町元TS銀行支店員SI久槌(二五)にかゝはる、強盗強姦被告事件の陪審公判は、既報の如く、十八日開廷されたが、同日、証人十三名の証言があり、帯刀検事の論告、小河弁護士の弁護あり、

十九日は、午前十時から、依然傍聴禁止のまゝ続行し、竹内裁判長の説示あり、主問一、補問五の諮問は、裁判長から陪審員に交付され、正午から、陪審員は評議室に閉じ籠もつて評議を行った。午後二時を過ぐるも、評議は終了しなかった。

同事件の内容は、被告SI久槌が、阿武郡TS銀行□□支店に勤め、給料が薄いにもかゝらず遊興に耽り、去年十月二十五日、給料廿八円を受取るや須佐町に出て散財し、翌日午前二時頃、帰ったが、途中残金の全部を遺失したので、午前四時頃、再び外出し、□町呉服商YN徳次郎方へ忍び入り、一室で就寝中の同家養女フジ子(二二)をみて、手拭で頬かむりをなし、出刃包丁を携へ来り、強迫して暴行し、金を出せと迫ったが、フジ子は金はないと拒絶したといふ事件で、予審取調べ三回以後は、前言を覆して、事実を否認するに至ったもので、

結審の後、無罪の判決あり、午後三時二十分閉廷した。

⑥事件(昭和五年五月一日判決・放火被告事件)

●「防長新聞」昭和五年三月二三日

保険金の為の放火事件

陪審準備公判

下関市医師HD哲雄が、昨年末保険金欲しさに放火した事件の陪審準備公判は、例の如く、初め非公開の下に、二十二日午後二時から、山口地方裁判所で開かれた。

●「防長新聞」昭和五年三月二五日

下関の放火事件

来月下旬、陪審裁判開かる

下関市医師HD哲雄(四七)が、昨年十二月中旬、自宅から数軒を隔てたところに、NH海上保険に附してある保険金九千円が欲しさに、類焼を企てたといふ、放火被告事件の陪審裁判手続きは、既報の如く、山口地方裁判所で行はれたが、被告は犯罪事実を否認し、来月二十六日頃、陪審裁判が開かれる予定であると。

●「防長新聞」昭和五年四月一六日

下関の医師、放火未遂事件

陪審裁判は六月七日から

下関市医師HD哲雄にかゝるは、放火未遂事件の陪審裁判は、都合により、五月七、八、九の三日間に期日を変更せられることゝなった。

●「防長新聞」昭和五年五月八日

山口で開廷せし

下関医師放火犯陪審

第一日は証人喚問

福岡市□町、当時下関市□□町□番地医師HD哲雄（四七）の放火未遂被告事件の陪審裁判は、既報の如く、七日から三日間がゞりで行はれることゝなり、午前九時半から、陪審構成手続が行はれたが、召集の陪審員候補者中三名の病氣欠席の外、全部出席し、抽籤の結果、左の如く陪審員十二名、補欠二名を決定したが、宮崎益一氏は病気で退場、補欠の柴田安治郎氏が代て陪審員に加はった。

日置村農作宮崎益一△山口市公吏野原信治△徳山町荒物商後藤金助△萩町米穀商竹内七兵衛△東岐波村農三好知恵△宮野村荒物商石川菊尾△防府町荒物商河村龜藏△佐波郡西浦村徳永峰三郎△熊毛郡三井村農高村正祐△大津郡深川町阿武昌一△豊浦郡小串町酒類販売藤岡良太△厚狭郡王喜村農木藤永治郎△補欠一、東岐波村柴田安治郎△補

欠二、熊毛郡浅江村農作松本音一

午前十時から、竹内裁判長係り、田口下関上席検事関与し、弁護士田崎、千々松（秀二）、松野の三氏外一氏の弁護の下に、公判が開かれ、午前中大体被告人の取調べが終つて、昼食のため休憩し、午後は証人調べに移り、証人は左の二十三名の多数で、第一日は、其内三名の証人の喚問を終ることゝなつてゐる。

AY三郎、AY八重、TI三郎、HDトシエ、SEサチエ、OSアサコ、MH貫一、MHマサヲ、TGヨシコ、HD伊人、Hツキ子、RTユキ、H祐之丞、TD來太郎、NM吉二、KJ正一、MB常七、OG行次、HD純、HD立馬、FJ眞一、OG三郎、MNリン

傍聴人多数のため傍聴券を發行したが、法廷は満員立錫の余地がなく、頗る注目を惹いてゐた同事件の内容を聞くに、左の如し。

内容概要 被告HD哲雄医師は、昭和三年十月頃から、下関市□□町ST宇一所有の同市□□町□番地所在の家屋を賃借し、小児科医を開業したところ、四年九月から十月に亘り、長女及姪の結婚其他実母の死亡等のため、約二千元の現金を消費した関係で、業務拡張をなすため移転を企てたが、更に金を要するので、自己所有の家財医療器具其他造作等（時価二千百八十余円）を、TK海上火災保険会社に、保険金九千元にて火災保険に附してあるので、昨年十二月二十二日午前三時頃、西の強風で東方の隣家に放火し、強風により自宅に延焼せしめ、放火は他人の行為のやうに装ふため、自宅より約四十間東北の下関市□□町□番地船具商AY三郎の住居に赴き、同家裏側軒下の坂壁の下にあつた、塵入れとしたセメント空樽の上に、巧みに放火装置をしたバスケットを置き放火を企て、同家裏

側の屋根裏及板壁を焼毀したが、同家人が発見して、大事に至らなかった事件である。

● 「関門日日」昭和五年五月八日

徹頭徹尾犯行を否認

下関の医師放火事件

陪審公判開廷さる

下関市□□町医師HD哲雄（四七）にかゝる、昨年十二月十二日、保険金九千円騙取の目的で放火したといふ事件の陪審公判は、七日午前十時から、竹内裁判長、本件で特に下関支部から出張した田口上席検事立会ひ、田崎、松野、千々松各弁護士列席の下に、山口地方裁判所陪審廷で開廷されたが、

当日は、事件柄だけに、下関方面からの傍聴者が多く、午前七時から詰めかけ、定刻一時間前、既に傍聴券は交付済みとなるの盛況であった。

劈頭、田口検事は、起訴事実につき詳細に具申した実状を述べて、裁判長の審問に移つたが、

被告は、警察、検事の調べ及び予審判事の調べに対して、□□町AY三郎方に放火した旨を述べたのは、取調べが嚴重なるために止むを得ず、心にもないことを述べたが、公判廷で事実が判明するものと思つてゐた、自分は金に窮してした事実はないと述べ、

その後、約三時間に亘り詳細取調べがあつたが、徹頭徹尾犯行を否認して、正午休憩。

午後は、放火されたAY三郎、同妻ヤエ等十三名に亘る証人調べをなし、夜に至るまで取調べを続行したが、尚八日は更に十名の証人調べを行ひ、

九日、裁判長の説述、陪審員の答申、弁護士の弁論が行はれる筈。

● 「馬関毎日」昭和五年五月八日

保険金欲しさの放火陪審公判

昨日山口地方裁判所で開廷

けふは証人調べ

昨年十二月、下関市□□町の保険金詐取目的の放火事件、被告原籍福岡市□□町当時下関市□□町医師HD哲雄（四七）の陪審裁判は、七日午前十時から、山口地方裁判所陪審廷で行はれたが、陪審構成に当り、陪審員吉敷郡東岐波村柴田安二郎外十一名を抽籤決定をなし、

竹田裁判長、田口検事立会の下に開廷され、田口検事公訴事実を述べ、裁判長より被告の犯罪事実の取調べがあつて、午後一時休憩。二時より、被害者同市□□町船具商AY三郎外証人十二名の取調べを終つて、午後六時閉廷。

八日は、引続き十名の証人調べがある筈で、裁判長より問書が陪審員に出されるのは、九日正午頃となる模様で、有罪の決定は同日午後四時頃の模様である。

●「関門日日」昭和五年五月九日

放火の事実は明瞭

検事峻烈な論告をなす

H D 医師に絡まる放火陪審裁判

下関市□□町H D 哲雄医師に係る、二日目の陪審公判は、八日午後一時より開廷、証拠調べをなしたが、開廷中被告は動脈硬化狭心症により卒倒して打倒れたので大騒ぎとなり、直に山口刑務所保険医佐々木、三浦両氏を招き治療を受け、約一時間後で再開、更に証拠調べを進め、被告に股引をはかせるなどの厳密なる調べをなし、

田崎弁護士が、新証拠品として写真、証憑書類数点を提出したが、其内円通寺山の遮断柵の写真につき、弁護士と検事の論争があつて、三度休憩後、同写真は取下げる事となり、証拠調べを終り、

午後五時より、田口検事の論告に移り、被告は当法廷で徹底的に犯行を否認してゐるが、被告は予審調べで放火の犯行を認めてゐる、A Y 家の発火が放火であることは、同家の実状で明かである。然して、放火犯人は何人であるかといふに、十二月廿二日が烈風であるから、この風が利害に関係あるものであることは又明瞭である。これによつて、円通寺山の足跡により、同被告が犯人であることは明瞭である。尚ほ、犯罪動機は、福岡に家屋を買ひたる為借財を増し、尚、□□銀行の預金数万円が駄目となつた等で、新しい借財をなし、之を償ふため保険金詐欺を企てたる事は、予審廷で明かに述べてゐるとして、約一時間

に亘りて論告をなし、

休憩し、更に夕食を済ませて、渡邊（飯塚）、田崎、松野（下関）、千々松（山口）の各弁護士の弁論あり、午後十一時過ぎ閉廷した。明日も続行の筈。

●「防長新聞」昭和五年五月一〇日

放火未遂の陪審裁判

有罪と決定

既報、下関市□□町□番地医師H D 哲雄（四七）にかゝる、放火未遂被告事件の陪審裁判は、第一日（七日）は、十一名の証人調べを終つて、午後八時過ぎ閉廷。

第二日目（八日）は、午前九時から開廷。引き続き、事件捜査にあつた、藤田刑事部長、尾木刑事、其他十一名の証人調べを終わつて、昼食後、竹内裁判長は、午後一時半から証拠調べを行ったが、午後三時頃、証拠調べの最中、気分が悪いと溯へてゐた被告は脳貧血を起し、山口刑務所三浦、佐々木両保険医が駆けつけて診療を加へた。このため、一時間半ばかり休廷したが、引続き公判を開き、田崎、松野、千々松（秀）、渡邊各弁護士の弁論を終つたのは、実に夜半一時半であつた。

九日、第三日目の続行公判は、竹内裁判長から、午前十一時から二時間余にわたる長い説示があり、陪審員に試問を手交した。

主問 被告人は、昭和四年十二月二十二日午前三時頃、下関市□□町□丁目A Y 三郎方

居宅裏側の軒下に放火し、同家を焼毀したる事実ありや。

陪審員は、午後一時過ぎから時四十分頃まで、評議室で合議の結果、前記主問に対し「然り」との答申をなし、有罪に決定し、それより普通の如く公判に移った。

●「関門日日」昭和五年五月一日

H D 医師に懲役七年を求刑

田口検事峻烈に論告

医師放火事件続公判

下関市□□町医師H D 哲雄（四七）に係る、放火事件陪審公判三日目は、九日午前九時半より開廷されたが、同所開廷以来始めての五十余時間鐘詰されてゐる陪審員等は、何れも疲労の色を見せて出廷し、前の詳細なる検事の論告に対し、五時間に亘る各弁護士の弁論がある。

本件の犯人は、人違ひであるとの主張の下に、

一、H D は、家屋を焼失して九千円の保険金を得ても利益はない。  
一、円通寺山の足跡と同様の土足袋がない。証拠物件となつてゐるものは、立派に洗濯されてゐるが、普通洗濯をなす暇がなかつた筈である  
一、放火した場所が、同人の家迄四十間十三戸の軒が離れてゐる。  
等を挙げて、同人は生計上困難でない所から、犯罪と犯人が余り吊合はぬ等と主張したが、

裁判長は、同日詳細な説示をなし、更に、下関警察署の取調べ書は証拠にならぬ旨を詳細言ひ聞かせて、四時間に亘つたが、其後、陪審員は、別室に於て裁判長の諮問に対し、放火既遂の答申をなした後、直に、田口検事は懲役七年を求刑したが、第二次弁護人の弁論は余りに振はず、午後四時閉廷した。閉廷後、被告H D は、有罪と聞き驚いたものか、俄に半狂乱の如くなつて、約一時間位延内であばれ廻り、遂に自動車で山口刑務所に再び収容され、判決言渡しは、十日午前十時と決定した。

●「馬関毎日」昭和五年五月一日

陪審員も放火を認む

下関放火医師の陪審公判

懲役七年を求刑

下関市□□町医師H D 哲雄（四七）の放火事件に対する、陪審裁判第三日目は、午前九時、竹内裁判長、田口検事係りの下に、九日午前十一時より、山口地方裁判所陪審廷に於て開廷され、

裁判長より、陪審員に対して、約二時間に亘る説示あり、終つて午後一時、裁判長より、「被告人H D 哲雄は、昭和四年十二月二十二日午前三時頃、下関市□□町A Y 三郎方居宅裏側の軒下に放火し、同家を焼きたる事実ありや」との主問に対し、陪審員十二名は、直に別室にて協議の結果、午後二時十分、「然り」との答申をなし、

それより、直に検事の論告並に弁護人の弁論に移ったが、検事は峻烈なる論告の後、被告に対し懲役七年を求刑し、午後四時閉廷したが、判決言渡しは、十日午前九時と決定した。

●「関門日日」昭和五年五月二日

H D 医師に懲役七年言渡す

下関の放火事件陪審公判

下関市□□町医師H D 哲雄の放火事件は、十日午前十一時、山口地方裁判所陪審廷で、木村裁判長から、懲役七年の判決言ひ渡しがあった。

●「防長新聞」昭和五年五月一日

保険金ほしきの放火事件

判決言渡しは、十四日に延期

下関市□□町医師H D 哲雄（四七）にかゝるは、放火未遂被告事件は、既報の如く、山口地方裁判所における三日間にわたる陪審裁判の結果、九日、陪審員から有罪の答申があり、田口検事から、懲役七箇年を求刑し、各弁護士から減刑論あり、被告は心身疲労の模

様あり、十日判決言渡しあるはずのところ、言渡しは来る十四日に延期された。

●「防長新聞」昭和五年五月二日

保険金詐取の放火

懲役七年を言い渡さる

下関市□□町医師H D 哲雄（四七）の放火被告事件の判決言渡しは、延期の模様であったが、被告の病態も元気を回復したので、十日午前十一時頃、同人に対し、検事求刑通り懲役七年の言渡しがあった（既報延期は、誤聞）。

●「馬関毎日」昭和五年五月二日

放火七ケ年

山口陪審裁判で言渡し

下関市□□町医師H D 哲雄（四七）の放火事件に関する、陪審裁判の判決言渡しは、十日午前九時から、山口地方裁判所陪審法廷に於いて、竹内裁判長より、求刑通り懲役七年の言渡があった。

⑦事件（昭和五年二月二日判決・殺人未遂被告事件）

●「防長新聞」昭和五年一月三〇日

珍しく山口地方裁判所で陪審裁判

……来月中旬に……

山口地方裁判所では、某被告事件につき、来月十、十一両日の予定で、久振りに陪審裁判が開かれることとなった。

●「防長新聞」昭和五年二月一日

□村の殺人未遂事件

証人八名喚問

吉敷郡□□村漁業SD一雄（三八）が、性来の酒癖のため素行修らず、子まである仲の離縁となり、ますます自暴自棄の結果、去る八月二日午前一時頃、養家先であった吉敷郡□村FI繁治郎方の表入口から屋内に侵入し、同家六畳寢室で、手斧で睡眠中の繁治郎（六二）の顔部、顔面、左肩部等、及び同人の妻FIナホの頭部等に斬り付け、右兩名に全治二週間位を要する創傷を与へた、殺人未遂被告事件は、既報の如く、十日、山口地方

裁判所で、矢崎裁判長係り、竹内、星野両判事陪席、山本書記、瀧口検事関与、三原弁護士の弁護の上、陪審構成を終り、検事の公判事実陳述あり、次で、一時間余に亘り、被告一雄につき、裁判長の訊問があり、昼食のため休憩。二時から、証人繁治郎の取調が始まったが、喚問の証人は、八名である。

師範専攻科生徒五十名、野田高女生二十名、其他傍聴者頗る多かつたが、一雄の元妻固は小学校員で、同僚、役場員等の傍聴者も顔をみせてゐた。

●「関門日日」昭和五年二月二日

元小学校教員の殺人事件公判

被告は巧みに殺意を否認す

約半年振の陪審公判

約半年振で開廷された、山口地方裁判所陪審公判廷は、十日午前十一時、陪審の構成を了して、吉敷郡□□村元小学校教員SD一雄（三八）に係る殺人未遂事件で、矢崎裁判長係、瀧石検事立会の下に、審理が行はれた。

被告は、「八月二日夜、六年前の養家である居村FI繁次郎方に手斧を掲げて入り、元養父繁次郎及び同養母ナヲの頭を斬つけたが、同犯行は元妻モトの品行が悪いと聴き込んだので、自分の子供もをるので、教育上悪いから警告する積りで、同人等を負傷せしめる積りであった。自分は、同養家から離婚されてからは、小学校教員をやめて工場にゐたが、

其ため左手は不自由な身の上となつてゐる。両手の被害者等が、殺せるとは毛頭思はぬ。」と巧に殺意を否認したが、

引続き、証人として、被害者繁次郎、ナヲを始めとし、某学校教員をしてゐるモトを呼び出して、被告の素行が悪いので離別した、と互に教育者としてあるまじき、家庭の醜状を露け出したが、更に、五名の証人調べを夜に入つて行ひ、引続き十一日夜までも続行公判が行はれる。

●「防長新聞」昭和五年一月二日

殺人未遂事件

SDの陪審公判

十一日続開

吉敷郡□□村漁業SD一雄(三八)にかゝはる、殺人未遂被告事件にかゝはる陪審公判は、山口地方裁判所で、既報の如く、十日から開廷されたが、同日は、証人八名の取調べが終り、午後六時四十五分閉廷。

第二日目は、十一日午前九時四十九分開廷し、検事、弁護士の事実に対する論告並に弁論あり。被告が終始殺意を否認するに對し、検事は殺人未遂を持つて論告し、弁護士は単なる傷害罪を以て論ずるが至当であると弁護するところあり。

十一時四十五分休憩、五分間の後、矢崎裁判長の説示があつたが、同日結審となる予定であつた。

●「関門日日」昭和五年一月二日

弁護士が殺意否認

教員の殺人未遂

陪審公判二日目

既報、吉敷郡□□村元小学校教員SD一雄(三八)の殺人未遂事件陪審公判二日目は、十一日午前十時より開廷、瀧石検事は、「被告が、手斧を持って脅す目的であつたと述べ、殺意を否認してゐるが、殺す結果になるかも知れぬといふ心理状態であつた事は明かである。殺人未遂の罪状は免れぬ。」と論告するや、

三原弁護士は、「同事件は、傷害罪である。」とて、殺意なき旨を述べる処あり、正午休憩。午後、矢崎裁判長、二時間に亘り説示をなして後、問書を交附して陪審員に答申せしめた。

●「防長新聞」昭和五年一月三日

殺人未遂のSD一雄に

懲役三年言渡し



吉敷郡□□村漁業SD一雄(三八)が、元養家先きの一家をみなごろしにせんとした、殺人未遂被告事件の陪審公判は、山口地方裁判所で、十、十一の両日にわたり開かれたことは、既報の如く、矢崎裁判長から、陪審員に対し、「殺害の意思を以て兩名を切りつけ、その目的を達せざりしものなりや」との諮問があり、陪審員の評議は、「然り」と答申し、裁判長はこれを採用し、

瀧石検事から、重大事件であるも、結果からみれば軽く済んだ故を以て、懲役五年の求刑あり、三原弁護士の減刑論の後、少時休憩の後、懲役三年の判決言渡しあり、午後四時閉廷した。

⑧事件(昭和六年五月二八日判決・強盗殺人被告事件)

●「防長新聞」昭和六年五月二日

□□□の殺人陪審公判期日

五月廿六、七日と決定

阿武郡□□村□□炭焼業YY音松(三二二)の殺人強盗被告事件の陪審公判期日は、来る五月二十六、廿七両日と決定された。

●「防長新聞」昭和六年五月一日

YY音松に係る強盗殺人被告事件

更に実地検証

阿武郡□□村□□炭焼業YY音松(三二二)にかゝるは、強盗殺人被告事件は、山口地方裁判所の陪審裁判に附せられたことは、既報の如くであるが、十三日事件始まって以来、第三回目の実地検証が実施された。

●「関門日日」昭和六年五月二五日

死刑か？無罪か？

最初の予審廷以来

被告は徹頭徹尾犯罪事実否認

牛買殺し事件紙上陪審(一)

近來の怪事件とされた、阿武郡□□村の牛買殺し事件は、予審免訴の決定を受けたが、又も広島控訴院予審部の犯罪疑はしきものなりとの決定のため、遂に來る二十六日より、山口地方裁判所に於ける陪審公判となったが、同裁判に於ける民選裁判官の裁定を与へる前に、証拠品を記述し、読者の紙上陪審を求むるは、又獵奇百パーセントであらう。

同裁判は、被告人阿武郡□□村炭焼業Y Y音松（三六）に強盗殺人犯の罪名をきせて断頭台に上せるか、又は同人を嚴重なる未決監より救ひ出すかの重大事件とされ、この決定に対しては世人注視の的となつてゐる。

被告人は、最初の予審調べ以来、徹頭徹尾自己の関知せざる旨を述べて、罪状を否認して居り、また、犯行証明となるべき血痕の附着した手拭及びゲートル、土地に埋没してゐたガマグチ、現金を焼却したと被告が称せし竈の灰などが、熱心なる学者の証明と符合せぬ点があるかと思ふと、同人の所在証明、当時の状況は、同人に寸毫の疑義をはさむ余地なく、犯罪捜査史上空前の怪事件として、この間、判官連も脳ミソをしぼる点である。同事件の犯罪捜査径路を辿ると、

◇

昨年八月十一日午後二時半頃であつた。山口県庁は夏期半休のため、刑事課には村田前課長の外に刑事二名が居残り、犯人の手口カードを整理してゐると、折柄同課の卓上電話機のけたゝましきベルの音が響いた。課長が受話器をとると、萩署長よりの殺人事件報告であつた。

その要旨は、「昨日午前五時半頃、牛買に出た吉敷郡□□村KM文右衛門（五六）が、現金百数十円を携帯して萩町へ向ふ途中、人影稀れな五里の山道を約二里行つた地点である、防長二州の国境より二十間の地点、□□□村□□の谷間に惨澹たる銃殺死体となり、しかも現金はなく、谷間に蹴落された形跡あり、本日通行人が発見して届け出たものである」、

◇

との急報に接した県刑事課では、村田前課長、小泉刑事部長等は、帯刀検事、柳田判事の一行と、自動車にて八丁の險を越へ現場に急行し、萩署、出張した当時の向原署長、指折刑事連と協力し、同溪間に捜査本部を設けて、総動員のもとに警戒線を張つて捜査につとめ、先づ、第六感の鋭敏な刑事の頭にうかぶものは、銃砲の所持者であつた。

直に、猟銃調べを行ったところ、意外にも山林内にすむ同地人は、夏の禁猟期といへども猟銃を所持してゐることは慣例であつて、これにより得た獲物をもつて夕べの食膳に供すのが慣例であつた。

◇

これに失敗した捜査本部では、秩序ある捜査をなすため、山口赤十字病院佐藤外科部長の解剖を待つことにした。

●「関門日日」昭和六年五月二六日

死刑か？無罪か？

最初の予審廷以来

被告は徹頭徹尾犯罪事実否認

牛買殺し事件紙上陪審（二）

五里の山間の溪谷に顛落する死体の謎としては、最も体内に受けた傷害の状態を見て、解決するより外途はなかつた……佐藤外科医長執刀は、約一時間で終り、その結果、概要

次の如き好如結論を得た。痕口は銃瘡であることは勿論、背後より射殺し即死したものであるとて、次の説明をなした。

▲弾丸は散弾でない

- 一、若し散弾なれば、死体内に一二粒の散弾が残存するが、それが皆無なること
- 二、散弾なれば、傷口が大きくなるが、比較的小さい

▲銃を発射された方向は背後であること

- 一、傷口が、背中の方が小さく前方胸部が大きい、即ち後を射入口とし、射出口となつてゐること

△距離——傷跡より推定すると、僅かな距離で、併かも被害者の背後に火傷のないことは、一尺以上を離れて狙撃したものである、若し一尺以内なれば、火傷あるべき筈なれどそれがないこと

△心臓を見事に貫通し、被害者は即死であつたこと

その他、射撃を受けた同人は、前に倒れた形跡あり、しかも死後引ずつた傷跡明瞭であること。



この鑑定発表と共に、捜査本部は刑事連額を集めて協議した結果、鑑定は非常なる基本材料となつて、端緒を得るに至つた。即ち、散弾でない実弾とすれば、狩猟に出た者の発作的の犯行でないことを証明し、予じめ計画的に行はれたものなることを推定され、次の二項を捜査方針となした。

- 一、犯人は、被害者と同行したものなること

二、犯人は、被害者の現金を強奪してゐる点よりして、予め現金携帯を知る者なることの二つの結論は、兇行地帯が見晴しのきく箇所、銃の筒口が僅かな距離の背後から射撃したなどの関係から、これを得たものである。

この方針に基き、十四日まで、山林中で隈なく不眠不休の活動を行った結果、三人の容疑者を得た。これは、予じめ被害者の牛買ひに行くことを知つてゐた、TD某とYY音松及び同人の父の三人が出た。YY音松は、事件の三日前に牛を買ひに行く旨を、父が伯樂であつたので、伝言を被害者が依頼したものであるが、所在証明がつかぬ同人には、漸次疑ひが濃厚となつた。その主なる理由は

△同人が、鉄砲を持って母親の狙撃を企てたといふ噂のある人物なること

△信用組合に四百余円債務があり、恰も盆の半期決算期前であつたこと

△同人は、常に猟銃を所持し、同事件の特別警戒の際も警官に目撃されたこと

△同人の死を聞きながら、日頃懇意の間柄にも拘らず、悔みにも行かぬこと  
などであるが、茲数日間を取調べはYYに集中した。どうも的確なる証拠を掴むことが出来なかつた。(続く)

●「関門日日」昭和六年五月二七日

死刑か？無罪か？

兇行現場は魔の峠

大巻狩をやつて証拠品大捜査

牛買殺し事件紙上陪審 (三)

阿武郡□□村より宮野村に通ずる道路は、中国山脈を横断して、周防、長門兩國の交通の要路となつてゐるが、この嶮岨な県道は、魔の峠として、月々幾回となく人馬の顛落事件ありて、人命をそこなふこと一再ならず、又、同地には、大正五年一月廿日、赤行囊を強奪された郵便運送夫が、無惨にも頭を打割られて、忠実に職に殉じてより、早や十五年間迷宮入りした儘、犯人は未検挙に終つてゐる。一行三十名の刑事の頭には、これ等は少からぬ焦慮を与へる材料である。

◇ 十四日より暴風のため、捜査本部を萩署内に移して、山林内の大巻狩をなして、証拠品の捜査をなすと共に、本部では、疲労の頭で、Y Y音松の取調べに熱中し、向原前署長は専ら同人の遺留品の手拭及び心理的取調べを行つてゐた……同人を留置してより十日後、即ち十月廿四日の夕方である、嘘か真か、同人の供述に「人殺しは私です」と冒頭して、次のやうな自白をした。

◇ 「予て借金に困つてゐたが、KMが牛買に行くといふので、その際は現金を持つてゐるだらうから、それを借入申し込をして見やう、若しかさなければ猟銃で解決をつけやうと思ひ、十日朝六時頃、山の炭焼小屋を出て、金山より上□□へ向ふ山路を辿つて行つた。そして、□□の一ノ瀧附近に待ぶせてゐると、KMが来たので、自分も挨拶したが、同人に借金の申し込はどうも言ひだせぬ。申し込んでも、KMは他人に金をかす様な男では勿

論ない。もう最後の手段だと思ふ瞬間、十歩ばかり木の枝を見ながら遅れた。その後、四五歩追従して同人の隙を見計らひ、無意識に猟銃の引金に指をあてた、と同時にKMはもんどり打つて倒れた、財布を懐中より抜き取つて、現場よりすぐ東側の山の手へ捨て、夢中で自分の山へ走つた」と述べ、

◇ 財布の隠匿ヶ所を、地図まで書いて示した。これを羅針盤として、萩署員一行は、佐々並村青年団、村長等と共に、図に示す地点の落葉をかき分けて捜査した。而して、約八時間の後、被疑者の指示した地点より約廿間のヶ所で、革製ニツ折の墓口を発見し、一行は意気揚々と、凱旋將軍の思ひで引揚げた。その後、家宅捜査の結果、同人が常に使用してゐた巻ゲートルに、血の飛沫を浴びて、新らしい斑点の附着したものと、又犯行に使用したといふ猟銃を納屋の藁の中より発見した。

◇ 一瀧千里に事件の解決がつきさうであつたが、同事件で疑問符でもある現金の行衛である。これについては、当時の杉本検事正まで出張して取調べた。併し、この点はどうしても明瞭でない。数回の家宅捜査にて出て来ない。口を緘して、何事も語らふともしない同人は、遂にあれば、炭焼小屋の飯炊釜の中で焼却したと述べたのである。止むなく、同案の炭を重要証拠品として、九月十日、一件記録と共に検事局に送致した。(つづく)

● 「防長新聞」昭和六年五月二七日

□□□の強盗殺人容疑者

犯罪事実全部否認

廿六日山口陪審公判廷で

阿武郡□□村□□山林内里道で、昨年八月十日午前六時三十分頃、吉敷郡□□村字□□KM文右衛門（六五）が、佐々並村牛市場へ牛買入りに赴く途中、猟銃をもって殺害され、所持金を強奪された事件については、□□□村□□炭焼業YY音松（三二）を容疑者として、既報の如く、二十六日午前八時から、山口地方裁判所において公判が開かれ、陪審員候補者三十五名の出頭あり、陪審構成手続が行はれ、陪審員十二名、補充陪審員二名を決定、竹内裁判長、吉田、由井両判事陪席、帯刀検事、山口書記係りにて、小河弁護士の下に、公判は、午前九時三十分から開廷された。

被告は、ちみな堅縞銘仙様の羽織を着し、永らくの入監で顔色白く、頭髮は長く刈って、わるびれた風もみせなかつた。竹内裁判長から、陪審員に対する諭告及び其宣誓あり、検事は左の如く公訴事実を陳述した。

被告は、□□□信用購買販売利用組合より、六百余円の借入金をなし、内六十円は返済期昭和五年八月十五日であつて、同月初頃支払の督促を受けて居り、又FN米藏よりSY菊一等と連帯にて三百五十円及び三十円を借用し、当時何れも返済期限を経過してゐたが、内三十円に付いては嚴重なる支払方の督促をうけ、金員の調達に苦しんでゐる折柄、□□村□□KM文右衛門が、牛買入のため、八月十日早朝佐々並市にゆくことを同人から聞き知り、其途中文右衛門を殺して所持金を強奪せんと、同日午前五時頃、猟銃を携へ同人の

通る山道に至り、路傍内に潜伏して一時間ばかり待受け、同所から文右衛門に追隨して談話を交へつゝ坂路を上り、午前六時三十分頃、吉敷、阿武両郡の境を越ゆること十数間の地点で、約一間を距てた後方から、携へた猟銃をもって文右衛門を狙撃し、同人は左胸壁及心臓肺等を貫通する創傷のため即死したので、直ちに同人所持の黒革製財布から、在中の金百五十円を強奪したものである、と陳述があり、

次いで、被告の訊問が開始されたが、被告は信用組合に四百円の借金、其他四、五百円の借金のあることは認めたるも、金に困つてはゐなかつたと犯意を否認し、財布の捨て、あつた場所、猟銃のこと、実弾のこと、其他の訊問に対し、悉く犯罪事実を否認し、警察、予審、検事局等に於ける供述は、出鱈目であると述べ、十日、十二日、十三日の行動に就いては、訊問の儘に一々答へ、徹頭徹尾犯罪事実を否認し、十二時十分前後、被告の訊問は終了し、竹内裁判長は昼食のため休憩を宣言し、

午後一時から再開、証人の訊問を開始したが、証人として喚問をうけたのは、当時萩署長であつた向原高等課長、萩署河村巡查、豊浦署浅井巡查部長、被告一家、被害者一家の人々等十九名で、証人調べの終るのは、午後七時頃となる見込みで、陪審員、同夜は宿舎に一泊するはずである。

公判廷に詰かけた傍聴人は、定員以上を收容し、百五十名の多数であつたが收容し切れず、傍聴券が発行され、事件の成行きは頗る注目を惹いてゐた。

●「関門日日」昭和六年五月二七日

借金はしてゐたが、強盜する程困つて居らぬ

裁判長の問に対し依然犯行否認

牛買殺し事件 陪審公判第一日

魔の峠と伝へられる、阿武郡□□村上□□山林中で、昨年八月十日朝、吉敷郡□□村KM文右衛門(六五)が殺害された事件は、容疑者□□村炭焼業YY音松(三六)が、徹頭徹尾犯行を否認し、謎の事件となつてゐたが、その陪審公判は、二十六日午前九時より開廷された。

開廷に先たち、午前六時より、傍聴人約四百名が山口地方裁判所に於て押かけ、午前七時には、百廿枚の傍聴券は全部交附済みとなる等、大混雑を呈し、同法廷建設以来、最初の大雑踏を呈した。

公判は、竹内裁判長、由井、吉田両陪席判事、帯刀検事立会の下に開廷、正面の証拠品には、猟銃及び財布、血に塗れた被害者の着衣その他血痕の附着した手拭ゲートル等置かれ、兇行当時を物語る凄惨なる光景である。劈頭、裁判長は、陪審員に対し挨拶を述べた後、

帯刀検事、公訴事実の陳述の爲め起立して、「被告は、予て借財に苦しんでゐたが、昨年八月九日夜、KMを殺害せんものと、散弾を実弾に鑄造し、之を二発猟銃にこめて、十日午前六時頃、□□村上□□の山林中まで、被害者を尾行し、銃を以て狙撃し、現金百六十円を強奪したものである」と述べ、

裁判長の取調に移り、被告は「四百円の借金はあつたが、返済期でもなし、強盜を働く程困つてゐない。又、同借財は請求を受けたこともない程である。その他検事の公訴事實は、自分の一切関知せぬ処である」と、とて、依然犯行を否認し、「警察で心にもない自白をしたのは、係員の叱責が苦しかった爲である。十日朝は、四時半起床して山道の開作工事をなしてゐたものである」と答へ、

更に、裁判長は、被告の警察に於ける自白と事実が不思議にも一致してゐるではないかとの訊問に対し、被告は黙して語らなかつたが、午前中に被告の取調べを了して休憩。

午後一時、被害者KM一家四人、被告YY一家三人、及び取調べに當つた向原県特高課長等の証人調べに、惨劇の様様を展開し、謎の公判第一日を終つた。

●「馬関毎日」昭和六年五月二十七日

折檻のがれの出鱈目と供述

吉敷郡境の銃殺強盜控訴(注、抗告) 公判

陪審員の答申が興味

昨年八月十日午前五時頃、山口県吉敷郡□□村字□□谷農KM文右衛門が、阿武郡□□村に牛買に行く途中を邀して、郡境山林中で銃殺し、所持金百五十円を強奪した真犯人として睨まれた、厚狭郡□□村字□□炭焼業YY音松(三六)に対しては、山口地方裁判所予審に於て、証拠不十分の廉により免訴となつたが、検事の控訴(注、抗告)により、事件は広島控訴院に移され、その結果、愈よ山口地方裁判所の公判に附せられ、二十六日

午前九時半から公判開廷された。

これより先、陪審員候補者三十八名中三名病氣不参三十五名中から、十二名の正員、補充員二名、都合十四名を抽籤によつて構成を終わり、竹内裁判長、吉田、由井両陪席判事、帯刀検事、弁護士等立会の下に開廷された。

死刑か無罪かの犯行だけに、一般の興味をひき傍聴席も満員、形の如く、帯刀検事から公訴事実の陳述あり、裁判長の実事調べに移ったが、被告は予審廷に於ける供述等自分に不利と見られる点は全部を否認し、供述を翻した不徳を裁判長から詰られると、

警察では、余りの過酷な訊問をされるので、一時のがれの出たためを云つたものである、とあつさり逃げ、陪審員も事件の真相につき判断に苦しむ様子あり。正午、被告に対する裁判長の訊問を了はり、一先づ休憩。

午後一時より、十七人に及ぶ証人調べに移り、第一日を了はつたが、今二十七日も引続き、午前中は証人調べありて、午後は帯刀検事の論告、小川弁護士弁論あり、最後に竹内裁判長より犯行全般に亘る説示ありて、愈よ陪審員は別室に於て、裁判長よりの主問、補問に対する答申をなすが、然りと答へれば殺人罪として極刑に處せられ、然らずと答へれば、被告はそのまゝ無罪となり放免されるので、傍聴人は前日以上の多数にのぼる模様である。

#### ●「防長新聞」昭和六年五月二八日

#### □□□□の殺人事件陪審公判

証人調べは漸く第二日午前で終了

午後検事の論告に入る

阿武郡□□村□□山林中の里道で、昨年八月十日、□□村KM文右衛門(六五)が、猟銃で殺害された事件の容疑者、□□□□村□□炭焼業YY音松(三五)の強盗殺人被告事件の陪審公判は、既報の如く、廿六日午後一時から、証人調べが行はれ、被害者の家族KM一初、KMナツ、KMカメヨ、KMキミエ、被告妻YYキヨ、養父YY角藏、養母YYハナ、SDフジ、HD謙三、FN米藏、TD亮一の十一名につき、取調べを終つたのは、午後六時十分で、一時間休憩。SY菊一、TS小三郎、FI市三、SM文一、MB徳藏の五名の証人調べあり、警察関係の三証人の取調べを翌日に廻し、閉廷が宣せられたのは、午後八時五十九分であつた。

▽第二日目(二十七日)は、午前八時半から引続き開廷、向原前萩署長、浅井巡査部長、河村刑事巡査を証人として喚問あり、正午昼食のため休憩、

法廷の傍聴席は、早朝からおしかけた多数の傍聴人で一杯で、法廷外には入場し能はざるまでも、如何にしてか内部の様様を知らんとする群衆で、その混雑は名状すべからず。午後、再び開廷の際の如き、先を争ふて入場する傍聴人に挟まれて、婦人などは悲鳴をあげるさわぎであつた。混雑の裡に、稍時刻は延びて、傍聴席は立錐の余地なく、緊張裡に、一時三十五分再開。

紙幣を焼いたといふ竈の灰を調べた結果は、その形跡がない、其他事実及び証拠の取調べの補充があつて、事実及び証拠調べを全部を終り、

次で、帯刀検事の論告あり。「KM文右衛門を殺し、約百五十円を奪った容疑につき、警察官並に検事に対しては犯罪を認めてゐるが、予審以来その犯罪を否認して来たものである。しかし、これを裏書する証拠があれば、その罪責を免れることは出来ないことである。本件は、果して殺して金をとったか否かを決定するのが、最も主要な点である」、と要旨を述べ、次で、当時、犯行前夜の状況につき、被告の自白した一部始終を述べ、これ等が全部出鱈目なりと云ふことが出来るか否か、たまく殺害された当日持つてゐた、文右衛門の竹の杖を持つてゐたことを知つてゐる点、被告は八月五日に竹の杖を持つてゐたのをみたといふが、その事実がない。被告の自白による、捨てた財布のありかにつき、警察官に指示した模様から、財布の発見に至るまでの事情、其他嘗て被告の自白した事実について、長時間に亘り、詳細に立証を試みた。(四時半記)

検事の事実就いての論告は、三時半まで二時間に亘りて行はれ、十分間の休憩が宣せられた。法廷内は頗る蒸熱く、満員の傍聴人は汗びっしょりとなつたが、何れも必死の熱心で、傍聴席にがんばつてゐる。

かくて、小河弁護士の弁論の後、裁判長の説示があり、陪審員に問書が交附され、陪審員は評議室に入つて答申を決定すべく、閉廷は夜に入るであらう。

●「関門日日」昭和六年五月二八日

死刑か？無罪か？

炭小屋の竈内には

焼いたといふ紙幣の跡形なし

牛買殺し事件紙上陪審(四)

僅かに毛髪一本、指紋一つで、重罪犯人を探知し得べき、近代科学捜査の進歩にも、事件に限つて、西日本学界権威者である九州帝大教授三宅博士、長崎医大教授浅田博士、山口赤十字病院佐藤外科部長等の心血を注いだ鑑定をはじめ、杉本検事正以下検事四名、警察官三十余名の苦心をこめた捜査を、水泡に帰せんとする大公判である。

◇ 被告は、萩警察署に於て自白したことは全部嘘述であると、予審では第一回調べより、前言を全く覆へしてしまつた。陪審公判に於ても、同様である。併も、恐るべき殺人事件を告白したのは、警察の取調べが嚴重なため、その手を通れるため、心にもないことを誘導訊問によつてなしたものであると、かくなる上は、証拠品に依るより外、途なきに至つたが、証拠品の鑑定の結果は、大略次の通りである。

一、巻ゲートル及び洋手拭の血は人血なりや

(長崎医大浅田博士鑑定)巻脚絆に附着せる汚班は、血か否か不明なり。よつて、人血か否かも不明である。若し、人の汗及び手垢がついたとすれば、血液型はB型のものなり。(一)若し、人血なれば、石鹼などでよく洗滌されたものである。(二)洋手拭に附着せるものは、血であるとしても、動物の血であると考察さる。

◇ 二、灰(タドンヤの竈灰)の中に現行兌換券の焼却痕跡ありや



(九州帝大教授三宅博士鑑定) 肉眼鑑定の結果、多数の木炭屑や土砂、および少量の松、杉等の針葉樹、その他小枝の葉の不燃焼物あり。更に、三種の詳細な鑑定をなした結果、紙幣の焼残りは全然発見されず、又紙幣の灰化の程度に至れりと思惟さるもの更になし。(結論) 一般の燃焼の類例より推考するに、紙幣を完全に灰化する迄に燃焼し尽くすには、火の相当強き所にて、一枚宛沈着入念に燃焼するを要すべく、若し数枚かさねた俣、或は火が不充分なる時は、一部分炭化程度のもを残存するものなり。斯く他に炭化物を有しながら、紙幣のみを検鏡出来ぬ迄焼棄し得たとは、甚だ首肯し難き所なり。その他二、三の理由により、灰中に現行紙幣の焼却せる痕跡なし。

◇ 三、十二番猟銃(被疑者所有品)は最近発射せることありや

(萩町製銃職工光田嚴弼氏十月九日鑑定) 同銃は、六、七十日前発射したものと推定する。理由は、中央の撃針のうち跡によるもので、その光の程度により認定す。同撃針の光は、四、五ヶ月経過すれば消失す。

四、猟銃用ケース(被疑者所有)は最近発射せるものなりや

(山口市後河原丸田悌四郎氏十月十日鑑定) 三本ケース中二本は昭和五年春頃、あと一本は四年夏頃、発射したものと認められる。その認定理由は、ケースを比較対照して、そのさび加減によるものであるが、若し湿気ある箇所にある場合は、この限りでない。

◇ となり、第一、第二の鑑定は、全然被告の自白と合致せず、第三の猟銃は、略日を一にしてゐる。更に、第四ケースは、少し差異ある様であるも、最も同証拠品はわらの下敷

となつてゐたもので、或は合致するかも知れぬ。

最後に、財布を隠匿したと自白した箇所が、発見の場所と約世間の違ひがあるなど、前自白が虚偽とすれば、余りに証拠品が符合し、同人を犯人と断定するには証拠の足らぬ点がある。

このため、最後の決定は、法廷心理により、同人の心境を窺ふより外途なく、愈々これにより、判決が行はれる筈である。果して、読者諸賢の予断通り、裁定さるゝだらうか。

(終)

● 「関門日日」昭和六年五月二八日

虚偽の自白にしては、余りに現場を熟知

陪審員の答申は、午後十一時頃か

牛買殺し事件 陪審公判第二日目

魔の峠、阿武郡□□村の牛買殺し事件陪審公判の二日目は、引続き廿七日午前八時より、山口地方裁判所で開廷されたが、当日は、被告の生死を決する大裁判の事として、場内は未明より詰掛た傍聴人が鮓詰となり、尊厳なすべき法廷整理のため、警官の出張を求め、又は物売の露店を追っ払う等、大混雑であった。

法廷では、同日午前中、前日に引続き証人調べを行ったが、賀谷元県議外十三名の正副陪審員は、熱心にこれを聴取する所があつたが、被告の運命を決する陪審員の回答は、二十

七日午後十一時頃となる模様である。

両日の証拠調べ中、被告の犯行なることを濃厚ならしめた点は、虚偽の自白にしては、被害者の携帯品中、杖、風呂敷包を始め、現状の模様を熟知してゐたことである。尚、取調べに当つた向原前萩署長その他、浅井、河村両刑事の証言によれば、

被告は、八月廿八日、自白したものであるが、当初は口を緘じて言はなかつたが、同夜十時頃、被告は重大犯人の自白する時の紋切り型の「わたくしが悪かった」と、向原署長にもたれ掛号泣しながら、「私も命はありますまゐるが、妻も自殺するでせう」と、泣きくずれながら自白した、殊に被告は、兇行当時の模様を自白し、「KMの頭部を目がけて発射後、同人はタヂタヂと二三歩後にすだると共に、左側の溪間に顛落したが、その際後を向き直つて、物凄く睨みつけて死にました」と、目前の兇行を見るやうに自白し、その訊問は誘導的でなく真の自白であつたのですと、三人口をそろへて供述する処があつたが、然し、被告側の有利な証言唯一なるものは、時間関係であつて、同人の妻の証言によれば、現場に行つた時間がないので、従つて第二日午前中の取調べは、依然疑問符を解くことが出来ず、午後一時より弁護士及び検事の弁論に入つた。

● 「防長新聞」昭和六年五月二十九日

二時間に亙り、小河弁護士、被告の「デタラメ」を擁護し

陪審員の評議は、遂に第三日から始まる

□□□強盗殺人事件

阿武郡□□□村□□□炭焼業YY音松(三五)にかゝはる、強盗殺人被告事件の陪審公判は、既報の如くであるが、第二日目は既記の通り、二十七日午後三時五十分から再開し、小河弁護士の弁論に移つた。

被告が、今度嫌疑をうけることゝなつた犯罪事実を自白したのは、十三日警察に引致された約一週間後の二十一日午前三時半であつた。ところが、二十三日には予審でその事実を否認してゐる。被告が、真実罪悪を犯して自白したものならば、僅か二日間にその供述を翻へすといふのは、受取れぬ話である。被告の寝ることができず、苦痛のあまり出鱈目を述べたといふ弁解は成立つものと思ふ。財布は、自分の財布のことを言つたのだといふ。財布のなかの金額も、符合せぬ。本件に於て、検事が最も重きをおかれてゐるのは、被告人の自白であるが、自白のあてにならぬことはその例が尠くない。自白にも多大の危険がある。これに誤れて判断してはならぬ。しからば、証拠と自白と果して合致するか否かの問題である。それは、円形のものとか角いものとか合せても、合ふところを合わせれば合うものである。外に合致しない点を、考慮に入れねばならぬ。八月十三日に押収した鉄砲は、KMを殺害した最も主要な凶器であるが、なぜ直に鑑定に附せなかつたのか、十一月になつてやつたのでは判るはずがない。金に困つてやつたといふ事も、当時人殺しをせねばならぬ程、被告は困つてゐないと、自白の出鱈目であることをいろくゝと極力主張し、殊に時間が喰違ひを生ずることを力説して、被告がやつたことであると断ずるのは頗る危険であるとして、約二時間にわたる弁論を終つたのは午後五時四十五分であつた。

帯刀検事は、再び小河弁護士の弁論を駁するところあり、六時四分に至り、一時間の休

穂が宣せられたが、再開後、竹内裁判長から予定を変更し、本日の公判はこれにて終り、明日続行すると告げた。

「然り」「然らず」

有罪か？無罪か？

三日間にわたる陪審公判も、「然り」「然らず」のたった一言の違いで、死刑か無期か無罪かを決する日は遂にきた。

▽第三日目は、二十八日午前八時三十五分から開廷。傍聴人は、前日の如く満員で、全部は収容し切れない。公判は、前日に引続き、いよく竹内裁判長から一時半に亘りて説示が有り、被告の運命を決する重要な鍵たるべき問書は、陪審員に手交され、十二名の陪審員は何人も交へず、午前十時から評議室に入った。問書は、たゞ主問のみ一箇条である。沈黙の一時間、二時間は過ぎてゆく、傍聴人も根気よく待ったが、評議は仲々決しない。陪審員は、昼食時も評議室に入った儘である。

「然らず」陪審長の答申

直に被告人に無罪言渡さる

陪審員の評議は、別項の如く、二十八日午前十時から、実に四時間半に亘り行はれたが、午後二時半未曾有の長時間に至る評議は終わった。公判廷のひしめき合ふ傍聴席も、遽に片唾を呑んで、答申如何を待構へたが、陪審長は「然らず」と答申した。かくて、裁判所は、陪審員の答申を直に採択し、被告人に対し無罪の言渡しを行った。

●「関門日日」昭和六年五月二十九日

陪審員の答申「然らず」、被告に無罪を判決

裁判所側採択に決す

牛買殺し事件 陪審公判三日目

阿武郡□□村牛買殺し事件の山口地方裁判所陪審公判二日目、廿七日午後は一時より、第一次弁論に移り、

帯刀検事、被告は、当法廷では巧に犯行を否認してゐるが、公判廷に於ても、現に竹杖に関する証拠品の自供は嘘であるから、齟齬を来してゐるが、これと共に八月廿日および同廿二日の警察、検事の調書は、被告に対する各証拠品と合致して、動かすことの出来ぬもので、決して虚偽の自白ではない、とて、犯人は同人に間違ひなき旨を、約三時間に亘り詳細に論告するや、

その後小河弁護士は、被告の前の自白をたてに、この事件を処断すべしといふことは、早計である。本件が若し有罪になれば、人命を奪ふに至るかも知れぬ重要案件である。この杖の供述よりして、全部を推断されては、実に危険千万なことである。従来の大事件で、無罪になった事件は、皆被告の自白が供はないものはない。これ等は、陪審員諸君にも、最善の考慮を払はれたい、と冒頭して、兇行現場と合致しない点を指摘し、無罪論を二時間と亘り主張し、午後六時休憩。

続いて、午後七時再開。検事は、再び弁護人の弁論に対し、反駁をなすところあつたので、同夜は答申に至らず、遂に陪審員は三日間詰の止むなきに至つたが、

三日目の廿八日は、午前八時半より開廷。竹内裁判長、法廷に現はれた被告に有利の点と不利の点の各証拠につき、詳細なる説示をなす処あり。県下の木曾山村ともいはれる、大森林内の謎の事件を解決されたしと、午前十時、「被告は強盗の目的を以て、猟銃によりKMを狙撃したものであり」との諮問を出したが、

同答申につき陪審員は、別室において、四時間半に亘り評議の後、「然らず」の答申をなし、被告に無罪の決定をなしたが、

裁判所側では、ふたゝび決定を採択するか否かにつき合議をなし、午後三時再開、採択することに決し、直に無罪の判決を言渡した。

無罪とは残念である

当時の萩署長向原特高課長談

同事件の捜査は、当時萩警察署に於て心血を注ぎ、これが無罪になれば刑事を辞するとまで、同署員は意気込んでゐたが、右判決を齎して、当時の萩警察署長向原特高課長を訪へば、語る、

同事件の検挙は、非常なる努力を払ったものであるが、無罪となり、努力の報ひられぬのは、萩署一同と共に実に残念である。十四、五人のものは、十日間不眠不休で事件の捜査に当り、又もや同決定により、迷宮入りとなったことは、署員と共に残念である。

帯刀検事の談

立会検事帯刀検事の談、同決定に対し上告するか否かは、調書を見た上でなければ決定せぬが、同事件に最初から担当してゐたが、自分としては今後も感想を述べることは出来ぬ。

小河弁護士談

無罪の判決があつて、小河弁護士は喜んで語る、

「最初から無罪だと信じてゐた。同事件は、警察の調べが時間関係が確實でない事と証拠力が薄いことであるが、捜査の点の下落とする処は、鉄砲の鑑定が後れた事と証拠調べに警察官以外の者を立入らせたことは、警察威信を失墜するものであると思ふ。被告は、新に検事より拘留処分のない限り、廿八日、十ヶ月間の未決拘留より釈放されるわけである」。

●「馬関毎日」昭和六年五月二九日

陪審員答申で銃殺事件が無罪

山口地方裁判所で言渡し

事件迷宮に入る

既報、昨年八月山口県吉敷郡□□村農KM文右衛門を銃殺、同人所持の牛代百五十円を強奪したといふ疑ひをかけられた、阿武郡□□□村字□□炭焼業YY乙松(三六)にかゝる続行公判は、二十八日午前八時から、山口地方裁判所で開廷、一度は予審免訴となつた事件だけに、各方面から公判の結果は注目され、

定刻、竹内裁判長、吉田、由井両陪席判事、帯刀検事、被告側弁護士等立会の下に、四名の陪審員を以て、死刑か無罪か頗る重大な陪審公判は開始され、先づ竹内裁判長から

犯行全般に亘る説示あり、それより陪審員一同は、別室に於て裁判長からの主問補問に答申する事になり、

事件関係者は勿論、一般傍聴人も極度の緊張裡に、陪審員の答申に片唾を呑む。かくて午後三時四十三分、遂に「然らず」との答申あり。被告Y音松は、竹内裁判長から無罪の判決言渡しがあり、いよく青天白日の身となり、こゝに□□の銃殺強盗事件は再び迷宮に入った。

● 「関門日日」昭和六年五月三〇日

無罪になり、久し振りに釈放

誰一人出迎人もない

牛買殺し事件の容疑者

死刑か無罪か、世間の注目を惹いて、三百余日を山口刑務所で拘留生活を続けた、阿武郡□□村牛買殺しの容疑者同村炭焼業Y音松(三三二)は、二十八日山口地方裁判所陪審公判に依り無罪の言渡しを受けたので、同夜午後八時、出所を許されたが、誰一人出迎へ人もなく、淋しく夜の魔の峠を指して帰宅した。

⑨事件(昭和六年七月二四日判決・尊属殺人被告事件)

● 「防長新聞」昭和六年七月一〇日

□□親殺し事件現場検証

陪審準備の為め

厚狭郡□□村F M勘一(四五)が、さる四月二十日、実父勘五郎(七四)を墓地で絞殺し、山口地方裁判所で殺意否認するので、陪審裁判に附せらるることとなり、これが準備のため、午前九時、山口地方裁判所刑事部長竹内判事、山本書記、松野検事の一行は、被告同伴の上、小野田署より司法主任山縣警部補、竹重巡查等、現場を検証した。

● 「防長新聞」昭和六年七月一五日

□□村の親殺し陪審公判

第一日証人調べ了る

厚狭郡□□村□□F M勘一(四三)が、親殺しの大罪を犯した事件の陪審公判は、十四日午前八時半から、山口地方裁判所で陪審構成が行はれ、出席陪審員三十名で、抽籤により型の如く、正陪審員十二名、補欠陪審員二名を決定、竹内裁判長係り、吉田、由井両判事陪席、松野検事、山本書記立会、小河弁護士の弁護で開廷されたが、傍聴席は立錐の余地もなき満員であった。

午前九時から再開、陪審員に対する諭告から初まり、裁判は順序を追ふてすゝめられたが、公訴事実は、大体左の通りである。

厚狭郡□□村□□無職FM勘一(四二)は、平素孝順に欠けることがなかったが、父勘五郎が凶暴で素行修らず、一度は同部落のKG三右衛門に斬り付け、昨年八月二十三日、下関区で傷害罪により懲役十月、二年間刑の執行猶予の判決をうけたが、何等反省の模様なく、賭博に耽けるやうになり、被告人及び親戚FM直次郎夫婦に対し金策の無心をなし、匕首を揮って直次郎を斬り付けたとしたり、その他暴行をなし、放火その他危害を加へんとしたが、四月二十日午前九時三十分頃のこと、勘一は父勘五郎を伴ひ、自宅南方約三十間の山中に於ける墓地に到り、父の暴行を諫止せんとしたが聞かれず、遂に身を犠牲にして、他人の危難を除かんと着用の木綿の帯で絞殺した事件であつて、勘一は殺す積もりではなかったと弁解し、

それより、証人の訊問あり。従妹のFMマサノ、前記FM直次郎、KGキヨ、被告妻FMカメヨ等の証人調べあり、午後は取調べにあつたHD勇一、死体の鑑定をした医師TD來太郎氏等、証人全部の調べを終つたのは、午後一時四十分であつた。

●「関門日日」昭和六年七月一日

□□□村の父親殺し、陪審公判開廷さる

予審廷で述べた殺意を翻へす

証人三名は被告に有利な証言

無頼漢の親を先祖の墓前で絞殺した、厚狭郡□□□村無職FM勘一(四二)に係る陪審公判は、十四日午前九時より、竹内裁判長、松野検事、小河弁護士立会の下に開廷。

裁判長は、本年四月廿日午前九時半、父勘太郎(注、勘五郎が正しい)の首を絞めた当時の心境を確かめると、被告は、父は性来遊び人であり、私の手にかゝつて死ぬるとは思ひませんでした。兵児帯で脅かす積りで、首を絞めたのです、と答へるや、

裁判長 首を絞めれば、死ぬるといふことを、当然予知すべきことではないか、

被告 首を絞めれば、父親が苦しむので、蹴飛ばすものと信じてゐました、と、徹頭徹尾予審廷で述べた殺意を翻へすので、

証人調べに移り、妻や親戚等の取調べを行ったが、従姉FMアサの証言に不利の点があつたのみで、その他四名の証言は何れも被告に有利な証言をなし、正午休憩。

午後は、証人調べ及び弁論に入った。

●「関門日日」昭和六年七月一六日

孝行息子の父親殺し、懲役七年を判決す

殺意ありたるやの問に対し

陪審員「然り」と答申

既報、厚狭郡□□□村FM勘一(四二)に係る実父殺し事件公判は、山口地方裁判所陪

審廷で、十四日夜徹宵行はれたが、同人は、孝行息子だけに成行は注目され、傍聴人は鮎詰の盛況であつたが、裁判長説示をなした後、

「被告は、殺意を以て父勘太郎（注、勘五郎が正しい）の頸部を兵児帯で絞め殺し、目的を遂げたるものたりや」の問書に対し、陪審員は評議の結果、「然り」と答申したので、有罪と決定、松野検事は無期懲役を求刑したが、

引続き、竹内裁判長は、「被告は孝行ものであり、本件をおかすに至つた動機は、同情するに余りある点があるので、情状酌量して、懲役七年に処す判決をなし、午後八時半閉廷した。

●「馬関毎日」昭和六年七月一六日

飽まで殺意を否認

□□村実父殺しへ懲役七年

きのふ陪審公判

既遂となるか過失となるか紙一重の隔たりである、無頼の父親殺しの陪審裁判——厚狭郡□□村□□FM勘一にかゝはる、尊属親殺し事件の陪審裁判は、十四日午前九時より、山口地方裁判所陪審法廷にて、竹内裁判長、松野検事係、小河弁護士立会の上開廷した。

平和な農村に起つた稀有の重大事件、殊に父が村人から嫌忌さるゝ不逞に反し、子は評判

の孝行者だけに、結果如何にと案ずる村人が多数押かけて、傍聴席は立錐の余地もない。

本事件は、被害者の勘五郎は七十を越した老人にも不拘、頑強にして性格粗暴、啻に賭博に耽り、負けては親戚のFM直次郎より借り出してゐたが、本年二月から一切貸金を拒絶されて心よからぬ折、事件発生の四月二十日直次郎の妻マサノが、勘五郎方へ、勘一が母の病氣見舞に來たるを捉へ、蓆代のことから言争つて激怒し、直次郎一家を皆殺しにして、子の勘一夫婦も共に殺すといきまつて下駄、割木をなげとばして乱暴するので、勘一が近くの墓所へ伴ひ淳々と諫めたるを聞入れず、飽く迄、家に放火し直次郎一家を殺すと云ふので、勘一は、勘五郎が昨年傷害罪で下関刑務所に留置中、在房者から七十歳以上のものは法律の制裁を受けぬときかされたことを誤信してゐるので、實際やりかねぬと思ひ、他人の迷惑を慮つて、自分が犠牲となりて、父を絞殺したものであると自首し、予審でも供述したのを、陪審公判にて前陳述を翻し、父を諫める方便として絞めたが、殺す意思はなかつたと否認したので、陪審に附せられたのである。

公判廷に於ても、型の如き身許調べの後、愈よ事実調べに移るや、被告はあくまで殺意を否認し、父の息が絶えてから蘇生さすべく人工呼吸法等行つたと述べたが、裁判長より人工呼吸をしたのに首にまいた帯は三重にもまきつけたまゝにしてあつたのはどうかと突き込まれ、返答に窮す。

被告勘一の妻カメノ、直次郎、同妻マサノの証人訊問があつて十二時休憩。午後一時再開、自首調書作成の本田巡查部長、死体検案の医師の証人訊問後、松野検事の論告に入り被告は殺す目的でなかつたにせよ、帯を締むれば死ぬる認識があつたしたのは、觀念主義より見て殺意ありと見らるゝ故、刑法第二百条に該当する殺人罪であると論じ、

之に対し、小河弁護士は、外面論では異論はない。而し、意識に於ては、最後の諫止法として、殺すと脅迫し父の反省を求め、且つは、絞めて苦しくなれば父の妨害があるからと、死を予想せぬ行為であるから、過失であると論じ、

裁判長は、各証拠につき陪審員へ説示の後、

主問 被告は、殺意あつて絞殺したもなるや。

補問 被告は、傷害致死の事実あるや。

にて答申を求めんとしたるに対し、小河弁護士より、問章変更の申請があつて、補問過失致死の事実ありやを附加して、答申を求めたるに対し、殺意ある絞殺なりとして、陪審員は「然り」と答申したので、裁判長之を採択、

第二次弁論に入り、検事は情状酌量すべき点あるが、近代犯罪統計より見て、尊属親殺しは相当科刑の要ありとし、無期懲役を求刑、

弁護人より、社会に害を与へる不逞の父を殺したのは、神の意によるもので、被告の所為ならずと論じられると例を支那の古事により、法律を超越し得るものなら被告は無罪になるが、法政上之を許さぬので、情状減刑の道を設ける法律の意思を尊重して、最下刑の懲役三年を至当とす、との減刑論があつて、休憩。午後八時半開廷、懲役七年の判決言ひ渡しがあつた。

● 「防長新聞」昭和六年七月一七日

同情ある判決で

□□□の親殺し、懲役七年

厚狭郡□□村□□無職FM勘一(四二)が、凶暴無頼の父勘五郎を絞殺した事件の陪審公判は、既報の如く、陪審員より殺意ありしものとの答申があり、検事は無期懲役を求刑したが、竹内裁判長から同情ある懲役七年の言ひ渡しあり、十四日夜に入つて閉廷した。

⑩事件 (昭和七年一月二〇日判決・強盗殺人被告事件)

● 「防長新聞」昭和六年五月二三日

独身老爺の謎の死、頭部顔面を打撲されて絶命

強盗の所為か

……裕福な独身者の□□の米穀商

美祢郡□□町字□町米穀商Y D伊三郎(六九)は、何不自由なく独身生活をしてゐるが、二十二日の朝になつて、常の如く戸締が明かぬので、午前八時ごろ、近隣のT M太吉が屋内に入つて見ると、伊三郎は台所で絶命し、外傷としては頭部及び顔面に打撲傷があり、屋内は別に取乱した跡もないが、同人は怨恨関係で殺される筈もないので、或は強盗の所為ではないかと見られてゐる。

尚、この報に接した県庁では、その旨検事局に通知し、徳永検事正外検事一名に小沼刑



事課長、長塚部長は、自動車で急行した。  
大体ついたらしい犯人の目星

関係者続々取調べ

【伊佐菘】 Y D伊三郎の死因については、検視の結果、他殺の疑ひが十分であるので、検事局も、伊佐署では俄に活気づき、捜査本部を□□町歯科医師FG氏方の二階におき、関係者を続々と召喚、取調べ中で、大体の目星はついたものらしい。

尚、伊三郎は、別記の如く独身者で、小金を貯へ相当の貸付もしてあるやうであるから、何れ金銭問題から、かゝる最後をとげたものとみられてゐる。

●「防長新聞」昭和六年五月二六日

□□町殺人事件

真犯人の目星つく、近く検挙に至らん

美祢郡□□町字□町米穀商Y D伊三郎(七〇)殺し、犯人捜査に就ては、その後捜査本部を伊佐警察署内に移し、鳩首密議を凝し、加藤検事、小沼刑事課長指揮の下に、各係官及び他の警察署より敏腕刑事の応援を得て、容疑者七名を引致取調べに、一方、不眠不休にて鋭意真犯人の検挙に努めて居るが、何分犯行が巧で何等の手掛りなく、捜査に困難を極め、事件は迷宮に入りはせぬかと気遣はれて居たが、二十四日夜に至り確実なる端緒を得、真犯人の目星もついたものの如く、俄然活気づき、某方面に活動を開始した様子であるか

ら、近日中に犯人検挙に至るであろう。

●「防長新聞」昭和六年五月二七日

□□の老人殺し、犯人は被害者の甥

凶行に用ゐた手拭等証拠品を

突付けられて遂に自白

【伊佐菘】美祢郡□□町字□町米穀商Y D伊三郎(七〇)殺し犯人の捜査本部では、二十二日夜有力な端緒を得たるに活気づき、各刑事は不眠不休証拠の蒐集に努めて、予て真犯人と目されて居た、同町同字(被害者宅より三軒目)精米業A M鶴千代(五十一)の家宅捜索を行った所、台所の棚の上の硯箱の中から、現金六十円の外に、被害者宅の帳場にあつたと同一の包み紙並に凶行に用ひた手拭を発見、押収して引あげ、右証拠物件をつきつけて、嚴重取調べを行った結果、二十五日午後八時に至り、遂に包み切れず一切の犯行を自白した。

留守中忍び込み、就寝を待つて絞殺

悠々現金を奪うて去る

犯人鶴千代は、被害者伊三郎の甥に当り、千数百円の借財あり、職業用の精米機も既に差押へを受け、三、四ヶ月前からは仕事もせずにあたもので、他にも火のつく様な借金があり、その金策に苦しみ、今日の生活にも困る様な貧困のため、叔父の伊三郎が四千五、

六百円の財産あるを知り、現金及びあわよくば財産の分配にもあづかる考へで、相当前から殺意を固め、二十一日午後九時過、伊三郎が風呂へ行った留守に忍び入り、裏の台所に潜伏して伊三郎の帰るを待ち、伊三郎が就寝せるを見はからひ、午後十二時頃、馬乗になつて手拭で絞殺し、その死体を恰も就寝中死亡したものの如く装ひ、勝手知つた戸棚の隠しの中から、現金を抜き取り、悠々と帰つたもので、

伊佐署では最初、伊三郎の内縁の妻某（六〇）を嫌疑者として引致取調べたが、取調べの進行と共に嫌疑薄らぎ、一時事件は迷宮に入りはせぬかと気遣はれて居る際、甥鶴千代が伊三郎の死体に対しての挙動に不審の点多く、捜査の歩を進むるに連れ、漸次嫌疑濃厚となり、同人宅の捜査を行った結果、前記証拠物件を押収追窮の結果、流石強情の鶴千代も、遂に一切の犯行を自白したものである。

犯人は近日

山口へ護送さる

伊佐署では、直に山口検事局へ右報告すると共に、予審判事の出張を求めたので、今明日中に実地検証の上、犯人は山口に護送される筈だが、斯かる難事件に対し、僅四日間で見犯人を挙ぐるに至つた当局の努力に対し、地方民は深甚の謝意を表して居る。

●「防長新聞」昭和七年一月二〇日

本年初の陪審公判

□□の強盗殺人被告事件

美祢郡□□町□□精米業A M鶴千代（五二）に拘る、強盗殺人被告事件の陪審裁判は、既報の如く十九日、山口地方裁判所で開廷された。竹内裁判長係り、加藤検事立会、千々松弁護士弁護の下に、午前九時半開廷。

本年初めての陪審公判である。陪審員構成手續きの後、九時五十三分から傍聴を許したが、陪審員中には珍らしく厨川図書館長の顔も見えてゐた。被告は、半白の頭髪、普通より背の高い方で、ぢみな和服羽織姿で、やゝ憔悴の面持ちである。

加藤検事は、鶴千代が、二軒ばかり隔てゝ住んでゐる養母の弟にあたる米穀商Y D伊三郎（当七〇）を、去年五月二十一日夜、殺害して、戸棚のなかにあつた、現金六十四円二十銭を強奪した起訴事実につき、三、四十分に亘り詳細に述べ、次で、竹内裁判長は、被告の訊問に移つたが、

被告は、大正十三年二月から□□で精米業を営んでゐたが、営業不振から昨年二月頃からは電力料五百九十一円の滞納を始め、其他財政が窮迫し諸所に借財があつた事、□□村H D庄一から五十円の借金があり、右支払を完了しないので精米機の一部の差押へをうけた事実などはこれを承認したが、

此等の債務のため、被害者のY D伊三郎に窮状を懇へて、金を借らうとしたことはないかとの問に対しては、ありませんと否認し、叔父から借らうとしたことはない、唯十円の借金があり、返済してゐないことは承認した。

五月二十一日午後九時頃、鶴千代の前を通つて、入浴から帰る叔父の姿をみかけて、後を追ひ叔父の家に至り、金策の相談を持ちかけたが貸してくれないので、遂に殺害して金

を盗ったのではないかとの問に対しては、決してそんなことはないと否認し、

訊問は、微に入り細を穿ったが、鶴千代は、警察で自首したのは強制的にさせられたのだ、予審第一回までの自白も、自分の真意は公判で明かにされると思ったので、犯行事実を出鱈目であることを、極力頑強に否認し続けた。

金を手にしたのは、翌朝伊三郎が死んでゐるのを知って同家にゆき、其際強盗の仕業ではないかと思ひ、金を調べたとき金があったので、自分で保管する積りで自宅に持ち帰ってをいたものであると陳述し、叔父の風呂帰りも知らず、事件当夜は自宅であつたと主張し、

検事からも二、三訊問し、竹内裁判長から、事実審理を終る旨を告げたが、被告鶴千代は不満の意を示し、更に陳述したいと述べるなどの一場面あり、結局昼食のため四十分休憩の後、

続いて、証拠調べ、証人調べが行はれた。証人は、当時事件の検挙にあつた小沼県刑事課長を始め、十九人を召喚したが、二名欠席、十七名で多数のため、陪審員宿舎に一泊することゝなる模様であつた。

● 「関門日日」昭和七年一月二〇日

□□の叔父殺し、陪審公判開廷さる

裁判長の訊問に徹頭徹尾否認

夜に入り証人調べ

死刑の極刑を受けるか、又は無罪となつて、新法律刑事補償法、吾国最初の適用者になるか、謎の怪事件である美祢郡□□村A M鶴千代（五二）に係る、叔父殺し事件の陪審公判は、十九日午前九時より、山口地方裁判所陪審廷で、竹内裁判長、加藤検事、千々松弁護士立会の下に開廷。これより先、厨川図書館長外十三名の正副陪審員は、抽籤を以て成立を遂げて列席。

公判劈頭、加藤検事は、「昨年五月二十一日、□□町Y D伊三郎の絞殺事件は、被告がその第一回予審に於て自白してゐるが、その後、徹頭徹尾犯行を否認して居るが、現にこの手拭で絞殺したと述べてゐたものである」と証拠品をあげて、公訴事実を述べた後、被告の取調べに移り、伊三郎の六十二円入りの財布が、事件解決の鍵となり、裁判長と被告との間に次の訊問が交された。

問 財布は、なぜお前が持つて帰つたか。

答 身寄は、私一人でありますから、葬式費用のため持つて帰つたものです。

問 然らば、被告は、大変に金に窮してゐたのに、事件の翌朝矢の催促を受けてゐた、米代二円を遽かに支払つたのは、何処から得た金であるか。

答 それは、瓦を売つた代金を、大切に金箱に入れてゐたのです。

問 その箱は埃があつて、被告が常に金を入れてゐた箱ではなく、古い書類ばかりだといふがどうか。

答 私の家は、精米所で家中埃だらけです、  
等と、重要点を巧に避けて、事実調べを終り、更に加藤検事は、

「当職が調べた際、私は大罪人ですから、死刑にして下さいと、お前は嘆願したのを覚えてゐるか」と、痛い処を突込まれ、

「覚えてゐます。貴方は警察の方であると思つたが、取調べが嚴重なため、その場を逃れる積りで、心にもないことを言つたのです」等と、犯行を否認して、午後一時半、事実調べを終り、

次で二時より、十五人の証人調べに移つて、夜に入り、証人調べを続行した。

●「馬関毎日」昭和七年一月二〇日

飽くまで犯行を否認

□□町の叔父殺し

昨日陪審公判開廷

山口県□□町A M鶴千代(五二)にかゝる殺人強盗陪審公判は、十九日午前九時から、山口地方裁判所陪審法廷に於いて、竹内裁判長、加藤検事立会ひ、千々松弁護士係で、山口県図書館長外十二名の陪審員着席の上開廷された。傍聴席は満員の状況で、八ヶ月の在監にやつれた被告を、型の如く訊問の上、

加藤検事は、「被告は、昨年五月二十一日営業不振に陥つて、債権に苦しみ、財産競売に迫られ、苦慮の結果、借金して返済せぬまゝにある叔父Y D伊三郎に借金を申し込んだが、突つ放されたので、遂に伊三郎を同人三畳の寝室にて手拭ひで絞殺した上、現金六

十四円を強奪したる」公訴事実を述べ、

審理に入るや、被告は、叔父を絞殺した覚はなく、金は二十二日死亡の報告に接して同家に赴いた時、葬儀用として預つたのであると否認した。裁判長の巧妙な訊問に対し、しどろもどろに答弁しながら、飽くまで否認しつづけ、

午後一時三十分、被告の訊問を了へ、陪審員に対し陪審員同志間でも語るべからず、又外部との接見も許さずと、殆んど缶詰にされ休憩。午後二時半再会、ついで、小沼刑事課長他十六名の証人調べがあつて、午後四時閉廷。

●「関門日日」昭和七年一月二一日

叔父殺し事件陪審公判

否認はしても証拠は十分だと

加藤検事痛烈に論告

叔父殺しの被告美祢郡□□町A M鶴千代(五二)に係る陪審公判第一日は、十九日深夜に亘つて行はれ、十五人の証人や小沼刑事課長、藤田巡査部長等の取調べ機関は、「被告に対し、人権蹂躪の行為はなかつたか」その他につき、法廷の証人として逆に取調べを受け、一時間半に亘り全部を終り、午後八時半、第一日を終つた。

二十日、午前九時より開廷。証拠調べに移り、重要点たる手拭及細紐と同被害者の頭部の絞殺の程度等、比較説明をなして後、加藤検事、

被告は、最初は二十一日犯行の夜、風呂帰りの被害者を訪れて、金策を依頼したが聞き入れぬので、遂に手拭を以て絞殺したと、当職に逐一申立てるが、その後被告は、長男の元静岡県巡査であったものと山口刑務所で面会しており、自分の一家及YD家の親戚が、警察において種々取り調べられて、死んだ伊三郎の葬式も出来ぬので、心にもない自白して、その場を逃れたものであると、否認し始めて以来、徹頭徹尾同供述を続けて犯行を否認してゐるが、その証拠品は最初の陳述に寸分違はぬものであるとて、その事実を挙げて、三時間半に亘り論告をなして、休憩。

午後二時、千々松弁護士の弁論に移り、犯人の供述と事実、加害者の関係調書と手拭との相違などにより、真犯人ではないと信ずるとて、無罪論を主張する所あり、午後四時、裁判長の説示に入った。

● 「防長新聞」昭和七年一月二二日

叔父殺しの鶴千代に

無期懲役の言渡

山口地方裁判所陪審公判の判決

山口地方裁判所における第十回目の陪審公判である、美祢郡□□町□□精米業AM鶴千代(五二)にかゝはる、強盗殺人被告事件の公判は、既報の如く、十九日に引続き、二十日続行されたが、午後三時から千々松弁護士の第一次の弁論があり、次で竹内裁判長の説

示を終つて、午後六時半から陪審員は評議室に入った。諮問は、左の如く主問、補問の二項からなつてゐた。

主問 被告人は、昭和六年五月二十一日夜、山口県美祢郡□□町大字□□YD伊三郎方に於て、金員強取の目的を以て同人を絞殺したる上、即時、同家箆筒内に在りたる、同人所有の現金六十四円廿銭を奪取したるものなりや。

補問 被告人は、昭和六年五月二十一日夜、山口県美祢郡□□町大字□□YD伊三郎方に於て、単なる殺意を以て同人を絞殺したる上、即時、同家箆筒内に在りたる、現金六十四円二十銭を強取したるものなりや。

午後九時半に至り、主問に対して然りと答申があり、裁判長は、その答申を採択する旨を上げ、直ちに第二次弁論に移り、加藤検事は無期を求刑し、千々松弁護士は情状酌量減刑を求めたが、これにて結審となり、更に、午後十時竹内裁判長から、求刑通り無期懲役刑判決の宣告があつた。

● 「関門日日」昭和七年一月二二日

強盗殺人と認定し、陪審員「然り」と答申採択

□□町の叔父殺し事件陪審公判

無期懲役を言渡さる

既報、美祢郡□□町精米業AM鶴千代(五二)に係る、叔父殺し事件の陪審公判第二日

目は、廿日午後四時半より、裁判長の説示に移り、

被告は、不義理の借財に困り、精米所は送電停止を受け、更に精米機は四月中をもって競売の運命にあつたなど、借財に苦しみつゝあつたのは事実であるが、この借財のため本件の犯行を犯したのか、又被告の否認するのが事実であるか、証拠と両供述を吟味し、有罪か無罪か、陪審にその決定を与へられたいとて、諄々二時間に亘り述べて後、

(主問) 被告は、昨年五月廿一日金品強奪の目的をもつて、□□町Y D伊三郎方に於て、同人を殺害し目的を達したものでないや。

(補問) 然らずとすれば、被告は、同日殺意をもつて同家に侵入、目的を遂げて後、金を窃取したものでないや。

の問書を出したが、陪審員は六時半より評議に入ったが、約三時間協議を続けた結果、午後九時半再開、仁科山口師範学校長を陪審長となし、別項の主問に対し、「然り」と答申したので、強盗殺人との認定を与へたので、

裁判長は、同答申を採択する旨を宣し、加藤検事は無期懲役の求刑をなしたが、竹内裁判長は、直に求刑通り無期懲役を言渡し、二日間廿五時間に亘る審理は、陪審員、裁判長、検事の三者の意見一致を見て、午後十時半閉廷した。

● 「馬関毎日」昭和七年一月二二日

叔父ごろしへ、無期懲役を求刑

「情状酌量の余地なし」…と

#### 陪審員も犯行是認

美祢郡□□町精米業A M鶴千代(五二)にかゝる陪審続行公判は、二十日午前九時より、山口地方裁判所陪審廷にて、竹内裁判長、加藤検事係にて開かれた。十九日夜は、午後九時迄十七人の証人訊問を開かれ、裁判所へ宿泊かん詰にされたが、陪審員は元気な顔で着席、傍聴席は前日に増し立錐の余地なき盛況、竹内裁判長は陪審員に対し証拠説明をなしたる後、十時より加藤検事の論告に入った、

被告が、自供したことを陪審準備手続で翻した理由として、所轄伊佐署で取調の際暴力を以つて強いられたといふが、当時調査書作成に当つた小沼刑事課長及藤田巡査部長の証言で、斯る事実なきことは明瞭にて、被告の予審調査及証人の証言で、被告の所為として証拠充分なり、と三時間半に亘り、峻厳なる論告をなし、午後一時半休憩。二時半再開後、千々松弁護士の入った、

陪審員に対する予備常識とし、被告が陳述は必しも金科玉条ではないとて、西岐波甥殺、佐々並殺人事件、宮野村炭焼殺が、予審迄自白して居乍ら、公判の結果無罪となつた例をあげ、絞殺に用ひたことを自白した西洋手拭より外に、現場にあつた女用の細紐が、外傷に照し佐藤博士の鑑定から見て相当有力な嫌疑をかけらるゝものであり、情婦I Zヤスとの関係につき疑惑を抱く余地あるとて、被害者と情婦との関係及犯行当夜の情交時間等につき、詳細なる説明をなし、所有者不明の細帯にこそ疑惑の焦点をおくべきでないかと論難し、被害者宅より持ち帰った金は、葬式用と称するが、実は窃盗の気持で持ちかへつた為、その金に関する限り隠蔽する為、却つて捜査官吏の心証を悪くし、被告の不利となつ

たものではないか、故に金を持ちかへった為に、殺害も被告の行為なりと論ずるは不可である、と一時間半に亘り弁護をなし、検事が之れに対するベンバクがあつて、四時半休憩。四時四十五分再開、竹内裁判長より陪審員に対し、適用法規の解釈、検事及び被告弁護人の争点につき証拠を引例して説示し、

主問 被告は、五月二十一日Y D伊三郎方に於て、同人を絞殺し、現金六十余円を強奪したるものなるや。

補問 被告はY D伊三郎に対し、殺意があつて殺したる後、伊三郎所持金を窃取したるものなるや。

この二問に対し答申を求め、陪審員は三時間半に亘り協議の結果、主問に対し然りと答申したので、答申如何にとカタツを呑んだ被告は、顔色蒼然となつた。

裁判長は、陪審員の答申を採択し、第二次弁論に移り、検事は被告に対し情状酌量の余地なしと論断し、無期懲役を求刑。千々松弁護士は、種々疑惑の点はあるが、陪審員が然りと答申した以上論ずる訳に行かないが、家庭の事情を参酌して有期懲役十年乃至十五年に処せられたいと弁護し、被告は悲痛な面持で潔く承服すると述べ、竹内裁判長は、被告に対し無期懲役に処する旨宣告して、午後十時閉廷した。

● 「防長新聞」昭和七年一月二三日

叔父殺しのA M上告す

山口では三回目

美祢郡□□町□□精米業A M鶴千代(五二)の強盗殺人被告事件は、既報の如く、陪審裁判の結果、無期懲役の判決宣告があつたが、同人は不服として、二十二日午後二時上告を申立てた。

陪審裁判で上告したのは、十回のうち、□□のM S峰雄の放火被告事件、□□□のF M勘一の親殺し被告事件の両回とあり、今回は三回目であるが、前二回の上告は、何れも上告棄却の決定をみてゐる。

⑪事件 (昭和八年四月二日判決・放火未遂被告事件)

● 「防長新聞」昭和八年四月八日

放火事件公判

久し振の陪審公判

山口地方裁判所では、来る十日午前九時から、被告Y D一藏にかゝる放火未遂被告事件の陪審公判が、久方振りに開廷されるが、弁護人としては小河虎彦氏が出廷することゝなつた。

● 「防長新聞」昭和八年四月一日

□□放火事件陪審公判

十日開廷

玖珂郡□□村字□□農Y D一藏(五三)にかゝる、放火未遂被告事件にかゝる陪審裁判は、既報の如く、十日、山口地方裁判所において、山崎裁判長、由井、辻両判事陪席し、松野検事関与、林書記列席、弁護士小河虎彦氏の弁護の下に、陪審員十二名、補員二名は決定され、午前九時十分から開廷された。

公訴事実の大様を聞くに、Y D一藏は、二十余年前、同村Y D長稔の母ムメの入夫となつたものであるが、長稔が生長後父子の円満を欠ぎ、ために、昭和五年十一月頃、ムメ及び良稔の妹キワをつれ其附近に別居した。

同六年十二月頃、同郡□□村大工職O K俊一といふものをキワの婿に迎へ入れたが、これ亦一藏との折合がわるく、養子の俊一は、昨年一月下旬頃キワをつれ一藏には無断で、其実家に逃げ帰つたので、一藏は、長稔にキワを復帰せしめるやう促したが、キワは一藏のいふことを聞かなかつた。キワが一藏のところへ復帰したのでは、一藏の財産を長稔が承継することが出来ないので、キワが復帰しないのは、長稔が邪魔をして阻止するのであると邪推し、口にも洩らしたところから、長稔と一藏との感情は益々悪化し、昨年春頃より遂に絶交の状態となり、一藏はいよく長稔を恨んでゐたが、

同年十一月二十三日午後四時半頃、自分の稲田に赴くため、同部落S T甲一住宅の下道を通行の際、偶路上に四寸角位の檻襖切の落ち居たるを拾得し、折柄、S T方もその隣家の前記長稔方も、家人が外出不在であつたので、長稔方に延焼せしむる目的で、S T方納屋の壁に接近したところに、古俵藜穀麦藁等を重ね、その上に板を置き、後ポロ切に燐寸で点火し、これを右藜穀の中に差込み放火したが、納屋の天井に燃え移る前に、家人が発見して消止めた事件で、

型の如く審理あり、被告は犯罪事実を否認、十二時前昼食のため休憩、午後一時五分から、証人十一人の訊問を開始し、火事を発見した十三歳になるS T歌子並に弟清(一一)の訊問から、次で、S T甲一の訊問あり、出火現場の様、前後の有様、被告一藏は附近の柿の木に上つてゐたこと等、詳細を聴取するところがあつたが、結審は夜に入る見込み。

●「馬関毎日」昭和八年四月一日

放火未遂被告陪審公判

拷問の恐しさに虚偽の自白

久し振りで傍聴席は満員

昨日山口地方裁判所で

玖珂郡□□村農業Y D一藏(五三)にかゝる放火未遂被告事件の陪審公判は、十日午前九時より、山口地方裁判所陪審法廷にて開廷された。久し振りの陪審公判なので、傍聴席は満員の盛況、面やつれた小軀の被告は、廷丁に伴はれて入廷、陪審員並に係の小河弁護士着席。定刻に至りて、山崎裁判長は辻、由井両陪席判事、林書記を伴ひ入廷、牧野検



事、公訴事実陳述の後、被告の審理に入った、

被告は、二十余年前、現在のY Dウメ方へ入夫となったのであるが、長男の長稔が成長するに伴ひ、財産並に思想上の隔たりから円満を欠き、昭和五年十一月頃、妻ウメ、長女キワを連れて附近に別居、キワには□□村大工職のOM俊一を養子に貰ひ受たが、被告とのをり合悪く無断家出したので、これは長男の使喚によるものと邪推し、遂に絶交の形となり、被告は大いに憤激して、昨年十一月廿三日午後四時半頃、長男方を焼き払ふべく放火したと云ふ公判、

事実につき、裁判長は、放火したのは事実かと云ふ審理に対しては、被告は、「放火はせぬが、本郷警察署で、署長が焼てしまったのでないから罪にはならないと云ひ、荒尾巡查が煮えたぎる湯を顔から掛けて、鋤の柄で殴打して自分を迫ったので、恐しさの余虚偽の陳述をなした」と、警官の拷問事実をさらけ出し、裁判長は、「検事、予審判事に放火事実を自白してゐるが如何」、被告「本郷警察署長が罪にはならないと云ったのを信じて、虚偽のまゝ述べた」と答へ、犯罪事実を否認し、被告の審理を終り、陪審員に対して、警官の拷問は事実かと訊ねる事になって、正午休憩した。

午後一時再開、息詰る緊張

証人の訊問を、行つて休憩に入る

午後一時再開。発火現場を一番に見つけて鎮火させた、S T清(一一)外十一人の証人調べを行った。

長稔の訊問では、被告の継子にあたるキワとの情交関係や、放火犯人は一藏なりとて、憎みあふとはいへ、現在義理の父に罪をかぶせる等、醜い家庭内の憎悪の渦をさらけ出し、

荒尾巡查は、やゝ昂奮して早口になるので、幾度か裁判長から注意を受け、自白を強要する為、拷問を用いたとて、被告と対決し、小河弁護士は、捜査上手落ちの点を追及して、息詰まるほどの緊張を見せ、午後六時、証人の訊問を行つて休憩。

●「防長新聞」昭和八年四月一二日

放火事件陪審公判

懲役三年を言渡さる

玖珂郡□□村大字□□農Y D一藏(五三)にかゝはる、放火未遂被告事件の陪審公判は、第一日、十日は午後から十一人の証人取調べがあつたことは既報の通りで、松野検事並に小河弁護士の証拠に関する第一次弁論を終つたのは、午後十時半であつた。

陪審員は、同夜陪審員宿舎に缶詰の一夜を開かし、十一日午前九時頃、前日に引続き公判は再開され、山崎裁判長は一時半に亘る説示をなしたる後、左の如き問書を陪審員に与へたので、陪審員は評議室に入り評議を行つた。

問書

(問) 被告人は、昭和七年十一月二十三日午後四時三十分頃、予て不仲となり居たる、山口県玖珂郡□□村大字□□字□□のY D長稔の住家に延焼せしむる目的を以て、同家に長稔方納屋及びS T甲一方住家を隔て、隣接する右甲一方納屋の壁際に、古俵藜穀麦藁等を重ね、其の上の板を置き、所携の檻襖切に燐寸を以て点火し、之を右藜穀の中に差込み放火

したるも、右甲一方納屋へ燃え移る前、同家人に発見せられ消止められたる為め、焼毀の目的を遂げざりしものなりや。

評議を終った陪審員は、右問書に対し「然り」と答申をなすところあり。

裁判長は、合議の上これを選択し、十二時半頃より検事の第二次弁論があり、被告の所為を研究すると衝動的と計画的との中間をゆく行為であり状量すべきも、放火は恐るべき犯行であるから、懲役四年を求刑すると述べ、

次いで、小河弁護士は、長稔の人物を説き、被告に同情ある減刑論をなし、山崎裁判長から、被告は何か申述べたいことがあると許し、被告一藏は、入夫して本年度で丁度二十五箇年になります、多少の財産も増してゐるが、今回の事件で、去る二月二十七日の事から離婚の請求をうけた一身上の境遇に同情する軽き処刑を懇願するところあり、結審。

午後二時十五分再開、判決言渡しがあり、懲役三年に処し、尚訴訟費用は全部被告の負担とする旨宣告があった。

●「馬関毎日」昭和八年四月一二日

放火の事実を認め、懲役三年言渡し

陪審員は十日一夜を併詰

放火未遂公判（きのふ第二日）

玖珂郡□□村Y D一藏にかゝる放火未遂事件陪審公判続報——十日午後七時半から再

開。

第一次弁論に入った松野検事は、被告の自白は、警察官の威圧によつてなされたものでなく、証人の供述等より見て被告の所為なることは明白なりと断じ、

小河弁護士は、放火の直後直ちに発見消し止めたるに、点火に使用したと云ふ燃焼力の弱いぼろぎれの燃え残りもなく、且つ発火現場から遠からざる場所に居った、長稔、清の兩人が被告の姿を見なかつた等の点から見て、被告の所為でないとは断ず、証拠なしとて、検事の主張を反駁、二時間に亘つて熱弁を振るひ、午後十一時閉廷。

陪審員は、裁判所に併詰にされて一夜を明かし、十一日午前九時から続行、裁判長の説示に入つて、陪審員に対し、「被告は、昭和七年十一月二十三日、Y D長稔方を焼き払ふ目的にて、S T甲一方納屋へ放火したものなりや」の問を發した。陪審員は、合議室に退き合議の結果、「然り」と答申。裁判長、これを選択して、第二次弁論に入り、検事四年求刑、弁護士の減刑論があつて休憩。午後二時再開、被告に懲役三年の判決を言渡した。

●「関門日日」昭和八年四月一二日

□□村の放火未遂

陪審公判開廷

懲役三年判決

玖珂郡□□村大字□□農業Y D一藏（五三）にかゝる、放火未遂被告事件陪審公判は、

十日午前九時から、山口地方裁判所陪審法廷に於て、山崎裁判長、松野検事係で開廷。松野検事の公訴事実及び山崎裁判長の証人調べがあったが、

十一日午前九時、前日公判執行、山崎裁判長の「被告は、昨年十一月二十三日午後四時頃、Y D長稔の家を焼棄せんため、隣家S T甲一方に放火し、家人に発見消し止められたものなりや」、

の問書に対し、陪審員十二名合議の結果、「然り」と答申。裁判長は、合議の上、採択することに決定。

松野検事、懲役四ヶ年求刑、小河弁護人の減刑論あり、午後一時過ぎ一先づ閉廷。引続き、午後二時十五分開廷、山崎裁判長は懲役三ヶ年の判決言い渡しをなした。

⑫事件（昭和九年一〇月三一日判決・殺人教唆被告事件）

●「防長新聞」昭和九年一〇月一九日

グロ殺人事件陪審裁判に

廿九日公判

阿武郡□□村□□農T B ハル（六二）、萩市大字□□西□□農U Y 強助（三四）の兩名にかゝはる、グロ殺人被告事件の予審終結し、愈二十九日三十日両日、山口地方裁判所で、久振りの陪審裁判が開廷されることとなり、十八日、それぐ陪審員に召集状を発送した。

●「防長新聞」昭和九年一〇月三〇日

ひどい方言混りで殺害依頼を否認

萩の実子殺し依頼事件

けふ陪審公判開かる

阿武郡□□村字□□農T B ハル（六二）の殺人教唆被告事件につき、二十九日から三日間山口地方裁判所に於て、陪審公判が開かれたが、先づ、午前八時より、列席三十六名の陪審員全部、同十時から、江本判事裁判長として、榊原検事立会の下に開廷。

事件は、有名なグロ殺人事件であり、「母親が、自分の生んだ児を殺してくれと、他人に頼んだ結果、殺人事件が発生したと言ふ」此の世ではありさうもない、頗るデリケートな問題の事件であるので、傍聴席は満員で、審理の成行は頗る注目されてゐた。

当時、殺されたハルの二男戸主T B 邦春（三三）は、数年来高利貸をなし、家業の農を顧みず、性極めて食欲且冷酷なるため、親戚、部落民から嫌忌され殆ど絶交、ハルの心労は一方ならず、邦春の妻は数回代り且別居してゐた。

山林立木売買の事につき確執を生じてゐた、萩市字□□西□□農U Y 強助（三四）が、ハルに頼まれて邦春を殺すに至つたと言ふ事件で、被告人T B ハル（六二）は、老ひの身もたどくと、女看守に衛られて入廷、

裁判長から犯罪事実の審理をうけたが、ハルの答弁は明瞭であるも、ヒドヒ方言をむき

出しであるから、裁判長の訊問はなか／＼はかどらぬ。「法律では人を殺すことはできぬか、朝鮮人にも頼んだら殺してくれまいか。」と言ったか何うか、「そんな法律だとか何とか、そんなこみ入ったことは言ふたことはない。殺してくれと頼んだことはない。」と否認する。心労の結果神経衰弱にかゝつてゐたので、井戸端で「こくう」になつて倒れたこともある。肋膜炎にも罹つてゐた。病気であるから、折々ガ／＼とのぼせて、出放題を言ふこともあるが、口先ぎだけのことで殺してくれなどと頼んだことはない。また、母として頼むはずもないとて、極力否認する。

正午休憩。午後一時から公判を再開。更に、事実審理が続行された。当日証人として喚問されたのは、小沼山口署長（当時県刑事課長）外十名で、公判終了まで、三日間を要する見込みであつた。

●「馬関毎日」昭和九年一〇月三〇日

#### 実子殺し公判

犯行を否認する実母

昨日山口地方裁判所で開廷

山口県阿武郡□□村字□□農業戸主國春（正しくは、邦春。以下同じ）の実母TBハル（六一）にかゝる、殺人教唆並に死体遺棄教唆、及び萩市大字□□西□□農業前記ハルの甥UY強助（三四）にかゝる、殺人並に死体遺棄事件共犯事件陪審第一回公判（UYは犯行を自白し陪

審公判を辞退）は、昨二十九日午前十時から、山口地方裁判所陪審公判廷に於て、江本裁判長、榊原検事係で、十二名の陪審員、弘中弁護士臨席裡に開廷、

型の如く、被告TBハルの身許調べ、証拠訊問があり、正午閉廷。同四時十分から再開したが、

犯罪内容は、被告TBハル、國春親子は中流以上の生活をなす家庭であつたが、國春は、数年来高利貸をはじめ、家業の農業を顧みず、近所の人達は、その鬼のやうな債権取立て振りに、毛虫のやうに嫌はれてゐるので、再三母親のハルが注意したが、容易に耳を藉さず、剩へ反抗の挙に出でてゐたので、こゝ数年来は、親子の間に喧嘩口論の絶間なく、ハルは、國春を憎むのみか、國春の嫁とも折合わるく、十年足らずの間に四人の嫁をめぐつて、それからは國春との仲は益々悪くなつたので、

ハルは、遂に國春を殺せば、財産は自分のものになると思ひこみ、同人の甥IN一元に國春の殺害を依頼したが拒絶されたので、更に、もう一人の甥である前記UYが國春との争ひがあるのを幸ひに、金十円を報酬金として先に与へて、國春を殺してくれと依頼したため、

UYは、昨年十二月二十三日夜、自宅の暖炉で暖をとつてゐた國春の頭部を唐鍬で殴り殺し、同二十五日、同家の裏山に埋没し、右の旨をハルに告げると、ハルは、「埋めておいただけでは、國春が行衛不明となつたといふだけで、戸籍面から除き去る事は出来ないから、人の見当る場所に首を吊つたやうに見せかけなければつまらないと言つたので、UYは、同月二十九日午前二時頃、再び裏山から國春の死体を掘出し、前記萩市大字□□字西□□の山林中に縊死したやうに装はしめたものである」。

右犯罪事実につき、被告ハルは極力犯行を否認し、十一人の証人調べをなして、午後八時過ぎ、第一回を終った。

●「防長新聞」昭和九年一月三十一日

小沼署長も証人に

萩の殺人事件公判第二日

殺人教唆被告事件にかかはる、山口地方裁判所に於ける、陪審公判の第二日目、三十日は、午前九時から再開。愛国婦人会員の特別傍聴あり。

証人として、小沼警視につき「強助を取調べて犯罪を自白せしむるに至らしめた経路につき」外三名の証人調べがあり、午後はハルの息子TB良、並に最も注目されてゐる殺人主犯UY強助（三四）の取調べがあつて、証拠調べに移り、証拠に関する榊原検事の論告、弘中弁護士の見論は夜に入った。

●「防長新聞」昭和九年一月一日

萩の殺人事件陪審公判

答申遅るか

山口地方裁判所陪審公判で、証人の証拠調べを終った萩の殺人教唆被告事件の第三日目は、三十一日午前十時五分開廷。

先づ、証拠に関する論告並に弁護があり、午後一時中食のため休憩し、午後三時再開。約一時間にわたり、江本裁判長の説示に次で諮問があり、これに対する陪審員評議の結果は、今夜中に答申されるか否かは不明である。

●「防長新聞」昭和九年一月二日

「教唆はしないが暗示を与えた」

陪審員の答申を採用

実子殺し教唆事件に懲役三年

山口地方裁判所に於ける殺人教唆被告事件陪審公判第三日目。

卅一日午後四時頃、江本裁判長から説示の後、主問として「TB邦春を殺害すべきことを教唆したるものなりや」、補問第一として「共謀して殺害したるものなりや」、補問第二として「TB邦春を殺害したる行為につき精神的幫助を与えたるものなりや」との意味を陪審員に諮問したが、

評議後、陪審員は、主問並に第一補問に対しては「然らず」、第二補問に対し「然り」との答申をなし、これを裁判長は採用し、午後八時四十五分から、第二次弁論があり、榊原検事は「本件は血を分けた母子でありながら、甥を使って子を殺害したと云ふ血で血

を洗ふ恐ろしき重犯罪であるが、一方、邦春の所業もほめるわけに行かぬ点があり、被告が高齢であるから、懲役五年を求刑する」と論告し、弘中弁護士は「でき得る限り同情ある御判決を乞ふ」と弁護した。

次で、同被告に対する死体遺棄教唆に関する案件につき、普通公判が開かれ、検事は懲役三月を求刑、九時五分休憩、同四十分再開、殺人教唆被告事件に対しては、殺人幫助で懲役三年（未決拘留百二十日間通算）、死体遺棄教唆に対しては、懲役三月（同三十日通算）の宣告があり、三日間に亘る陪審は全部終結をみた。

●「馬関毎日」昭和九年一月二日

三年と三ヶ月

殺人教唆を然らずと答申

山口の殺人事件公判

山口県阿武郡□□村農業TBハル（六二）にかゝる、殺人教唆並びに死体遺棄事件の陪審公判は、既報の如く、二十九日から三十一日までの三日間、山口地方裁判所陪審廷に於て、江本裁判長、榊原検事係、陪審長吉敷郡仁保村嘉村道亮氏以下陪審員十一名、同補欠二名、弘中弁護士出席、傍聴席は、稀代の実子殺し公判を聞かんものと、前日押しよせた団体及び一般市民で、立錐の余地なく、盛況裡に最終日三十一日午前十時から開廷、裁判長は、証人十六人のうち、最後の証人の審問をなし、

被告ハルは、邦春を殺して呉れ、ばよいと言ったのは愚痴であると、飽迄殺人教唆の点を否認し続けたが、検事は、若しも愚痴で言ったのなら、すぐ忘れて了はなければならぬのに、被告は何月何日に言ったといふことまで答へてゐる、又殺人報告を受けて、その報酬として相被告のUYに五十円を手渡して居る……とて殺人教唆説を強調し、

引き続き、弘中弁護士は、一時間四十分を亘る無罪論があり、休憩の後、裁判長の説示があり、陪審員に対し、左記三問の諮問をなしたが、

陪審員は別室に於いて合議の結果、諮問の「殺人教唆か」、「殺人の共謀か」に対しては、何れも「然らず」、又「殺人幫助か」のみを「然り」と答申したが、裁判長は合議の結果これを採用し、予審で殺人教唆の罪名を殺人幫助と変更して、検事の第二次論告に入り、殺人幫助罪として懲役五ヶ年、死体遺棄教唆罪として懲役三ヶ月を求刑したに対し、裁判長は、前者に懲役三ヶ年（未決拘留百二十日通算）、後者は求刑通り三ヶ月（未決拘留三十日通算）の判決を言渡し、午後十時閉廷した。

#### 【資料五】陪審公判を担当した判検事・弁護士の関歴

山口における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、左記「山口における陪審公判一覧表」の通りである。こゝでは、判検事・弁護士の関歴を『日本法曹界人物事典』などにより、紹介しよう。

（注）『日本法曹界人物事典』第1巻（第5巻（ゆまに書房・一九九五年）は、第1巻に『帝国法曹大観』（帝国法曹大観編集会・一九

一五年)、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補(帝国法曹大観編纂会・一九二二年)、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版(帝国法曹大観編纂会・一九二九年)、第4巻に『大日本法曹大観』(大日本法曹大観編纂会・一九三六年)、第5巻に『大日本司法大観』(大日本司法大観編纂所・一九四〇年)が、収録されている。

山口における陪審公判一覧表

⑤	④	③	②	①	
昭和 5・3・19	昭和 4・11・21	昭和 4・11・13	昭和 4・7・18	昭和 4・2・16	判決日
強盗強姦	放火未遂 (懲役3年)	強姦致傷	放火(2件) 放火未遂(1件) (懲役7年)	尊属傷害致死 (懲役2年)	公訴罪名(求刑)
無罪	放火未遂 懲役2年6月	猥褻 公訴棄却	放火無罪 放火・放火未遂 懲役4年	傷害 懲役2年	判決
銀行員 S I久穂 (27)	写真業 Y U鶴作 (29)	按摩業 H 勘一 (30)	鍛冶職 M S峰雄 (28)	瓦製造業 K T清吉 (29)	被告人
竹内勇平 (陪席2名)	竹内勇平 木村幾太	矢崎憲明 木村幾太 和田仁四郎	木村幾太 小玉平太郎 和田仁四郎	矢崎憲明 小玉平太郎 木村幾太	裁判官
帯刀吉五郎	杉本時三郎	杉本時三郎	相原守正	杉本時三郎	検察官
小河虎彦	吉田助	小河虎彦	中村了詮	千々松安太郎 千々松秀二	弁護人

⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	
昭和 8・4・11	昭和 7・1・20	昭和 6・7・14	昭和 6・5・28	昭和 5・12・11	昭和 5・5・10	
放火未遂 (懲役4年)	強盗殺人 (無期懲役)	尊属殺人 (無期懲役)	強盗殺人	殺人未遂 (懲役5年)	放火 (懲役7年)	
放火未遂 懲役3年	強盗殺人 無期懲役	尊属殺人 懲役7年	無罪	殺人未遂 懲役3年	放火 懲役7年	
農業 Y D一蔵 (53)	精米業 A M鶴千代 (51・男)	無職 F M勘一 (41)	炭焼業 Y Y音松 (35)	漁業 S D一雄 (36)	医師 H D哲雄 (46)	(24)
山崎勝喜 辻富太郎 由井建之助	竹内勇平 吉田正之 由井健之助	竹内勇平 吉田正之 由井健之助	竹内勇平 吉田正之 由井健之助	矢崎憲明 竹内勇平 星野武雄	竹内勇平 木村幾太 和田仁四郎	は不明)
松野甚之助	加藤成正	松野甚之助	帯刀吉五郎	瀧石政治郎	田口環	
小河虎彦	千々松安太郎	小河虎彦	小河虎彦	三原鼎	田崎慶一 松野一衛 渡邊信男 千々松秀二	

昭和 9・10・31	殺人教唆 (懲役5年) 死体遺棄教唆 (懲役3月)	殺人幫助 懲役3年 死体遺棄教唆 懲役3月	T Bハル 農(62)	江本清平 石丸友二郎 由井健之助	榊原芳夫	弘中武一
---------------	------------------------------------	--------------------------------	----------------	------------------------	------	------

(注1) ②⑨⑩事件は上告したが、いずれも棄却された。上告審弁護人は、②事件は中村了詮、山田善之助、⑨事件は小河虎彦、桑原高治、森下良三、⑩事件は沼井秀男、内田清吉、海輪利吉郎、⑪事件は武田英仁である。

(注2) ②事件は、放火二件中の一件は「然り」、他の一件「然らず」で無罪、放火未遂一件が「然り」と答申された。

(注3) ③事件は、陪審員の答申が、強姦致傷については「然らず」、猥褻については「然り」であった。猥褻罪は、告訴を待って受理すべき事件なので、公訴棄却となった。

(注4) ⑫事件の殺人幫助(懲役三年)は未決拘留日数二〇日、死体遺棄教唆(懲役三月)は未決拘留日数三〇日、本刑に算入された。また、死体遺棄教唆事件は、請求陪審事件であるが請求が無かったので、殺人教唆事件の陪審公判の後、通常裁判で審理された。なお、殺人・死体遺棄の実行犯であるU・Y強助は、自白したので通常裁判によって、昭和九年一月九日、懲役一〇年(未決一八〇日通算)の判決を受けた。

## 1 判事

### ① 矢崎憲明

●明治三年一月三日生、北海道札幌区大通西一〇丁目↓長野市大字長野花咲町↓奈良市登大路町、明治二七年七月日本法律学校卒業、明治三二年一月判事検事登用試験及第、明治三二年二月司法官試補・福井区裁判所詰、明治三四年七月福井区裁判所判事、明治

三五年七月福井地方裁判所判事、明治三六年一月札幌地方裁判所判事、明治三八年四月徳島区裁判所判事、明治三九年三月徳島地方裁判所判事・予審掛、明治四一年二月京都地方裁判所判事、明治四一年六月大阪控訴院判事、大正二年六月札幌地方裁判所部長、大正七年七月長野地方裁判所部長、大正九年九月高松地方裁判所長、大正一一年七月奈良地方裁判所長、大正一五年七月山口地方裁判所長、昭和八年一月大審院検事・退職、昭和九年五月公証人・奈良(「人物事典」第1〜4巻)、昭和一八年三月依願免公証人(「官報」昭和18・4・2)、昭和一九年二月弁護士登録・奈良(「官報」昭和19・3・18)、昭和二四年五月登録取消(「官報」昭和24・6・28)

### ② 小玉平太郎(広島判事参照)

●明治一〇年五月一日生、岡山県川上郡日里村、明治三三年七月東京法学院卒業、明治三八年一月判事検事登用試験及第、明治三八年二月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治四一年四月小倉区裁判所判事、大正元年一〇月熊本地方裁判所判事、大正六年九月御船区裁判所判事、大正六年一月熊本地方裁判所判事、大正八年六月下関区裁判所判事、大正一〇年四月広島地方裁判所判事、大正一二年四月松山地方裁判所部長、大正一五年七月裁判所書記登用試験委員長、昭和三年七月山口地方裁判所部長、昭和四年八月広島地方裁判所部長、昭和八年一〇月樺太地方裁判所長、昭和一〇年二月徳島地方裁判所長(「人物事典」第1〜4巻)、昭和一四年七月一日死亡(「官報」昭和14・7・24)

●正四位勲二等小玉平太郎氏は十五日徳島市新蔵町に官舎で死去した、行年六十三、告別式は二十一日同市寺町東宗院で行われた、氏は岡山県川上郡日里村の生れで、東京法学院卒業後小倉裁判所判事を振出しに各地を歴任、昭和十年一月樺太地方裁判所長から徳島



地方裁判所長に転じた、温容の半面厳格な名判官だった（法律新聞）昭和14・7・23。

### ③ 木村幾太

●明治三十二年一月一五日生、香川県香川郡香西町、大正五年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正七年一月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正九年六月京都地方裁判所予備検事、大正九年七月松山地方裁判所予備判事、大正九年九月松山地方裁判所判事、大正一二年八月宇和島区裁判所判事、大正一三年八月西条区裁判所判事、昭和二年四月下関区裁判所判事、昭和三年七月山口地方裁判所判事、昭和五年九月松江区裁判所監督判事、昭和九年六月松山区裁判所監督判事（人物事典）第2～5巻、昭和一五年一二月広島地方裁判所判事（官報）昭和15・12・27、昭和一九年四月広島地方裁判所部長兼広島区裁判所判事（官報）昭和19・4・7、昭和二〇年八月六日宅調中原爆死（続司法沿革誌）昭和38年3月、昭和二〇年一月六日特旨ヲ以テ位一級追進セラル故判事従四位木村幾太（官報）昭和20・11・16

### ④ 和田仁四郎

●明治三十二年二月一二日生、岡山県苫田郡西苫田村↓津山市上河原、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一三年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年一月名古屋地方裁判所予備判事、昭和二年五月山口地方裁判所判事、昭和六年四月岡山地方裁判所判事、昭和七年四月尾道区裁判所判事、昭和一〇年一二月広島区裁判所判事、昭和一三年三月広島地方裁判所判事（人物事典）第3～5巻、昭和一五年五月広島控訴院判事（官報）昭和15・5・11、昭和一六年一〇月岡山地方裁判所判事（官報）昭和16・10・9、昭和二一年三月二五日広島控訴院部長判事・退職（官報）昭和21・4・2号外、昭和二一年五月弁護士登録・岡山（官報）昭和21・6・26、昭和四二年一二月一四日登録取消・死亡（官報）昭和43・1・20

●「和田仁四郎」『岡山の弁護士』、岡山弁護士会・一九七六年一〇月

### ⑤ 竹内勇平

明治二五年三月一〇日生、香川県大川郡鴨庄村、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正八年三月浦和地方裁判所予備判事、大正八年三月松江地方裁判所判事、大正一二年四月呉区裁判所判事、大正一五年二月広島地方裁判所判事、昭和三年七月広島控訴院判事、昭和四年八月山口地方裁判所部長、昭和七年四月広島控訴院判事、昭和一〇年一月呉区裁判所監督判事、昭和一三年三月広島地方裁判所部長（人物事典）第2～5巻、昭和一六年九月下関区裁判所監督判事兼山口地方裁判所下関支部長（官報）昭和16・9・9、昭和一九年三月函館地方裁判所長（官報）昭和19・4・5、昭和二一年二月岡山地方所長（官報）昭和21・2・8、昭和二二年五月三日岡山地方裁判所長代行（裁判所沿革誌）第1巻、昭和53年）、昭和二二年一月岡山地方裁判所長（官報）昭和22・11・21、昭和二三年六月兼岡山家事審判所判事（官報）昭和23・6・23、昭和二三年一〇月兼岡山家事審判所長（官報）昭和23・10・20）、昭和二四年一月兼岡山家庭裁判所長（官報）昭和24・2・3）、昭和二六年五月免兼職（官報）昭和26・6・7）、昭和二六年七月一〇日従三位に叙する正四位竹内勇平（官報）昭和26・8・1）、昭和二六年七月特旨を以て位一位級追進せらる故判事正四位竹内勇平（官報）昭和26・8・1）

### ⑥ 星野武雄

●明治三二年一月二九日生、愛知県宝飯郡形原村、大正九年九月任稅務署属、大正一二年七月高等試験予備試験合格、大正一二年一二月高等試験司法科及大正一二年法律第五二号試験合格、大正一三年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一四年一月東京地方裁判所予備検事、昭和二年五月広島区裁判所検事、昭和三年七月松山区裁判所検事、昭和

三年一〇月津山区裁判所判事、昭和五年九月山口地方裁判所判事、昭和六年一月福井地方裁判所判事、昭和一二年三月岐阜地方裁判所判事（『人物事典』第3～5卷）、昭和一七年六月名古屋区裁判所判事（『官報』昭和17・6・5）、昭和一七年六月名古屋区裁判所判事（『官報』昭和17・6・5）、昭和一八年一二月福井地方裁判所部長（『官報』昭和18・12・17）、昭和一九年一月兼福井区裁判所判事（『官報』昭和19・1・18）、昭和一九年一二月京都地方裁判所判事・予審掛（『官報』昭和19・11・15）、昭和二〇年二月兼京都府裁判所判事・免予審掛（『官報』昭和20・3・3）、昭和二一年三月大阪控訴院部長・退職（『官報』昭和21・5・1）、昭和二二年一月弁護士登録・岐阜（『官報』昭和22・2・28）、昭和二三年五月二四日登録取消・死亡（『官報』昭和23・11・28）

#### ⑦ 由井健之助

明治三〇年四月一五日生、鳥取県東伯郡倉吉町、大正一五年八月高等試験予備試験合格、昭和二年一二月高等試験司法科及行政科合格、昭和三年四月司法官試補・岡山地方裁判所詰、昭和四年一月岡山地方裁判所予備判事、昭和五年六月佐賀地方裁判所予備判事、昭和五年九月山口地方裁判所判事、昭和一〇年二月広島地方裁判所判事、昭和一二年一二月鳥取地方裁判所判事、昭和一四年九月札幌地方裁判所判事（『人物事典』第3～5卷）、昭和一四年一二月函館地方裁判所兼函館区裁判所判事・予審掛（『官報』昭和14・12・29）、昭和一五年九月山口区裁判所兼山口地方裁判所判事（『官報』昭和15・9・12）、昭和一八年一月尾道区裁判所兼広島地方裁判所尾道支部判事（『官報』昭和18・2・2）、……昭和二二年九月現在・広島地方裁判所判事……昭和二二年九月弁護士登録・広島（『官報』昭和22・10・22）、昭和五五年八月一六日登録取消・死亡（『自由正義』昭和55年11月号）

● 「由井健之助」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月

#### ⑧ 吉田正之

● 明治三二年三月一六日生、広島県深安郡賀茂村、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・広島地方裁判所詰、大正一三年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一四年一月長野地方裁判所松本支部予備判事、大正一五年五月鳥取地方裁判所米子支部判事、昭和三年七月下関区裁判所判事、昭和六年四月山口地方裁判所判事、昭和一一年七月岡山地方裁判所判事（『人物事典』第2～5卷）、昭和一九年一二月広島地方裁判所兼簡易裁判所判事・予審掛（『官報』昭和19・12・15）、昭和二二年一月広島高等裁判所判事（『官報』昭和22・11・26、昭和23・1・24号外）、昭和二三年二月依願免本官（『官報』昭和23・3・2）、昭和二三年三月弁護士登録・広島（『官報』昭和23・4・27）、昭和四九年五月四日登録取消・死亡（『官報』昭和49・7・27）

#### ⑨ 山崎勝吉

● 明治一六年九月二六日生、熊本県上益城郡福田村、大正二年七月東京帝国大学法学部卒業、大正三年二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正四年一〇月大阪地方裁判所予備判事、大正五年二月徳島地方裁判所判事、大正六年一月神戸地方裁判所判事、大正七年一〇月神戸区裁判所判事、大正九年一〇月名古屋区裁判所判事、大正一二年四月横浜地方裁判所判事、大正一二年一〇月東京地方裁判所判事、大正一五年七月鳥取地方裁判所部長、昭和三年五月裁判所書記登用試験委員長、昭和三年七月広島控訴院判事、昭和七年四月山口地方裁判所部長、昭和九年四月長崎控訴院判事、昭和一二年一〇月長崎控訴院部長（『人物事典』第1～5卷）、昭和一五年四月秋田地方裁判所長（『官報』昭和15・4・16）、昭和一七年四月松山地方裁判所長（『官報』昭和17・4・14）、昭和二〇年四月退職（『官報』昭和20・4・30）、昭和二〇年

一一月弁護士登録・熊本〔官報〕昭和20・12・12、昭和四〇年九月一三日登録取消・死亡〔官報〕昭和40・11・20

#### ⑩ 辻富太郎 (広島判事参照)

●明治三十七年四月六日生、三重県河芸郡合川村、大正一三年三月日本大学法律科卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・広島地方裁判所詰、昭和三年一〇月山口地方裁判所予備判事、昭和四年六月山口地方裁判所判事、昭和八年五月広島地方裁判所判事、昭和一〇年二月宇和島区裁判所判事、昭和一二年九月益田区裁判所判事、昭和一四年四月広島区裁判所判事〔人物事典〕第3〜5巻、昭和一六年六月呉区裁判所兼広島地方裁判所呉支部判事・予審掛〔官報〕昭和16・6・21、昭和一八年一月山口地方裁判所兼山口区裁判所判事・予審掛〔官報〕昭和18・2・2、昭和二二年一月山口地方裁判所判事〔官報〕昭和22・11・26、昭和23・1・24号外、昭和二四年二月依願免本官〔官報〕昭和24・2・15、昭和二四年三月弁護士登録・山口〔官報〕昭和24・4・20

#### ⑪ 江本清平

●明治一五年一月二〇日生、東京市牛込区早稲田南町、明治三十七年七月明治大学専門部卒業、大正六年一二月判事検事登用試験及弁護士試験及第、大正六年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正八年七月東京地方裁判所予備判事、大正八年九月広島地方裁判所判事、大正一四年七月広島控訴院判事、昭和三年七月広島地方裁判所判事、昭和五年八月岡山地方裁判所判事、昭和九年四月山口地方裁判所部長、昭和一二年一二月岡山地方裁判所部長〔人物事典〕第2〜5巻、昭和一五年五月三十一日広島控訴院部長・死亡〔官報〕昭和15・6・4、昭和15・6・14

#### ⑫ 石丸友二郎

●明治三三年三月二九日生、松山市大字港町、大正一四年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一四年一二月高等試験司法科合格、昭和二年四月司法官試補・広島地方裁判所詰、昭和四年七月広島地方裁判所予備判事、昭和五年三月下関区裁判所判事、昭和八年五月山口地方裁判所判事、昭和一〇年七月米子区裁判所判事、昭和一二年九月宇和島区裁判所判事〔人物事典〕第3〜5巻、昭和一五年一二月尾道区裁判所兼広島地方裁判所尾道支部判事・予審掛〔官報〕昭和15・12・27、昭和一八年一月下関区裁判所兼山口地方裁判所下関支部判事〔官報〕昭和18・2・2、昭和二二年四月松山地方裁判所判事〔司法大観〕昭和32年、松山地方裁判所判事〔昭和23・1・24号外）、昭和二四年一月兼松山家庭裁判所判事〔官報〕昭和24・2・3、昭和二四年七月松山地方裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和27・2・4、昭和二七年六月高松高等裁判所判事〔官報〕昭和27・6・23、昭和三三年一二月高松地方裁判所判事〔官報〕昭和33・11・5、昭和三四年一月高松地方裁判所判事部事務総括者〔官報〕昭和34・1・6、昭和三六年七月秋田地方裁判所長兼秋田家庭裁判所長〔官報〕昭和36・7・4、昭和三八年五月高松地方裁判所長〔官報〕昭和38・5・18、昭和四〇年三月定年退官〔官報〕昭和40・3・31、昭和四〇年四月弁護士登録・愛媛〔官報〕昭和40・5・1、昭和六二年九月一二日登録取消・死亡〔官報〕昭和62・10・13

## 2 検事

#### ⑬ 杉本時三郎

●明治二年四月四日生、愛知県中島郡開明村↓愛知県中島郡今伊勢村、明治二四年七月専修学校卒業、明治二六年一〇月判事検事登用試験及第、明治二六年一〇月司法官試補・

佐賀区裁判所詰、明治二九年五月行事区裁判所検事、明治二九年二月長崎区裁判所検事、明治三一年一〇月大分区裁判所検事、明治三三年二月名古屋地方裁判所検事、明治三四年一〇月東京地方裁判所検事、明治四〇年一月横浜区裁判所検事、明治四三年四月名古屋控訴院検事、大正二年六月名古屋市立商業学校法律科講師囑託、大正六年一月富山地方裁判所検事正、大正九年八月名古屋控訴院検事、大正一一年七月前橋地方裁判所検事正、大正一二年四月函館地方裁判所検事正、大正一三年一二月鹿児島地方裁判所検事正、昭和二年一二月山口地方裁判所検事正、(人物事典 第133巻)、昭和五年九月金沢地方裁判所検事正(官報 昭和5・9・23)、昭和七年四月大審院判事・退職裁判所構成法第80条ノ2(官報 昭和7・4・5)6、昭和七年四月弁護士登録・名古屋(官報 昭和7・5・16)、昭和二七年三月一二日登録取消・死亡(官報 昭和27・4・16)

#### ⑭ 相原守正(鳥取検事参照)

●明治二〇年三月一四日生、愛媛県伊予郡北伊予村、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年八月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正五年七月神戸地方裁判所予備検事、大正六年二月宇都宮区裁判所検事、大正七年四月小浜区裁判所検事、大正八年六月金沢区裁判所検事、大正一一年六月笠岡区裁判所検事、大正一二年八月岡山地方裁判所検事、大正一四年七月下関区裁判所検事、昭和三年七月山口地方裁判所検事、昭和四年一二月鳥取地方裁判所検事、昭和九年七月三次区裁判所検事、昭和一〇年一月浜田区裁判所検事、昭和一一年一二月津山区裁判所検事(人物事典 第2巻55巻)、昭和一二一年一二月呉区裁判所兼広島地方裁判所呉支部検事(官報 昭和12・12・29)、昭和二〇年六月尾道区裁判所兼広島地方裁判所尾道支部検事(官報 昭和20・6・20)、昭和二二年三月大審院検事・退職(官報 昭和21・

4・2号外)、昭和二二年五月弁護士名簿登録・広島(官報 昭和21・6・26)、昭和三七年五月五日登録取消・死亡(官報 昭和37・7・25)

#### ⑮ 帯刀吉五郎(松山検事参照)

●明治一三年一月一〇日生、島根県簸川郡田義村、明治三四年七月日本法律学校卒業、明治四二年一二月弁護士試験及第、明治四三年一月弁護士名簿登録・広島(官報 明治43・1・22)、明治四三年九月弁護士名簿登録換・福井(官報 明治43・10・1)、大正六年九月(官報 大正6・9・18)、大正六年九月金沢地方裁判所兼金沢区裁判所検事(官報 大正6・9・12)、大正一〇年七月四日市区裁判所検事、大正一二年八月三次区裁判所検事、大正一三年一二月浜田区裁判所検事、大正一五年一二月松山地方裁判所検事、昭和四年一二月山口地方裁判所検事、昭和八年一二月米子区裁判所検事、昭和一一年五月岩国区裁判所検事(人物事典 第255巻)、昭和一六年一月広島控訴院検事・退職(官報 昭和16・11・13)、昭和一六年一二月公証人・鳥取(官報 昭和16・12・11)、昭和二〇年一一依願免公証人(官報 昭和20・11・6)

●正四位勳五等、公証人(鳥取地方裁判所所屬)、鳥取市東町鳥取地方裁判所気付、「閱歴」島根県高田與四郎長男、明治一三年一月生れ、明治二三年帯刀乙吉の養子となる、明治三四年日本法律学校卒業、大正六年任検事、金沢地方裁判所同区、四日市区、三次区兼同支部、浜田区兼同支部、松山地方兼同区、山口地方兼同区、米子区兼同支部、岩国区兼山口地方岩国支部、各裁判所検事歴補、昭和一六年一月補広島控訴院検事と共に退職、同月現職に就く、「家族」妻松子(明治二五年生)石川県渡邊二郎姉、長男正雄(大正元)、二女悦子(大正八)東京洋裁専門卒、三女美津子(大正一一)東京家政専門卒、長女美代子(大正五)は山口県桂質に嫁す(昭和人名辞典 第3巻)

⑩ 田口環 (盛岡・釧路検事参照)

● 明治一七年五月一日生、熊本市京町、明治四〇年七月東京帝国大学法科大学卒業、明治四〇年七月司法官試補・福岡地方裁判所詰、明治四二年四月山形区裁判所検事、明治四三年五月大分区裁判所検事、明治四四年五月福岡区裁判所検事、明治四五年七月都城区裁判所検事、大正二年五月山鹿区裁判所検事、大正三年六月長崎区裁判所検事、大正六年九月下関区裁判所検事、大正八年六月岩国区裁判所検事、大正八年七月舟木区裁判所検事、大正九年九月水戸区裁判所検事、大正一〇年十一月東京区裁判所検事、大正一二年四月大津地方裁判所検事、大正一四年四月大阪控訴院検事、昭和四年一月下関区裁判所検事、昭和四年九月広島控訴院検事、昭和七年一月釧路地方裁判所検事正、昭和九年五月盛岡地方裁判所検事正、昭和一二年六月奈良地方裁判所検事正 (人物事典 I-V)、昭和一五年一月大審院検事 (官報 昭和15・1・12)、昭和二〇年三月退職 (官報 昭和20・4・4)、昭和二〇年九月大士登録・第一東京 (官報 昭和20・10・12)、昭和二二年四月登録取消 (官報 昭和22・5・30)、昭和二二年五月公証人 (日本公証制度沿革史 昭和43年)、昭和二七年一二月辭職 (官報 昭和28・1・9)、昭和三十一年一〇月二三日死亡 (朝日新聞 昭和31・10・24)

● 「田口環」(『帝国大学出身名鑑』、校友調査会・一九三二年一〇月)、「田口環」(『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一〇月)

⑪ 瀧石政治郎

● 明治二六年二月三日生、高知県吾川郡伊野村、大正一〇年七月中央大学専門部法科卒業、大正一一年一〇月判事検事登用試験及第、大正一一年一〇月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一三年六月岡山地方裁判所予備検事、大正一四年八月岡山区裁判所検事、大

正一五年一二月津山区裁判所検事、昭和三年七月今治区裁判所検事、昭和四年一二月山口区裁判所検事、昭和六年五月神戸区裁判所検事、昭和一二年四月姫路区裁判所検事 (人物事典 第3・5巻)、昭和一五年九月洲本区裁判所兼神戸地方裁判所洲本支部判事検事、昭和一六年五月札幌保護観察所長、昭和一七年一月札幌少年審判所長、昭和一八年五月大阪少年審判所審判官、昭和二一年三月広島少年院長、昭和二三年一月大阪高等検察庁検事、昭和二六年四月依願免本官 (官報 昭和26・5・16)、昭和二六年五月公証人 (司法大観 昭和32年)、昭和三八年二月依願免公証人 (官報 昭和38・2・6)、昭和三八年五月弁護士登録・大阪 (官報 昭和38・6・14)、昭和四五年七月六日登録取消・死亡 (官報 昭和45・9・29)

⑫ 松野甚之助

● 明治一九年一月九日生、鹿児島県出水郡出水町、大正八年七月京都帝国大学法学部卒業、大正八年八月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正九年五月東京地方裁判所詰、大正一〇年四月高知地方裁判所検事、大正一一年四月大分地方裁判所検事、大正一二年八月飯塚区裁判所検事、大正一三年一月広島区裁判所検事、大正一四年一二月三次区裁判所検事、昭和二年三月呉区裁判所検事、昭和四年一二月下関区裁判所検事、昭和六年五月山口区裁判所検事、昭和九年七月鳥取地方裁判所検事、昭和一一年五月福山区裁判所検事 (人物事典 第2・5巻)、昭和一五年三月新発田区裁判所兼新潟地方裁判所新発田支部検事 (官報 昭和15・3・14)、昭和一六年三月延岡区裁判所兼宮崎地方裁判所延岡支部検事 (官報 昭和16・4・4)、昭和一七年二月大島区裁判所兼鹿児島地方裁判所大島支部検事 (官報 昭和17・2・4)、昭和一八年一月八代区裁判所兼熊本地方裁判所八代支部検事 (官報 昭和18・11・9)、昭和二一年三月福岡控訴院検事・退職 (官報 昭和21・4・2号外)、昭和二一年七月弁護士登録・熊本 (官報 昭

和21・9・26）、昭和三三年五月登録取消（官報 昭和33・6・9）

### ⑲ 加藤成正

明治三十七年七月五日生、松江市母衣町、大正一五年三月中央大学法律科卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和三年一〇月広島地方裁判所予備検事、昭和四年六月広島区裁判所検事、昭和五年五月浜田区裁判所検事、昭和六年四月山口区裁判所検事、昭和七年二月米子区裁判所検事、昭和七年四月鳥取地方裁判所検事、昭和一〇年一〇月広島区裁判所検事、昭和一二年一〇月松本区裁判所検事、昭和一三年三月東京区裁判所検事（人物事典 第3～5巻）、昭和一四年二月静岡区裁判所検事、昭和一八年六月東京刑事事地方法裁判所検事、昭和二〇年七月水戸区裁判所検事、昭和二〇年一〇月水戸地方裁判所検事、昭和二一年八月東京控訴院検事、昭和二二年八月札幌高等裁判所検事、昭和二四年五月秋田地方檢察庁検事正、昭和二七年三月山口地方檢察庁検事正、昭和三一年四月長野地方檢察庁検事正、昭和三三年七月広島地方檢察庁検事正、昭和三六年二月長屋地方檢察庁検事正、昭和三八年四月横浜地方檢察庁検事正、昭和三九年八月退職（官報 昭和39・8・4）、昭和三九年八月公証人（司法大観 昭和32年・昭和42年）、昭和四九年六月依願免公証人（官報 昭和49・7・1）、昭和四九年七月弁護士登録・横浜（官報 昭和49・10・2）、平成元年四月一四日登録取消・死亡（官報 平成元・5・22）

●「加藤成正」（『全国弁護士大観』法曹論・一九七七年六月）

### ⑳ 榊原芳夫

明治二八年九月一五日生、沼津市、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備検事、大正一

二年八月松江區裁判所検事、大正一三年八月浜田區裁判所検事、大正一五年二月岡山区裁判所検事、昭和四年一月松江區裁判所検事、昭和七年四月大洲區裁判所検事、昭和九年七月山口區裁判所検事、昭和一一年五月山口地方裁判所検事、昭和一三年五月横浜地方裁判所検事（人物事典 第3～5巻）、昭和一五年二月横須賀區裁判所検事、昭和一六年四月沼津區裁判所検事、昭和二〇年二月東京控訴院検事・退職、昭和二〇年四月弁護士登録・静岡、昭和三十一年二月登録取消、昭和三十一年三月公証人・静岡（司法大観 昭和32年）、昭和四〇年九月免公証人（官報 昭和40・9・22）、昭和四〇年一〇月弁護士登録・静岡（官報 昭和40・11・20）、昭和四七年二月二九日登録取消・死亡（官報 昭和45・4・25）

### 3 弁護士

#### ㉑ 千々松安太郎

●明治四年一二月二〇日生（昭和山口県人物誌 平成2年）、「出身地」山口、「事務所」山口市相物小路第一二、「電話」山口九（日本弁護士名簿 昭和4年）、明治二四年七月和仏法律学校卒業（九大法律学校大勢一覽 明治31年）、明治二六年一二月弁護士試験及第（官報 明治26・12・8）、昭和二七年一月弁護士登録・東京（官報 明治27・1・10）、明治二九年九月登録換・山口（官報 明治29・6・10）、明治三七年四月～明治四一年四月・大正七年四月・大正八年四月山口弁護士会長（日本弁護士名簿 該当年）、昭和二六年一月二二日登録取消・死亡（官報 昭和26・5・18）

●明治四年一二月二〇日山口県厚狭郡吉部村（現、楠町）に生まれる。明治二四年和仏法律学校（法政大学の前身）卒業。明治二六年一二月第一回弁護士試験に合格、明治二九年山口市で弁護士開業。山口弁護士会長、吉敷郡会議員、山口町会議員、山口県会議員、山口市会議

員を歴任。後年、憲政会山口県支部の重鎮であった。清廉潔白、情宜に深く、よく大局に通じていた。昭和二六年一月二二日没、七九歳。(中西輝鷹『昭和山口県人物誌』マツノ書店・一九九〇年)

## ②② 千々松秀二(旧姓、前田)

●「出身地」山口、「事務所」山口市相物小路、「電話」―、昭和三年一二月高等試験司法科合格(官報)昭和3・10・30)、昭和三年一二月弁護士登録・山口(官報)昭和3・12・18)、昭和八年四月(昭和)一〇年四月・昭和一四年四月・昭和一七年四月山口弁護士会副会長(日本弁護士名簿)該当年)、昭和二二年四月山口弁護士会長(日本弁護士沿革史)昭和34年)、昭和二七年六月登録取消(官報)昭和27・7・5)、昭和二七年六月公証人・山口(官報)昭和27・6・19)、昭和三六年一〇月八日死亡(官報)昭和36・12・8)

## ②③ 中村了詮(旧姓、隈井)

●「出身地」山口、「事務所」山口市相物小路、「電話」―、明治三二年一二月判事検事登用試験及第(官報)明治32・11・22)、明治三二年一二月司法官試験補・松山区裁判所詰(官報)明治32・12・14)、明治三四年七月尾道区裁判所判事(官報)明治34・7・26)、明治三五年四月松江地方裁判所判事(官報)明治35・5・1)、明治三六年一二月赤間関区裁判所判事(官報)明治36・12・3)、明治三七年二月富山地方裁判所兼富山区裁判所判事(官報)明治37・3・2)、明治三七年五月解兼職(官報)明治37・5・27)、昭和三八年二月兼富山区裁判所監督判事(官報)明治38・2・25)、昭和三八年一二月富山区裁判所兼富山地方裁判所判事(官報)明治38・11・22)、明治三九年一二月富山地方裁判所判事・予審掛(官報)明治39・11・9)、明治四〇年一〇月退職(官報)明治40・10・9)、明治四〇年一〇月弁護士登録・富山(官報)明治40・10・29)、明治四三年八月登録換・東京(官報)明治43・8・12)、昭和四年三月登録換・山口(官報)昭和4・4・2)、昭和八年四月山口弁護士

会長(日本弁護士名簿)昭和4年)、昭和一八年三月三日登録取消・死亡(官報)昭和18・4・19)

## ②④ 小河虎彦

●明治二一年四月一日生、「出身地」大分、「事務所」山口市大字今道第二二、「電話」山口五〇(日本弁護士名簿)昭和4年)、明治四四年七月明治大学法律科卒業(大衆人事録)昭和18年)、大正五年一二月判事検事登用試験及第(官報)大正5・12・12)、大正五年一二月司法官試験補・東京地方裁判所詰(官報)大正5・12・28)、大正六年二月依願免司法官試験補(官報)大正6・2・10)、大正六年三月弁護士登録・山口(官報)大正6・3・8)、昭和五年四月山口弁護士会長(日本弁護士名簿)昭和5年)、昭和一〇年三月衆議院議員当選(立憲民主党(衆議院議員名鑑)平成2年)、昭和二七年四月・昭和二八年四月山口弁護士会長(日本弁護士沿革史)昭和34年)、昭和五〇年五月八日登録取消・死亡(官報)昭和50・7・9)

●「生年月日」明治二一年四月一日生、「本籍」山口県山口市、「現住所」山口市今道(電話五〇)、「家庭」昭和四年六月結婚(夫人 山口市後藤鶴吉長女静子)、「世系」世々日出藩士、大分県速見郡日出町合屋家次の二男に生まれ、大正六年小河家に親族入籍。先代小河源一は、大分県宇佐郡長洲町の出身、山口に住し、弁護士にして、明治三五年山口県選出代議士となり、爾来引き続き六回当選し、大正五年一二月二七日没。「経歴」明治四四年明治大学法律科卒業、大正二年陸軍一年志願兵として入営、大正四年歩兵曹長に昇進し、大正五年一二月判事検事登用第一回試験及第、大正五年一二月司法官試験補に任じ、大正六年二月司法官試験補を辞し、大正六年三月弁護士開業、昭和六年山口弁護士会会長、昭和六年山口県会議員に当選、昭和一〇年三月衆議院議員補欠選挙で当選(立憲民政党)、昭和五〇年五月八日死亡、「趣味」花道。(松田元介編『御大典記念防長人士発展鑑』山都房・一九三二年、『議會制度百年史』衆議院議員名鑑、

②5 吉田助

●「出身地」山口、「事務所」下関市、「電話」下関一三九二（日本弁護士名簿 昭和4年）、大正七年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報 大正7・7・11）、大正一〇年六月弁護士登録・山口（官報 大正10・6・18）、昭和一八年六月七日登録取消・死亡（官報 昭和18・7・16）

②7 田崎慶一

●「出身地」佐賀、「事務所」下関市赤岸町三丁目第八、「電話」下関一一〇五（日本弁護士名簿 昭和5年）、明治三五年一二月弁護士試験及第（官報 明治35・12・6）、明治三六年一月弁護士登録・東京（官報 明治36・1・13）、明治三九年八月登録換・佐賀（官報 明治39・8・20）、大正二一年一〇月登録換・山口（官報 大正2・11・7）、昭和九年四月山口弁護士会長（日本弁護士名簿 昭和9年）、昭和二三年六月二七日登録取消・死亡（官報 昭和23・7・21）

②8 松野一衛

●「出身」山口、「事務所」下関市赤岸町、「電話」下関二三三五（日本弁護士名簿 昭和5年）、大正一一年九月弁護士試験及第（官報 大正11・9・30）、大正一一年一二月弁護士登録・東京（官報 大正11・11・28）、大正一三年一月登録換・山口（官報 大正13・1・25）、昭和六年四月・昭和九年四月山口弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和6年・昭和9年）、昭和五一年五月登録取消（官報 昭和51・6・28）

②9 渡邊信男

●「出身」東京、「事務所」小倉市紺屋町、「電話」小倉二二七（日本弁護士名簿 昭和5年）、大正四年一二月判事検事登用試験及第（官報 大正4・12・7）、大正四年一二月司法官試補・神

戸地方裁判所詰（官報 大正4・12・26、大正4・12・28）、大正六年七月神戸地方裁判所予備検事（官報 大正6・7・27）、大正六年九月長崎区裁判所兼長崎地方裁判所検事（官報 大正6・9・26）、大正八年六月島原区裁判所検事（官報 大正8・6・21）、大正九年一二月小倉区裁判所判事（官報 大正9・12・8、9）、…兼福岡地方裁判所小倉支部判事…、大正一〇年一〇月臼杵区裁判所判事（官報 大正10・10・25）、大正一一年一月退職（官報 大正11・2・2）、大正一一年三月弁護士登録・福岡（官報 大正11・3・13）、昭和一四年四月福岡弁護士会副会長（福岡弁護士会史 下巻 昭和61年）、昭和一五年五月二一日登録取消・死亡（官報 昭和15・6・12）

③0 三原鼎

●「出身」山口、「事務所」大阪市北区堂島浜通二ノ一四、「電話」北一一〇（日本弁護士名簿 昭和6年）、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報 明治44・7・13）、大正二年一二月月弁護士登録・東京（官報 大正2・12・2）、大正一五年一〇月登録換・大阪（官報 大正15・10・29）、昭和一一年三月登録換・山口（官報 昭和11・4・10）、昭和一二年四月・昭和一三年四月山口弁護士会副会長（日本弁護士名簿 昭和12年・昭和13年）。（注）「日本弁護士名簿」昭和17年版から、三原鼎は記載されていない。

③1 弘中武一

●明治一一年一月三一日生、「出身地」山口、「事務所」山口市大字早間田第一三、「電話」山口八二（日本弁護士名簿 昭和9年）、明治三三年七月日本法律学校卒業、明治三四年一二月判事検事登用試験及第、明治三四年一二月司法官試補（予備陸軍歩兵少尉）・広島区裁判所詰、明治三六年七月赤間関区裁判所検事、明治三七年六月松江区裁判所検事、明治三九年四月広島地方裁判所判事、明治三九年一月山口地方裁判所判事、大正二年五月鳥取地方裁判



所判事、大正三年一月岩国区裁判所監督判事（『人物事典』第1巻）、大正五年七月山口地方裁判所部長・退職（『官報』大正5・7・15）、大正五年八月弁護士登録・山口（『官報』大正5・8・11）、昭和一二年四月・昭和一三年四月山口弁護士会長（『日本弁護士名簿』大正12年・13年）、昭和二三年四月山口弁護士会長（『日本弁護士沿革史』昭和34年）、昭和三六年一月六日登録取消・死亡（『官報』昭和36・12・13）

●大正五年山口市で弁護士開業、以来、地区民の自由と人権を守ってきた。昭和二三年人権擁護委員を依嘱され、以後山口県弁護士会長、山口県選挙管理委員長など歴任、山口県調停委員協会連合会長として民事調停に活躍、山口県法曹会の長老として温厚な人柄は、広く親しまれていた。昭和三六年一月六日胆嚢炎のため没、八三歳（中西輝麿『昭和山口県人物誌』マツノ書店・一九九〇年）

（補注）「山口における陪審裁判（一）」で、裁判員制度において、国民の司法参加が真に行われているかを検証し、制度の成否を判断すためには、その資料として、「説示・評議の議事録が作成され、公開される必要がある」（六四頁）と述べた。

その発想が湧いたのは、明治三三年四月二十九日、大阪で開かれた「日本弁護士協会臨時総会」における第九号議案に「民事裁判所の合議公開に関する議案」が上程され、提案者から「合議の公開に関しては、恐くは異議なからん。唯其の方法如何に至りては議論を生ずる問題少からず」と説明があり、それに対して賛否の討論があり、「上告裁判所の合議は民刑を通じて、之を公開すべし」という修正案が出されるなど、議論がなされていたからである。（『日本弁護士協会録事』第三二号、明治三三年五月）。

なお、その結果は、「上告裁判所の合議を公開すること」が決議されたが、これは、すでに評議員会で審議され、公開説が可決されていた影響と思われる（『日本弁護士協会録事』第一号・第二号、明治三〇年七月・九月）。また、右臨時総会において、刑事裁判の合議公開を除いたのは、明治三三年四月、評議員会で「陪審制度を設くるの件」が、更に討議に付される予定であった（『日本

弁護士協会録事』第三二号、明治三三年四月）ためであろう。

（後記）

（一）本稿は、平成二〇年二月一三日（午後一時～三時三〇分）、広島修道大学図書館会議室において開催された「広島修道大学『明治期の法と裁判』研究会」第五回研究会において、増田修が報告した「山口における陪審裁判（二）」―防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心に見る陪審裁判―のレジュメを増補したものである。

（二）「資料三」の上告審判決書謄本は、原審判決書原本と共に、山口地方検察庁において、増田修（広島弁護士会所属弁護士）、紺谷浩司（西南学院大学法科大学院教授・広島大学名誉教授）、加藤高（広島修道大学名誉教授）が閲覧し、デジタルカメラで撮影した。上告審判決謄本のファイルは、矢野達雄（広島修道大学教授）と紺谷が作成した。「資料四」の新聞記事は、山口県立図書館において、増田、加藤、紺谷が調査・収集した。新聞記事のファイルは、矢野と紺谷が作成した。「資料五」は、増田が資料を調査して、ファイルを作成した。そして、本稿は、増田が、それらのファイルを編集し、各資料に前書と注を付した。

（追補）平成三〇年七月一七日 増田修記

本稿は、「山口における陪審裁判（1）」（『修道法学』第三二巻第一号・二〇〇八年九月三〇日）および「山口における陪審裁判（2）」（『修道法学』第三二巻第一号・二〇〇九年九月三〇日）を合冊した。そして、「資料五 陪審公判を担当した判検事・弁護士の履歴」を増補したものである。また、副題を改め、「広島控訴院管内で行われた陪審裁判に関する資料集・第二編」とした。